

尾道市民

暮らしの ガイドブック



尾道 O N O M I C H I ってこんなまち



地勢と気候

大半が山地で、島しょ部は概して急峻で平地に乏しく、平地は尾道水道・御調川沿い・島しょ部の海岸沿いに形成されています。

また、国立公園である瀬戸内海は独特の多島美を有しており、海・島と山地、丘陵が織りなす多様で豊かな自然は本市の特徴となっています。

気候は温暖で降雨量が比較的小さい瀬戸内型に属しますが、内陸部は温度較差がやや大きい山間部の特性を示しています。

人口・世帯数

令和7年2月28日現在

世帯数
64,018世帯

面積
284.89km²

総人口 125,936人

男 61,505人

女 64,431人



情報をキャッチしよう！



市 HP



LINE



Youtube



広報おのみち

市章



上の細い部分が向島、下の広い部分が尾道、その間の部分が尾道水道をそれぞれシンボル化したものという説が有力です。そのほか、尾道の別名“玉の浦”の名の起源である千光寺の玉の岩を象徴化した、あるいは足利氏の家紋(二引両)に由来するなどの説もあります。明治31(1898)年制定



市の木・花 桜

市の木 昭和49(1974)年5月1日選定

市の花 平成8(1996)年6月26日選定



市技 囲碁

尾道市では、囲碁を市技と定めて、囲碁文化の継承や囲碁の普及に取り組んでいます。

平成17(2005)年12月21日制定

平成18(2006)年1月10日施行

姉妹都市

愛媛県今治市 昭和43(1968)年7月15日締結

島根県松江市 平成24(2012)年2月5日締結

友好交流都市

オンフルール市(フランス) 平成10(1998)年5月13日樹立

釜山広域市(大韓民国) 平成25(2013)年5月24日締結

嘉義市(台湾) 平成28(2016)年12月22日締結

台中市(台湾) 平成29(2017)年9月29日締結

尾道市民憲章 昭和53(1978)年4月18日制定

- 1 伝統を生きし 文化遺産をうけつぎ
風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く
清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で
こころ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る
平和なまちにしよう
- 1 生きて働らくことに喜びをもち
希望にみちたまちにしよう

日本遺産のまち おのまち

日本遺産とは？

日本遺産とは文化庁が認定した、日本の文化・伝統を語る「ストーリー」のことです。

例えば「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」では、「なぜ尾道は箱庭のようなまちになったのか？」をストーリーにして紹介しています。

「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」【平成27年4月認定】

尾道三山と対岸の島に囲まれた尾道は、町の中心を通る「海の川」とも言うべき尾道水道の恵みによって、中世の開港以来、瀬戸内随一の良港として繁栄し、人・もの・財が集積しました。

その結果、尾道三山と尾道水道の間の限られた生活空間に多くの寺社や庭園、住宅が造られ、それらを結ぶ入り組んだ路地・坂道とともに中世から近代の趣を今に残す箱庭的都市が生み出されました。

迷路に迷い込んだかのような路地や、坂道を抜けた先に突如として広がる風景は、限られた空間ながら実に様々な顔を見せ、今も昔も多くの人を惹きつけてやみません。

「日本最大の海賊の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」【平成28年4月認定】

戦国時代、宣教師ルイス・フロイスをして“日本最大の海賊”と言わしめた「村上海賊」“Murakami KAIZOKU”。

理不尽に船を襲い、金品を略奪する「海賊」(パイレーツ)とは対照的に、村上海賊は掟に従って航海の安全を保障し、瀬戸内海の交易・流通の秩序を支える海上活動を生業としました。

その本拠地「芸予諸島」には、活動拠点として築いた「海城」群など、海賊たちの記憶が色濃く残っています。

尾道・今治をつなぐ芸予諸島をゆけば、急流が渦巻くこの地の利を活かし、中世の瀬戸内海航路を支配した村上海賊の生きた姿を現代において体感できます。

「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」【平成30年5月追加認定】

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。

そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。

また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。



尾道市は全国最多
3つの日本遺産に認定されています。
SNS等で情報発信を行っています。

▲ Instagram

▲ X

▲ Facebook

▲ 日本遺産尾道市公式
WEBサイト

食材の宝庫 おのみち



いちじく

主に蓬莱柿(ほうらいし)という品種が、沿岸部や島しょ部で栽培されています。上品な甘みの中にある独特の酸味が特徴です。



もも

沿岸部・向島を中心に栽培されています。濃い甘みと上品な香りが特徴です。



スナップエンドウ

主に因島で栽培されています。新鮮な緑と甘みが強く癖のない味で、近年生産量が増えています。市場でも高く評価されています。



トマト

向島・岩子島・因島で主に栽培されています。瀬戸内固有のミネラル豊富な土壌で育った「桃太郎ヨーク」は大玉で甘みと酸味が程よく調和しています。



ぶどう(デラウェア)

主に木ノ庄・原田地区で栽培されています。独特の香りを持つ、小粒の甘いぶどうです。



わけぎ

吉和、岩子島、因島を中心に1年中栽培されています。全国一の生産量を誇る尾道を代表する野菜です。



はっさく

因島が発祥の地です。パリッとした歯ごたえと、ほんのりした苦みが特徴です。

尾道ブランド 農産物 認証制度

尾道の優れた農産物をブランド化して、消費量の増加と尾道のPRに取り組んでいます。

尾道ブランド農産物とは、尾道市農業協同組合またはひろしま農業協同組合せとだ柑橘事務所が集荷・販売する農産物の内、安全・安心が確認できる品目であることなどについて委員会が認証された農産物です。



アコウ(キジハタ)

「幻の魚」と呼ばれていましたが、稚魚の放流を続けてきた努力で、尾道近海でたくさん獲れるようになりました。



アサリ

身太りが良く、味が濃いと自慢でしたが、魚による食害などで激減しました。現在は、アサリ資源回復に取り組んでいます。



デベラ(タマガンゾウビラメ)

潮風にあてて干す風景は、尾道の冬の風物詩です。木づちで叩いて骨まで柔らかくし、あぶって食べます。



チヌ(クロダイ)

栄養価が高いため、尾道では産後の母親に食べさせる習慣があるとされます。



ワタリガニ(ガザミ)

尾道のワタリガニは濃厚な味が特徴です。オスはミソ、メスは内子と、どちらも人気です。



タチウオ

ひき縄つりで仕留める因島のタチウオの美味しさは格別です。



マダイ

春には桜鯛と呼ばれ、見た目も鮮やかで脂乗りが良くなります。尾道を代表する味と美しさです。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>6 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ● もしものためにいまできること ● 尾道市WEB版ハザードマップ ● 尾道防災ラジオ ● 尾道防災アプリ ● 消防・防災・防犯 <p>14 暮らしの届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍の届出 ● 特別永住者証明書に関する届出・申請手続き ● 住居表示に関する届出 ● 印鑑登録 ● 火葬などの許可の手続き ● パスポート（旅券）申請・交付 ● 臨時運行許可の手続き ● マイナンバー制度 ● 各種証明書の交付 ● 事前登録型本人通知制度 <p>22 税金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市税 ● 市税と保険料の納付 ● 税等に関する証明 <p>24 年金・保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金 ● 国民健康保険 ● 後期高齢者医療 | <p>32 福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険 ● 高齢者福祉 ● 障害者福祉 <p>40 健康・医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康 ● 公立病院 <p>44 子育て・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産 ● 子どもの健康 ● 児童福祉 ● 保育所（園）・認定こども園 ● 幼稚園 ● 小・中学校 ● 放課後児童クラブ ● 放課後子ども教室 ● 図書館 <p>52 暮らし・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住まい・土地・建物 ● 上下水道の利用 ● 小型浄化槽設置整備事業補助金 ● し尿処理 ● ごみの出し方 ● 犬の登録および犬鑑札等の交付 | <p>57 産業・商工</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業 ● 商工 <p>58 スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用について <p>60 相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談 <p>62 市政・市民参加・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会 ● 選挙 ● 広報 ● 市民参加と協働のまちづくり <p>65 施設・交通案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設など ● 交通機関 |
|--|---|---|

〈マイナンバー利用手続〉

番号と本人確認をします。



マイナンバーが必要な手続を示しています。番号確認と本人確認ができるものをご提示ください。

ページ ID HPID

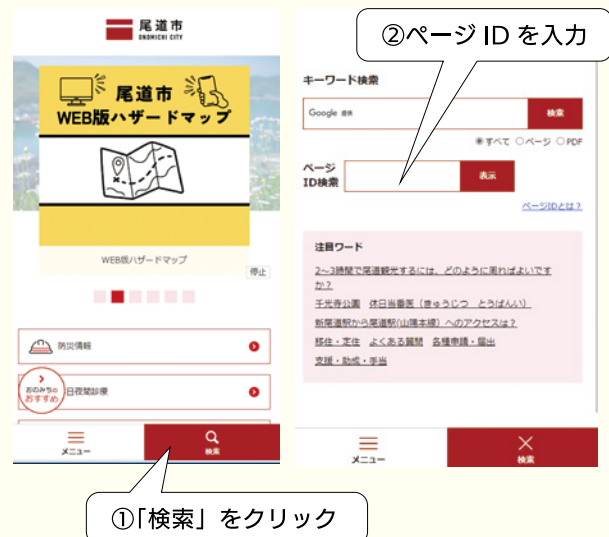
市ホームページで詳しくご確認いただけます。

検索方法

■PC



■スマートフォン・タブレット



誕生

国民健康保険	26
・加入の手続き	26
親子(母子)健康手帳	44

子育て

子育て	44
・子育て世代包括支援センター	44
・保育所(園)・認定こども園	47
・幼稚園	48
予防接種	45
子ども医療費助成	45

教育

教育	48
・小・中学校	48

成人

国民年金	24
選挙	62

結婚

婚姻届	14
-----	----

生活

市税	22
国民年金	24
国民健康保険	26
暮らし	52
・ごみ	56
・上下水道	54

壮年

健康づくり	40
・各種健診(検診)	40

老後

後期高齢者医療	30
介護保険	32
高齢者福祉	34

緊急

災害	6
火災	13

転入届 14

転入してきたら
転入した日から14日以内に届出

転出届 14

市外へ転出するとき
転出前に届出

転居届 14

市内で住まいが変わったら
転居した日から14日以内に届出

印鑑登録 16

必要なとき

死亡届 14

家族が亡くなったら
死亡の事実を知った日から7日以内に届出

婚姻届 14

結婚したら
届出た日から効力

出生届 14

赤ちゃんが生まれたら
生まれた日から14日以内に届出

戸籍の届出・各種登録は市役所へ
届け出てください

 のマークの場合には
市役所に届出が必要です



もしも いま

のために
できること



災害のリスクを知る

災害が起こる前に、自分の住んでいる場所の土砂災害や、河川氾濫による浸水、津波などのリスクを確認しておきましょう。

CHECK!

WEB版ハザードマップの活用

尾道市の災害種別ごとの警戒区域や、避難所の位置がわかります。
WEB版ハザードマップを活用して、災害に応じた避難場所や避難方法などを、家族で話し合いましょう。



→ WEB 版ハザードマップの詳しい使い方は 8 ページへ！



非常持ち出しグッズの準備

災害で避難しなければならない場合に備えて、家族構成に応じて、生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。非常持ち出し品は、両手が見えるリュックサックに入れてすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

非常持ち出し品の例

水や食料、常備薬、簡易トイレ、トイレットペーパー、モバイルバッテリー、生理用品、赤ちゃん用品、現金、衣類、タオル、歯ブラシ、マスク、懐中電灯、上履き、免許証、マイナンバーカード等



CHECK!

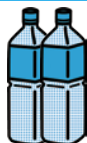
食品の家庭備蓄

大規模災害発生時には、ライフライン復旧まで1週間以上を要する場合があります。また、災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流機能の停止によって、1週間程はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。

このため、災害発生時に自宅で生活することも考えて、**最低3日分～1週間分×人数分の食品**の家庭備蓄をしておきましょう。

必需品

- 水
- カセットコンロ
- カセットボンベ



主食

- 米、パックご飯
- カップ麺類、乾麺



主菜

- レトルト食品
- 缶詰(肉・魚)



副菜・その他

- 日持ちする野菜
- 調味料
- 梅干し、のり、乾燥わかめ等

防災情報の収集方法を知る

尾道市はさまざまな方法で防災情報を発信しています。
災害が起こる前に使い方を知り、登録が必要な物は登録を済ませておきましょう。



尾道市防災ラジオ

災害時に避難情報や避難所開設情報などの防災情報を放送します。

→ 防災ラジオの詳細情報は10ページへ！



尾道防災アプリ

尾道市の防災情報を掲載しています。
過去のお知らせも確認ができます。

→ 防災アプリの登録方法は11ページへ！



以下のツールからも、市内の避難情報などを配信します。



LINE

HPID 15626



X (@onomichi_bousai)



エフエムおのみち



尾道市安全・安心メール

HPID 78929

ご登録いただいたからの携帯電話等に、市内の防災情報をメールで配信します。

避難情報の確認

尾道市が発令する避難情報や、気象庁から発表される気象情報には以下のものがあります。ただし、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。警戒レベル5の発令を待ってはいけません。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	緊急安全確保	命を守るための最善の行動をとりましょう
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難！！~~~~~		
4	避難指示	危険な場所から全員避難しましょう
3	高齢者等避難	避難に時間がかかる方は危険な場所から避難しましょう
2	大雨・洪水・高潮注意報	自らの避難行動を確認しましょう
1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう

### 安全な場所にいる人は、必ずしも避難する必要はありません

日ごろから、お住まいの地域がどのような災害のリスクが高い場所か確認しておきましょう。  
ただし、リスクは低くても油断せず、状況に応じて行動しましょう。







# 尾道市WEB版ハザードマップ



**リスクを知る** ある場所にどのような災害リスクがあるかを調べる時に使うのがハザードマップです。尾道市内のハザードマップは「WEB版ハザードマップ」で確認できます。



開き方 ⇒

HPID 42568

1 市HPを開き **防災情報** へ進みます。

2 **WEB版ハザードマップ** へ進みます。



二次元コード

## 地図画面

※パソコンでの表示例。

**A 住所検索** 尾道市久保1-15-1

**B 表示種別選択** ☒ 土砂災害 ☒ 洪水 ☐ ため池 ☐ 高潮 ☐ 津波

**D マップ印刷** マップ印刷 凡例の説明

**C 説明表示**

色・記号の説明

- 土砂災害 ▼ クリックで表示
- 洪水 ▼ クリックで表示
- ため池 ▼ クリックで表示
- 高潮 ▼ クリックで表示
- 津波 ▼ クリックで表示
- 地図上に示す記号の凡例 ▼ クリックで表示

操作ボタン

## 地図の操作方法

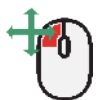
### 移動

操作ボタン



方向のボタン

パソコン  
(マウス)



左ボタンを  
押しながら  
移動

スマート  
フォン



押さえたまま  
移動

### 拡大縮小



+ (拡大)  
- (縮小) ボタン



ホイールを回転  
奥へ (拡大)  
手前へ (縮小)



二本の指で  
開く (拡大)  
閉じる (縮小)

※標準的な動作を示しています。機種の設定によっては操作方法が異なる場合があります。

## スマートフォンの場合

5G 尾道市 ONOMICHI CITY 現在位置

住所検索

☒ 土砂災害 ☐ 洪水 ☐ ため池 ☐ 高潮 ☐ 津波

現在位置

凡例の説明

右上 **メニュー** から **B** や **C** が開けます。

**B 表示種別選択**

**C 説明表示**

## A 住所検索

例) 市役所本庁舎の場合

住所を入力して検索すると、付近の地図が表示されます。

尾道市久保1-15-1

**注意：住所は「尾道市」を省略せずに入力してください。**

※使用しているマップは全国版のため、「尾道市」を省略すると、全く異なる場所が表示される場合があります。

## B 表示種別選択

表示させたい災害の種類の ☐ にチェックを入れると、危険箇所や、浸水が想定される場所が色付けして表示されます。複数の種類にチェックを入れると、同時に表示させることもできます。

表示種別

☐ 土砂災害 ☐ 洪水 ☐ ため池 ☐ 高潮 ☐ 津波



自宅やよく行く場所の地図を表示し、チェックを切り替えてみましょう。  
色がついた場合は、災害の危険性が高いため、特に備えが必要です。

ハザードマップは危険性が高いところを示すもので、安全な場所を示すものではありません。  
色がついてないからといって、油断は禁物です。特に、近くに色のついている箇所がある場合は、同じような危険性があるものとして、注意するようにしましょう。

## C 説明表示

「各災害の種類」をクリックすると、用語や色分けの説明が表示されます。また、「地図上に示す記号の凡例」をクリックすると、地図上に表示されているマークの説明が表示されます。



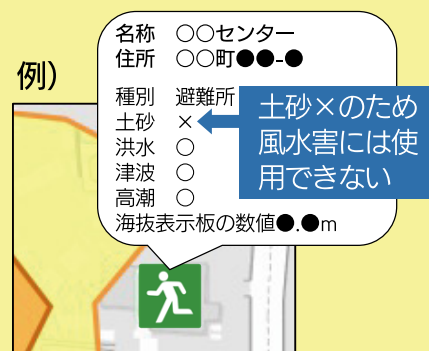
### 避難所・緊急避難場所について

避難所や緊急避難場所は、それぞれの条件によって対応できる災害が異なります。

地図の中のマークを押すと、対応できる災害の種類が確認できます。必ず確認しておきましょう。なお、開設される避難所は状況により異なるので、避難する直前に確認してください。

避難所・緊急避難場所についてはP.12もご覧ください

例)



## D マップ印刷

※パソコン版限定。

主に印刷したい箇所を中心に表示させ、「マップ印刷」をクリックしてください。  
いくつかの項目を選択したあと、プレビュー画面が表示されます。プレビュー画面でも、印刷範囲の調整が出来ます。

印刷の種類

●地図と防災豆知識 ⇒ 防災情報(6種類から選択)と一緒に印刷します。

●地図のみ ⇒ 地図のみを大きく印刷します。縦・横の選択ができます。



# 尾道防災ラジオを 無償で貸し出します



HPID 45596

## ● 尾道防災ラジオってなに？

災害時に避難情報や避難所開設情報などの防災情報を放送するラジオです。  
そのほか、市や地域からのお知らせがある場合も放送します。  
また通常時は、FMラジオを聞くことができます。

## ● どんなことを放送するの？

**防災情報** …… 避難情報、避難所開設情報、気象情報、災害時の生活支援情報など  
**行政放送** …… 市が行う行事やイベントなどの情報  
**地域放送** …… 町内会など地域の行事案内など

## ● 申込ができる対象は？

- ・尾道市に住民票がある人 → 1世帯に1台ラジオを無償貸与します。
  - ・尾道市に所在する事業所 → 負担金1万円で貸与します。
- ※2台目の購入を考えている人は、1台あたり21,450円で購入できます。

## ● 申込方法は？

電話、窓口によるお申し込みを随時受け付けています。



- 申込の際にお聞きすること  
住所、世帯主名、生年月日、電話番号、町内会名  
(※町内会名は本体の地域設定のため必要です。町内会に未加入でも申込できます。)

総務課生活安全係（本庁舎3階）

☎ 0848-38-9320



# スマートフォン用アプリ 尾道防災アプリ onomichi bosai app

HPID 42156



## お知らせ機能



あゝ♪



- ・過去のお知らせも確認可能
- ・外出先でも確認可能

防災ラジオで流れる情報を  
文字で確認できます



## 防災マップ



## 救援ブザー



## 安否確認 (web171)



## 防災リンク



## 5 か 国 語

※外国語配信は緊急情報のみ



## 避難ルート (google maps)

まずは  
ダウンロード



iOSの方はこちら



Androidの方はこちら

## 設定はこれだけ



ダウンロード後、情報を受け取りたい自治会等を設定します。

### ● 表示設定

防災アプリを開いたときに、「お知らせ機能」の一覧に表示させる機能です。

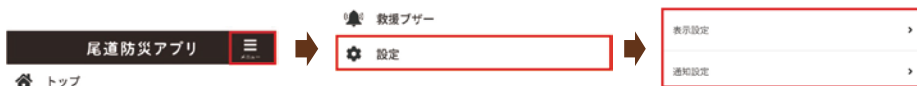
### ● 通知設定

防災アプリを開いていなくても、情報を受信したら携帯電話のトップ画面にお知らせを表示する機能です。

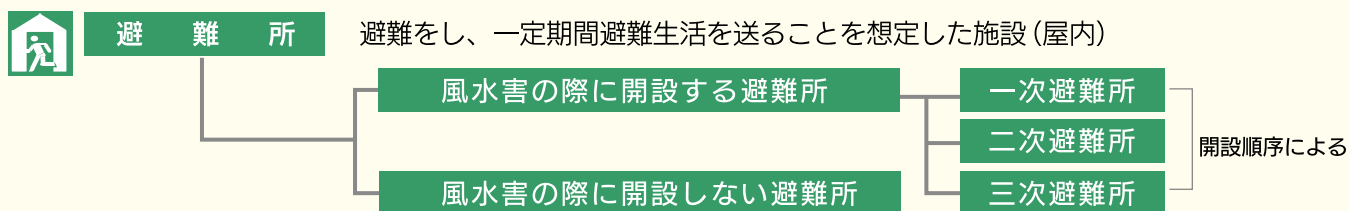
両方をONにしておくことをオススメします

※お知らせは、①市から全域へのお知らせ、②支所からののお知らせ、③自治会等からののお知らせがあり、②と③は設定された地域に応じて配信されます。

設定はあとからでも変更できます。(メニュー⇒設定⇒「表示設定」「通知設定」)



災害の発生のおそれがある場合や、災害が発生した際に避難する先として、避難所や緊急避難場所があります。どちらも似た言葉ですが、それぞれ使用の目的が異なります。



 **緊急避難場所** 地震・津波・火災等から緊急的に避難する場所（屋外）



立地や構造などにより、対応できる災害の種別が異なります。  
事前に、どの種類の災害に対応できるのかを調べておきましょう。

- 避難が必要かどうかは、災害の種類やリスクによって各々異なるため、一律には決められません。どのようなリスクがあり、どういった場合に避難が必要かを、あらかじめ調べておきましょう。
- 避難所だけが避難先ではありません。安全な場所にある、親戚や知人宅など、複数の避難先を考えておきましょう。

## 指定避難所

指定避難所には、**風水害の際に開設する避難所**と、**風水害の際に開設しない避難所**があります。さらに、風水害の際に開設する避難所は、開設の順に「一次避難所」「二次避難所」「三次避難所」が定められています。



開設される避難所は、状況により異なりますので、避難の前に確認をしてください。  
(P.7 防災情報の収集方法を知る)



指定避難所の一覧はこちら  
HPID 50822

風水害の際に開設する避難所の一覧はこちら  
HPID 50795



## 緊急避難場所



緊急的な避難が必要な場合は、避難所や緊急避難場所に限らず、近い場所で安全が確保できる場所に避難する必要があります。



指定緊急避難場所の一覧はこちら  
HPID 37763

## 津波避難ビル

津波からの緊急の避難の際に、万が一逃げ遅れた方が緊急的に避難しなければならない場合の施設です。まずは、津波の浸水想定区域の外へ避難することを考え、早めに行動を開始してください。

## うちの避難所

地域の皆さんの身近にある集会所等を地域の避難所として登録し、風水害時の避難所として利用するものです。（開設するかどうかは地域のルールによります）

### 場所の確認

避難所等の場所は、「WEB 版ハザードマップ」で確認してください。（P.8）

## みんなの井戸

個人や事業所が所有する井戸を、災害による断水時に限り、無償で共用するものです。  
※飲料水としての提供ではありません。



# 消防・防災・防犯

## ■消防についての問い合わせや相談

名称	所在地	電話番号
消防局	東尾道18-2	☎0848-55-9120
尾道消防署	東尾道18-2	☎0848-55-9124
尾道消防署向島分署	向島町5931	☎0848-44-7119
尾道消防署御調分署	御調町大田26-1	☎0848-76-3119
尾道消防署北出張所	美ノ郷町白江507-1	☎0848-48-6119
尾道西消防署	新浜一丁目5-3	☎0848-22-0119
因島消防署	因島中庄町1347-1	☎0845-24-0119
因島消防署瀬戸田分署	瀬戸田町鹿田原1-29	☎0845-27-4119

119番は緊急用電話ですから問い合わせにはお答えできません。緊急のときに使えるようにご協力をお願いします。

### 【各種届出】

次のような場合は、あらかじめ消防署（本署・分署・出張所）へ届出が必要です。

- 火災とまぎらわしい煙または火炎を出すとき
- 劇場など以外の建物で、演劇、映画その他の催し物を開催するとき
- 消防隊の通行、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事をするとき

## 防犯灯について

HPID 48658

### 問

総務課（本庁舎3階）  
☎0848-38-9369  
因島総合支所（2階）市民生活課  
☎0845-26-6200  
瀬戸田支所 住民福祉課  
☎0845-27-2211

## 防犯灯設置事業補助金

町内会等が行う防犯灯の新設や、蛍光灯からLED灯への交換などに対して、費用の一部を補助します。

## 防犯灯の蛍光管交換

防犯灯が点灯しない場合、防犯灯の近くの家の住所と名前など、場所が特定できる情報と電柱番号をご連絡ください。

## ■防災についての問い合わせや相談

### 問

総務課（本庁舎3階） ☎0848-38-9216

- 自宅周辺の危険場所や避難所について知りたい
- 防災マップが欲しい
- 「防災アプリ」や「防災メール」、「LINE」を登録したい
- 防災ラジオの借用を申し込みたい（各支所でも受付）
- 自主防災組織について相談したい

尾道市・三原市消防指令センターへの  
お問い合わせは、

☎0848-55-0119へ

消防局5階の尾道市・三原市消防指令センターでは、尾道市、三原市、世羅町からの119番通報を一括して受信し、迅速・確実に消防車、救急車を災害発生場所に出動させます。

防災センターへのお問い合わせは、

☎0848-55-3113へ

防災センターでは、自主防災力の向上を図る市民の防災の拠点として、防災に関する資料の展示・体験学習・各種講習会・情報の提供などを行っています。10人以上の見学および体験学習については、予約のうえご利用ください。



# 暮らしの届出

問	市民課(本庁舎 1 階)	☎ 0848-38-9150	瀬戸田支所 住民福祉課	☎ 0845-27-2211
	因島総合支所(1 階) 市民生活課	☎ 0845-26-6208	百島支所	☎ 0848-73-2701
	御調支所 まちおこし課	☎ 0848-76-2111	浦崎支所	☎ 0848-73-2001
	向島支所 しまおこし課	☎ 0848-44-0110		

## 戸籍の届出

HPID 48227

問 市民課 ☎ 0848-38-9150

どんな届をいつまでに	届出人	届出に必要なもの
出生届 (生まれた日を含め 14 日以内)	父、母など	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (押印は任意) <input checked="" type="checkbox"/> 親子(母子)健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者番号がわかるもの (加入者のみ)
死亡届 (死亡の事実を知った日から 7 日以内)	親族など	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (押印は任意)
婚姻届 (届書を受理した日から効力が発生します。) ※通常は届出の日	結婚する 2 人	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (押印は任意) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人のマイナンバーカード
離婚届 (届書を受理した日から効力が発生します。) ※通常は届出の日 ※裁判離婚などの場合は 10 日以内	離婚する 2 人 ※裁判離婚などの場合は裁判の申立人	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (押印は任意) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人のマイナンバーカード ※調停・和解・認諾調書の謄本 または審判・判決書の謄本と確定証明書

●戸籍の届出は、上記のほか養子縁組届、養子離縁届、入籍届、転籍届などがあります。戸籍の届出によりマイナンバーカードの記載事項に変更が生じるときは、忘れずにご持参ください。

▶戸籍の届出に関する手続きについては、次ページ「関連の手続きもお忘れなく」をご覧ください。

## 住所など変更

HPID 36043

問 市民課 ☎ 0848-38-9102

住所が変わったときなどは、必ず住民異動の届出をしてください。

どんな届をいつまでに	届出人	届出に必要なもの
転入届・転居届 (異動があった日から 14 日以内)	本人、世帯主など (代理人の場合、委任状が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 各種被保険者証または資格確認書等 (国民健康保険、介護保険など)
世帯変更届 (異動があった日から 14 日以内)		<input checked="" type="checkbox"/> 各種医療受給者証 (子ども医療など) <input checked="" type="checkbox"/> 各種手帳 (身体障害者手帳、療育手帳など) <input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(転出証明書の交付を受けた場合の転入届のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (お持ちの人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 (届出人本人の署名の場合、不要) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (運転免許証など)
転出届 (郵送可) (転出の前または転出した日から 14 日以内)		※外国人住民の場合、在留カードまたは特別永住者証明書

### ■関連の手続きもお忘れなく

#### 《関連手続き》

- |             |      |                |      |                 |      |
|-------------|------|----------------|------|-----------------|------|
| ●国民健康保険     | ▶P26 | ●後期高齢者医療制度     | ▶P30 | ●児童手当           | ▶P46 |
| ●介護保険       | ▶P32 | ●身体障害者手帳・療育手帳・ |      | ●子ども・ひとり親家庭等医療費 | ▶P45 |
| ●国民年金       | ▶P24 | 精神障害者保健福祉手帳    | ▶P36 | ●親子(母子)健康手帳     | ▶P44 |
| ●印鑑登録       | ▶P16 | ●児童扶養手当        | ▶P46 | ●パスポート(旅券)      | ▶P17 |
| ●小中学校の転校手続き | ▶P48 |                |      |                 |      |

※詳しくは担当課にご確認ください。

## 特別永住者証明書に関する届出・申請手続き

HPID 40420

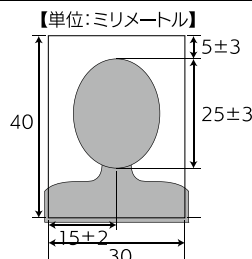
問 市民課 ☎ 0848-38-9160

特別永住者証明書とは、特別永住者に、その法的地位や身分事項等を証明するものとして出入国在留管理庁長官が交付する証明書です。

届出・申請の種類	届出期間	届出・申請に必要なもの
有効期間更新申請	・有効期間の満了の日の2カ月前から満了の日まで ・満了の日が16歳の誕生日の場合、6カ月前から16歳の誕生日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 1 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 旅券(ある人のみ)
再交付申請(汚損・き損)	随時	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 1 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 旅券(ある人のみ)
再交付申請(紛失)	紛失の事実を知った日から 14 日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 写真 1 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 旅券(ある人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 遺失物届出証明書など
再交付申請(交換)	随時	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 1 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 旅券(ある人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 収入印紙(1,600 円分)
氏名、生年月日、性別、 国籍・地域の変更	変更・訂正が生じた日から 14 日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 1 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 旅券(ある人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 変更が生じたことを証する資料

## 写真の規格

- 本人のみが撮影されたもの
- 寸法が右の図の各寸法を満たしたもの
- 無帽で正面を向いたもの
- 背景(影を含む)がないもの
- 鮮明であるもの
- 3カ月以内に撮影されたもの



## 申請および交付場所

- 市民課
- 因島総合支所市民生活課
- 御調支所まちおこし課
- 向島支所しまおこし課
- 瀬戸田支所住民福祉課

## 住居表示に関する届出

HPID 19880

問 市民課 ☎ 0848-38-9160

住居表示実施区域内で家屋の新築、増改築等をした場合は届出が必要です。  
住居表示の決定がされていない住居への住民異動手続きはできません。

届出の時期	届出人	届出に必要なもの
建物の外装・周囲の塀・門などの工事完了後	・建築主またはその代理人 ・所有者またはその代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 建築確認済通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築場所付近の地図 <input checked="" type="checkbox"/> 公図の写し <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 各階平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 届出書 ※コピー可。ただし図面の縮小コピー不可。

※住居表示の実施等の際に発行した通知書に関する証明が必要となった場合、市民課、各支所窓口で発行します。

代理人が請求する場合は委任状が必要になります。

※申請の際には、本人または代理人の本人確認書類(運転免許証、保険証・資格確認書など)の提示が必要になります。

## 住居表示実施区域

尾崎本町	久保一～三丁目	東久保町	西久保町	防地町
十四日元町	長江一～三丁目	土堂一・二丁目	東土堂町	西土堂町
東御所町	西御所町	新浜一・二丁目	古浜町	正徳町
福地町	吉和西元町	沖側町	東元町	神田町
手崎町	吉浦町	日比崎町	三軒家町	天満町
栗原東一・二丁目	栗原西一・二丁目	東則末町	西則末町	潮見町
桜町	門田町	平原一～四丁目		





## パスポート(旅券)申請・交付

HPID 48211

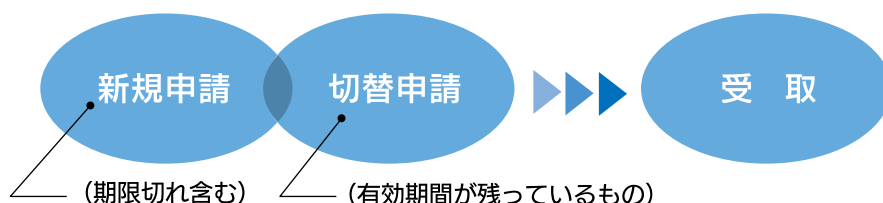
**問** 市民課 ☎ 0848-38-9150

### 【尾道市で申請できる人】

- 尾道市に住民登録のある人
- 県外に住民登録していて、学生や単身赴任者などで尾道市に居住している人(以下、居所申請)
- 広島県内に住民登録のある人(以下、他市町住民申請)

### 【申請窓口】

- 市民課
- 因島総合支所市民生活課



### 【申請者】

- 本人
- 代理人  
※代理人の場合は申請書裏面の委任申出書への記入が必要  
※居所申請及び他市町住民申請は代理不可

### 【必要なもの】

- ☒ 一般旅券発給申請書
- ☒ 戸籍謄本(6カ月以内に発行されたもの)  
※パスポートの有効期間が残っていて氏名及び本籍の都道府県に変更が無い人は省略できます。
- ☒ 写真(正面・無背景・無帽で6カ月以内に撮影したパスポートの規格にあったもの)
- ☒ 本人確認書類(運転免許証などの原本)
- ☒ 前回取得したパスポート
- ☒ 住民票(居所申請及び他市町住民申請の場合)
- ☒ 居所を証明できる書類(居所申請の場合)
- ☒ 学生証または会社の証明書(居所申請の場合)

### 【受取者】

- 本人のみ  
※郵送及び代理人による受取はできません。

### 【必要なもの】

- ☒ 旅券受領証
- ☒ 所定の手数料

※その他、記載事項変更申請、増補申請(査証欄の増補)などがあります。

※早期発給に関する問い合わせ先

広島県地域政策局 国際課旅券グループ

☎ 082-513-5603

## 臨時運行許可の手続き

HPID 65099

**問** 市民税課 ☎ 0848-38-9213

### 【申請窓口】

- 市民税課市民税係
  - 向島支所しまおこし課
  - 因島瀬戸田市民税係
  - 瀬戸田支所住民福祉課
  - 御調支所まちおこし課
- (許可証および番号標は、許可を受けた窓口に戻却してください。)

### 【申請日】

運行当日または前日(※前日が休日の場合は、その直前の開庁日)

### 【手数料】

750円

### 【必要なもの】

- ☒ 自動車損害賠償保険証明書(PDF 証明書不可)
- ☒ 車体番号の確認がとれる証明書  
(抹消登録証明書、有効期間の分かる自動車検査証など)
- ☒ 法人組織の場合、法人登記簿謄本等(尾道市に所在地を定める法人を除く)
- ☒ 個人申請の場合、本人確認書類

### 【許可期間】

申請目的に応じた必要最少限の日数で最長5日間

# マイナンバー制度

HPID 49080

“マイナンバー”＝個人番号(住民一人ひとりにつけられた12桁の番号)

各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確・迅速に確認し、公平公正な社会の実現、国民の利便性の向上や行政の効率化を図り、より良い社会を構築するための基盤として、税や社会保障などの手続きで利用されます。



## あなたの情報サイト“マイナポータル”

行政からのお知らせやあなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴などをご自宅のPCなどから確認できます。様々な行政サービスの検索もできます。

## ■マイナンバーカード

**問** 市民課 ☎ 0848-38-9102

マイナンバーが記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できます。その他健康保険証や運転免許証としても利用できます(利用手続きが必要です)。

### 【電子証明書】

マイナンバーカードには、2種類の電子証明書が搭載されています。

#### ●署名用の電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

(例) 電子申請(e-Tax等)

#### ●利用者証明用の電子証明書

インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用します。

(例) 行政のサイト(マイナポータル等)へのログイン  
コンビニで住民票等を取得する際のマルチコピー機(キオスク端末)へのログイン

### 【発行手数料】

無料(電子証明書含む)

紛失等による再発行の場合は1,000円

### 【有効期限】

発行から10回(18歳未満は5回)目の誕生日まで

※カードに格納している電子証明書は5回目の誕生日まで

## 申請方法

マイナンバーの通知カード下部の「個人番号カード交付申請書」や、再送付された「個人番号カード交付申請書」を使用して申請することができます。

### 【スマートフォンからの申請の場合】

1. スマートフォンで顔写真を撮影
2. 申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録
3. 登録したメールアドレス宛に通知されるWEBサイトにアクセス
4. 必要事項を入力して顔写真を添付して送信



### 【郵便による申請の場合】

1. 申請書に必要事項を記入して写真を貼付
2. 封筒に入れて郵便ポストに投函(市民課及び各支所でも預かります)

### 【PC(パソコン)からの申請の場合】

1. 顔写真を撮影して、PCに保存
2. 申請用WEBサイト <https://net.kojinbango-card.go.jp> にアクセスしてメールアドレスを登録
3. 登録したメールアドレス宛に通知されるWEBサイトにアクセス
4. 必要事項を入力して顔写真を添付して送信

## 受取方法

マイナンバーカードの交付申請を行うと、概ね1か月で市区町村から、交付通知書がご自宅に届きます。

必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書に記載された期限までに、ご本人がお越しください。(※1)

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定して頂くことにより、カードが交付されます。

※1 本人が病気・身体の障害その他やむを得ない理由により、受取場所にお越しになることが難しい場合に限り、任意代理人による受取ができます。(診断書等が必要です。)詳しくはお問い合わせください。

【受取場所】 市民課及び各支所

【受け取る人】 原則本人

**15歳未満や成年被後見人**などの場合法定代理人の同行が必要です  
**法定代理人の同行が必要です**

＜法定代理人の同行が必要な場合の追加書類＞

- ・戸籍謄本など法定代理人を証明する書類(尾道市が本籍の場合は不要)
- ・法定代理人の本人確認書類 ※2

### 【必要なもの】

- ☒ 市役所から郵送する交付通知書
- ☒ 通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている人)
- ☒ 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- ☒ 本人確認書類 ※2

※2 A: 運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付のもの 1点

B: Aが無い場合、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの 2点以上

詳しくはお問い合わせください。

※引っ越しなどの手続きには、対象者全員のマイナンバーカードをお持ちください。

## マイナンバーカードの特急発行

HPID 77112

マイナンバーカードの特急発行とは、速やかなカード交付が必要な方に対応するため、通常申請から受取まで約1カ月かかるところ、原則1週間程度でご自宅へ簡易書留郵便でマイナンバーカードを送付します。

※顔認証カードを希望する場合等、市役所での受取となることもありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※1歳未満の方は顔写真なしカードとなります。

【発行手数料】 無料 紛失等による再発行の場合は2,000円

## 【対象となる方】

- 1歳未満の人※出生届と同時に申請できます。
  - 国外からの転入後、転入届をした人
  - マイナンバーカードを紛失した旨を届け出た人
  - 転入や出生等以外の理由(無戸籍等)で新たに住民票に記載された人
  - 新たに住民票に記載された中长期在留者等
  - マイナンバーか住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した人
  - マイナンバーカードの再交付を希望する人(焼失、著しく損傷、磁気不良等)
  - 追記欄の余白がなくなったことにより手続きができなくなった人
  - 刑事施設等に収容されていた人
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 各種証明書の交付

問 市民課 ☎ 0848-38-9102

各種証明については、個人情報保護等のため請求・申請できる人を制限しています。また、第三者が不正に請求することを未然に防ぐため、請求者の本人確認を行っております。マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・保険証・資格確認書・年金手帳などの本人確認書類を提示してください。

## ■窓口請求

## 【受付窓口】

- 市民課
- 各支所
- 向東連絡所  
(サンボル尾道内)

証明書の種類	手数料	交付の際の注意事項
住民票の写し・住民票記載事項証明	300円	・同一世帯員以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 ※必ず本人の住所、氏名、生年月日を確認しておいてください。
印鑑登録証明書	300円	・本人の場合……印鑑登録証をお持ちください。 ・代理人の場合…本人(登録人)の印鑑登録証をお持ちください。 ※必ず本人の住所、氏名、生年月日を確認しておいてください。
戸籍謄本・抄本(全部・個人事項証明)	450円	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(除籍)に記載されている人、またはその配偶者、直系尊属、直系卑属 <input checked="" type="checkbox"/> 相続関係を証明する必要がある人 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判所その他の官公署に提出する必要がある人
除籍謄本・抄本(全部・個人事項証明)	750円	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(除籍)の記載事項を確認することに正当な利害関係がある人 ※上記以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 ※必ず本人の本籍、筆頭者氏名を確認しておいてください。
身分証明書(後見の登記および破産宣告などの通知の有無を証明するもの)	300円	・本人、その配偶者または直系尊属、直系卑属以外の方が請求する場合は、本人の委任状が必要です。 ※必ず本人の本籍、筆頭者氏名を確認しておいてください。
戸籍の附票	300円	・戸籍の附票に記載されている人、その配偶者または直系尊属、直系卑属以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 ※必ず本人の本籍、筆頭者氏名を確認しておいてください。

★他に、年金証明(300円)、各種戸籍届書証明(350円)、死亡診断書の写し(350円)などがあります。

## ■郵便または信書便による請求

問 市民課 ☎ 0848-38-9104

各種証明書は、郵便または信書便で請求することができます。(戸籍関係証明書の送付先は住民登録地となります。)

請求する人	手数料	請求に必要なもの
尾道市に住民票・戸籍がある人	各種証明書の交付(上記)参照	<input checked="" type="checkbox"/> 必要事項を記入した請求書 <input checked="" type="checkbox"/> 手数料(郵便局の定額小為替)
他の市町村に住民票・戸籍がある	住所地・本籍地に電話で確認してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒(宛先明記のうえ、切手を貼ったもの) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー(マイナンバーカード[表面のみ]宛先住所が確認できる運転免許証または保険証・資格確認書など)
尾道市から転出する人(転出証明書)	無料	



## ■ 証明書のコンビニ交付

HPID 49845

問 市民課 ☎ 0848-38-9160

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストアで取得できます。

## 【利用方法】

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書を搭載したもの)を、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にセットし、画面の指示に従って、数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を入力することで、証明書を取得できます。

## 【取得できる証明書・利用可能時間】

証明書の種類	手数料	請求対象者	備考	利用可能時間	利用できない日
住民票の写し	300円	本人 同一世帯の人	本籍・続柄・マイナンバーの記載の有無の選択が可	6時30分～ 23時00分	・年末年始 (12月29日～1月3日) ・システムメンテナンス 実施日
住民票記載事項証明書			本籍は都道府県名まで表示		
印鑑登録証明書		本人のみ	印鑑登録している人		
所得・課税証明書			賦課期日の1月1日に尾道市に住民登録があり、申告している人(※1)		
戸籍全部(個人)事項証明書	450円	本人 同一戸籍の人	本籍が尾道市にある人(※2)(※3)	9時00分～ 17時00分 (土・日・祝日 を除く)	
戸籍の附票の写し	300円				

※1 所得(課税)証明書は、1月1日時点で尾道市に住民登録があっても現在の住所地が市外である人は、コンビニ交付により証明書を取得できません。

※2 尾道市に本籍がある人は、尾道市に住民登録していない場合でも、マイナンバーカードで戸籍証明書の利用登録をすることにより戸籍証明書を取得できます。利用登録申請方法は、尾道市のホームページをご覧ください。

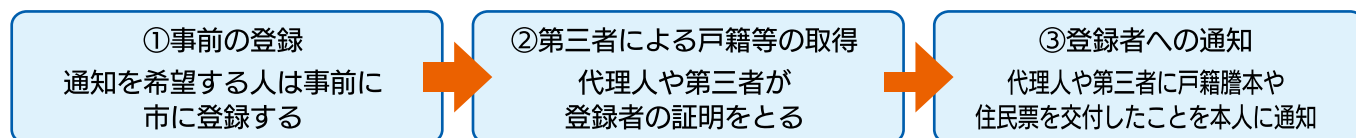
※3 除籍や改製原戸籍の戸籍証明書は取得できません。

## 事前登録型本人通知制度

HPID 38111

問 市民課 ☎ 0848-38-9150

住民票や戸籍の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者*に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。



【申請窓口】 ●市民課 ●各支所 (市外在住の人などは郵送で申請できます)

通知の対象となる証明書	登録できる人	登録申請に必要なもの
・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・戸籍謄本・抄本 (戸籍全部事項証明・個人事項証明) ・戸籍記載事項証明書 ・戸籍の附票の写し (いずれも消除されたものまたは除かれた ものを含みます。)	・尾道市に住民票または戸籍がある人(過去 にあった人を含む) ※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人 は除く。	<input checked="" type="checkbox"/> 尾道市本人通知制度事前登録申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パス ポートなど) <input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人が申請する場合は委任状、法 定代理人が申請する場合は戸籍謄本等 の資格を証明するもの

通知の対象となる請求	通知内容	通知の時期
・本人等の代理人からの請求 ・代理人以外の第三者*からの請求 ※第三者とは、住民票の写しにおいては 「本人または本人と同一世帯に属する 者」以外の者、戸籍謄抄本および戸籍の 附票の写しにおいては「戸籍に記載され ている者、またはその配偶者、直系尊属・ 卑属」以外の者をいいます。	・交付年月日 ・証明書の種別および通数 ・請求者の区分(代理人または第三者の別) ※請求者の氏名や住所等の個人情報記載 されません。	・原則として、証明書を交付した日から30日 を経過する日以降に郵送で通知します。

## 定住・移住促進支援

尾道市で暮らし始める人暮らしている人にとって様々な支援プログラムや助成制度があります。

### 01 子ども医療費助成

HPID 40507

18歳までの子どもを対象に医療費の一部を助成(所得制限無)。

**対象** 通院・入院:18歳年度末まで

※医療機関ごと1日500円の一部負担  
(通院は月4日、入院は月14日まで負担し、その後は負担なし)

**問** 子育て支援課 ☎0848-38-9112



#### TOPIC 子育て応援アプリ「おのはぐ by 母子モ」

妊娠から出産、子育てまでをフルサポートできるアプリ。尾道市の子育てに必要な情報を一目でチェックできるほか、日々の記録や大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理などができます。地域の医療機関、公園、幼稚園・保育園等の施設を簡単に検索する機能があります。



### 02 尾道市多世代同居等新築住宅取得支援事業補助金

HPID 62304

子育て世帯等が市内で新築住宅か建売住宅を取得し、かつ親世帯と同居または近居する場合に30万円(定額)を助成。

※この制度は令和7年度で終了予定です。

**問** まちづくり推進課住宅政策係 ☎0848-38-9347



### 03 尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金

HPID 48721

子育て世帯等が市内で新たに中古住宅を購入する費用、または購入・相続・贈与等で中古住宅を取得し改修する際の費用の一部を助成。(親世帯と同居または近居する場合は加算あり。)

**問** まちづくり推進課住宅政策係 ☎0848-38-9347

### 04 空き家バンク

空き家を活用したい所有者と、尾道で暮らしたい空き家利用希望者を結び付けます。市では、NPO法人等と連携して、千光寺南斜面等市街地、御調町、因島各町、原田町・木ノ庄東地区(令和7年度から開始予定)の空き家の情報提供を行っています。

**問** まちづくり推進課 住宅政策係 ☎0848-38-9347

各地区空き家バンクのWebサイトはこちらから



▶その他空き家に関する補助金はP53へ掲載しています

### 05 創業・開業支援補助金

HPID 47836

市内産業の活性化、雇用の拡大を図ることを目的として、市内に新たに事業所を設置しようとする、新規創業者または県外の事業者に対して、建物改修経費の2分の1(最大50万円)を助成します。

**問** 商工課 ☎0848-38-9182



### 06 創業資金利子補給制度

HPID 48569

新規創業者が負担した創業に係る資金の利子相当額を2年間補助(年間上限30万円)

**問** 商工課 ☎0848-38-9182



#### 他にもいろいろあります！

- 尾道市移住支援金
- ふる里就職促進事業
- 地方就職学生支援事業
- 尾道市新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業
- おのみち「農」の担い手総合支援事業
- 「おのはた」企業ガイドブックおのみち

#### TOPIC

ウェルカムおのみち！ 婚姻・お誕生記念証と転入記念クリアファイル、オノミチゲット(市内の美術館等の無料チケット)をお渡ししています！



尾道市に婚姻届を出された人に



出生届を出された人に



転入届を出された人に



市外から転入された人に

## 税金

## 市税

問

市民税課(本庁舎2階)

市民税係 ☎0848-38-9154

資産税課(本庁舎2階)

土地係 ☎0848-38-9162

家屋係 ☎0848-38-9164

因島総合支所

因島瀬戸田市民税係 ☎0845-26-6227

因島瀬戸田資産税係 ☎0845-26-6228

## ■市税の主なもの

税目	内容
<b>個人市民税・ 県民税</b> <b>HPID</b> 47162	毎年1月1日現在、市内に住んでいる人で、前年中(1月～12月)に一定の所得があった人に均等割と所得割が課税されます。   <b>【税額】</b>      - 均等割…5,500円(市民税3,000円、県民税1,500円、森林環境税1,000円)    - 所得割…所得の多少に応じて負担していただくものです。       ※県民税1,500円のうち500円は「ひろしまの森づくり県民税」です。   ※個人市・県民税の均等割額には、東日本大震災を契機として、地方公共団体の防災・減災対策に充てるため、平成26年度から令和5年度までに年額1,000円(市民税500円、県民税500円)が加算されていましたが、この加算は終了し、令和6年度からは森林環境税(国税1,000円)を併せて徴収します。   <b>【市民税・県民税が課税されない人】</b>      - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人    - 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の所得が135万円以下であった人など       <b>【申告】</b>      - 原則毎年2月16日から3月15日まで(土・日曜日・祝日は除く)
<b>法人市民税</b> <b>HPID</b> 43965	市内に事務所や事業所、寮等がある法人などにかかる税金で、資本金等の額および従業者数に応じて負担する均等割と法人などの所得(法人税額)に応じて負担する法人税割とがあります。
<b>軽自動車税 (種別割)</b> <b>HPID</b> 45748	毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車を持っている人に課税されます。
<b>固定資産税</b> <b>HPID</b> 45753	- 毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋および償却資産(事業用の機械など)の所有者に課税されます。    - 縦覧帳簿の縦覧: 4月1日から第1期納期限までの間、資産税課(本庁舎2階)、因島瀬戸田資産税係(因島総合支所1階)で縦覧できます。
<b>都市計画税</b> <b>HPID</b> 45753	都市計画区域のうち、市街化区域内または用途地域内に所在する土地および家屋に対し、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。

## 市税と保険料の納付

HPID 31414

市税等は、納期限までに①尾道市に本店・支店のある金融機関②ゆうちょ銀行または郵便局で納めることができます。また、バーコード表示のある納付書は①コンビニエンスストア②スマートフォンアプリ (PayB、PayPay) で納めることができます。

問	収納課(本庁舎2階)	因島総合支所 因島瀬戸田市民税係	☎0845-26-6227
	収納管理係	御調支所 まちおこし課	☎0848-76-2111
	収納係	向島支所 しまおこし課	☎0848-44-0110
		瀬戸田支所 住民福祉課	☎0845-27-2211

**口座振替制度** 尾道市に本店・支店がある金融機関、ゆうちょ銀行または全国の郵便局で利用できます。

お手続きは簡単!

納税は**便利・安全・安心な口座振替**がおすすめです! お手続きは、市内の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ。

## 【口座振替の利用できる市税・保険料】

- 個人の市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険料(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

## 【申込方法】

ご希望の金融機関または収納課へ必要書類をお持ちのうえお申し込みください。  
口座振替の開始を希望される納期月の前月20日までに依頼書を提出してください。

## 【必要なもの】

- ☐通帳 ☐通帳印
- ☐キャッシュカード
- ☐整理番号が記載されている納税通知書
- ☐納付書 ☐領収証 など

## 市税等の納期

税目	期別											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市(県)民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税(種別割)		定期										
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

## 税等に関する証明

HPID 47284

問	収納課(本庁舎2階)	☎0848-38-9172	向島支所 しまおこし課	☎0848-44-0110
	資産税課(本庁舎2階)	☎0848-38-9162	瀬戸田支所 住民福祉課	☎0845-27-2211
	因島総合支所 因島瀬戸田市民税係	☎0845-26-6227	百島支所	☎0848-73-2701
	因島総合支所 因島瀬戸田資産税係	☎0845-26-6228	浦崎支所	☎0848-73-2001
	御調支所 まちおこし課	☎0848-76-2111		

証明の種類	申請場所	手数料	申請に必要なもの
所得証明・所得課税証明・非課税証明	・本庁収納課・各支所・向東連絡所 ・コンビニエンスストア可(P20参照)	300円/件	<b>【窓口での申請】</b> ・本人の場合は本人確認書類 ・代理人の場合は代理人の本人確認書類と本人の委任状・車検用納税証明の場合は車検証も可 ・相続人の場合は相続人の本人確認書類と相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)
納税証明・完納証明・納付証明	・本庁収納課・各支所・向東連絡所	300円/件	
納税証明(軽自動車継続検査用)	・本庁収納課・各支所・向東連絡所	無料	
固定資産評価証明・公課証明	・本庁収納課・各支所・向東連絡所	300円/件	<b>【郵送での申請】</b> ・必要事項を記入した申請書 ・請求する人の本人確認書類の写し ・手数料(郵便局の定額小為替) ・返信用封筒(宛名明記のうえ切手を貼ったもの) ・代理人・相続人が申請する場合は上記の必要書類に加え、(窓口での申請)の場合と同様の書類が必要です。
住宅用家屋証明	・本庁資産税課・因島総合支所	1,300円/件	
課税台帳(名寄帳)の閲覧	・本庁収納課・各支所・向東連絡所	300円/納税者	
公図閲覧 ※この公図は法務局公図の副本です。年一回の更新のため分筆・合筆等が記載されていない場合があります。	・本庁資産税課 ・因島総合支所 ・瀬戸田支所 ・御調支所 ・向島支所	300円/枚	<b>【本人確認書類】</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 など



# 年金・保険

## 国民年金

HPID 25668

### 問

保険年金課(本庁舎1階) ☎ 0848-38-9143  
 因島総合支所 因島福祉課 ☎ 0845-26-6218  
 御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235  
 御調支所 まちおこし課 ☎ 0848-76-2111

向島支所 しまおこし課 ☎ 0848-44-0111  
 瀬戸田支所 住民福祉課 ☎ 0845-27-2209  
 百島支所 ☎ 0848-73-2701  
 浦崎支所 ☎ 0848-73-2001

### 国民年金加入者

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が加入するもので、次の3種類があります。

#### 第1号被保険者



- 自営業者
- 農林漁業従事者
- 学生
- 無職の人

#### 第2号被保険者



厚生年金や共済組合  
に加入している人

- 会社員
- 公務員

#### 第3号被保険者



第2号被保険者の  
被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

#### 保険料の納め方(第1号被保険者)

保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で、銀行や郵便局、コンビニエンスストア、農・漁協などで納めてください。納め忘れがなく確実な口座振替が便利です。

#### 任意保険加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ① 60歳以上65歳未満で資格期間が不足している人
- ② 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 60歳未満で老齢や退職による年金を受けている人

### 国民年金の種類

老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上(最大40年)ある人が、原則として65歳から受ける年金
障害基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当し、病気やけがなどで重い障がいがあるときに受ける年金
遺族基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当する人が亡くなったときに、残された子を持つ配偶者または子が受ける年金
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格のある夫が年金を受給せずに亡くなったときに、死亡時まで引き続き10年以上婚姻関係にあった妻が60歳～65歳の間に受ける年金
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったときに遺族が受ける一時金
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6カ月以上納付した外国人で、老齢基礎年金などの受給権を有したことがない場合、出国後2年以内に請求を行えば、支給されます。 【受付窓口】三原年金事務所 ☎ 0848-63-4111

### こんなときは届出を

こんなとき	手続きに必要なもの
60歳になる前に会社などを退職したとき	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード等 <input type="checkbox"/> 年金手帳等 <input type="checkbox"/> 離職票など(退職の証明ができるもの)
配偶者が退職した場合や、収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード等 <input type="checkbox"/> 年金手帳等 <input type="checkbox"/> 離職票または資格喪失証明書

※マイナポータルから電子申請ができます。(詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)

## 保険料の免除・猶予制度があります **まずは申請を！**

HPID 35362 / 26769

●産前産後期間の国民年金保険料免除制度があります。出産予定日か出産日の属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日か出産日の属する月の3カ月前から6カ月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産のことです。(死産、流産、早産を含みます。)

### 【対象者】

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

### 【手続きに必要なもの】

親子(母子)健康手帳や医療機関が発行した出産予定日(出産日)を確認できる書類

### 【申請時期】

出産予定日の6カ月前から届出できます

●経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、納付が免除される制度があります。申請して、その世帯構成員(世帯主、被保険者、配偶者)それぞれの所得額が基準額内であれば、保険料の全額または一部(半額・4分の3・4分の1)が免除されます。

※マイナポータルから電子申請ができます。(詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)

### 【手続きに必要なもの】

- ☐ マイナンバーカード等
- ☐ 年金手帳
- ☐ 学生は学生証または在学証明書
- ☐ 退職したときは離職票または雇用保険受給資格者証

### 【学生納付特例制度】

学生については、在学中の保険料を後でおさめることができます。

### 【納付猶予制度】

50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。

## 年金生活者支援給付金制度があります

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。対象の人は請求書を提出してください

### 【対象となる人】

- ・65歳以上の市町村民税非課税世帯の人で、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下の老齢基礎年金受給者
- ・前年の所得額が約472万円以下の障害基礎年金・遺族基礎年金受給者

### 【請求手続】

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人  
対象の人には、日本年金機構からお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。
- ②年金を受給しはじめる人  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

### 【問い合わせ先】

『ねんきんダイヤル』: ☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)

# 国民健康保険

HPID 17316

<b>問</b>	<b>資格・給付</b>	保険年金課(本庁舎1階)	☎ 0848-38-9142	瀬戸田支所 住民福祉課	☎ 0845-27-2209
		因島総合支所 因島福祉課	☎ 0845-26-6218	百島支所	☎ 0848-73-2701
		御調保健福祉センター	☎ 0848-76-2235	浦崎支所	☎ 0848-73-2001
		向島支所 しまおこし課	☎ 0848-44-0111		
	<b>保険料</b>	市民税課(本庁舎1階) 保険料係	☎ 0848-38-9145	因島瀬戸田市民税係	☎ 0845-26-6227
	<b>納付相談</b>	収納課(本庁舎2階) 収納係	☎ 0848-38-9210	☎ 0848-38-9174	☎ 0848-38-9411

## 加入・脱退

### 国保に加入する日

- ・職場の健康保険などの資格がなくなった日
- ・他の市区町村から転入した日
- ・生活保護を受けなくなった日
- ・出生した日
- ・外国籍の人で3カ月を超えて日本に滞在すると認められた日

### 国保を脱退する日

- ・職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ・75歳の誕生日の翌日
- ・他の市区町村へ転出した日
- ・生活保護を受けはじめた日
- ・死亡した日の翌日

## こんなときは届出を

 <マイナンバー利用手続>  
番号と本人確認をします。

届け出る内容	届出に必要なもの
国保に入る場合	
転入したとき	本人を確認できるもの(免許証など)
勤務先の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	親の被保険者番号がわかるもの、親子(母子)健康手帳
生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止通知書
国保をやめる場合	
転出のとき	保険証または資格確認書
勤務先の健康保険に加入したとき	保険証または資格確認書、勤務先の健康保険証
死亡したとき	保険証または資格確認書
生活保護が開始されたとき	保険証または資格確認書、生活保護決定通知書
その他	
氏名が変わったとき	保険証または資格確認書
世帯を合併・分離したとき	保険証または資格確認書
修学のために市外に転出するとき	保険証または資格確認書、在学証明書
被保険者証または資格確認書等をなくしたとき	本人を確認できるもの(免許証など)
雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34に該当するとき	保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証

※世帯主に変更があった場合は、その世帯全員の保険証または資格確認書が必要となります。

## マイナンバーカードの保険証利用について

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

- マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前登録が必要です。

- 厚生労働省のホームページに対応している医療機関・薬局が掲載されています。(右記の二次元コードからアクセスできます。)また、対応している医療機関・薬局では、右記のステッカー・ポスターが掲示されています。

対応していない医療機関・薬局では、資格確認書等が必要になります。



## ●マイナンバーについてのお問い合わせ●

### マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)  
平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30



## 国民健康保険の給付

### 自己負担割合

小学校入学前 2割  
小学校入学後~70歳未満 3割  
70歳以上75歳未満 2割または3割

### 療養費の支給

事情により国保の資格を示さず治療を受けた場合、また治療に伴ってコルセットなどの治療用装具・9歳未満の小児の弱視等治療用眼鏡等をつけた場合などは、療養費支給の申請手続きをすると、審査のうえ、かかった費用から自己負担割合を除いた金額が支給されます。

### 【手続きに必要なもの】

- ☒ 診療報酬明細書(レセプト)、領収書
- ☒ 世帯主の振込口座がわかるもの(通帳等)
- ☒ 保険証または資格確認書
- ☒ 補装具等を必要とした医師の証明書、領収書

## 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産児1人につき、原則50万円が支給されます。妊娠85日以上であれば死産でも支給されます。ただし、社会保険に1年以上加入の本人が、社会保険を脱退後6カ月以内に出産した場合は社会保険から支給を受けることができます。

### 出産育児一時金直接支払制度

病院等から請求される出産費用について、原則50万円の範囲内で国保から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 世帯主の振込口座がわかるもの(通帳等)
- ☐ 国民健康保険被保険者番号がわかるもの
- ☐ 親子(母子)健康手帳
- ☐ 出産一時金医療機関直接支払制度同意書(合意書)
- ☐ 医療機関から交付された費用の内訳の記載された領収・明細書(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は制度対象分娩であることを証明する印が押印されたもの)

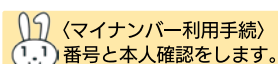
## 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に3万円が支給されます。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 葬祭執行者・被保険者の氏名及び葬祭執行日が確認できるもの(会葬礼状または埋火葬許可証(控)等)
- ☐ 葬祭執行者の振込口座がわかるもの(通帳等)
- ☐ 国民健康保険被保険者番号がわかるもの

## 高額療養費の支給

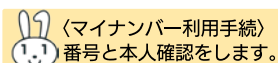


同じ人が同じ月に同一医療機関に支払った一部負担金が生世帯限度額を超える場合などは、申請により限度額を超えた分が支給されます。ただし、70歳未満と70歳以上では自己負担限度額は異なります。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 世帯主の振込口座がわかるもの(通帳等)

## 高額介護合算療養費の支給

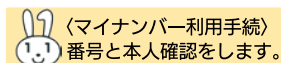


前年8月～7月の医療保険と介護保険の自己負担額それぞれの限度額を適用後の額を合算して基準額(年額)を超えたときは、その超えた分が支給されます。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 世帯主の振込口座がわかるもの(通帳等)
- ☐ 期間中医療保険や介護保険に異動があった場合は、その自己負担額証明書

## 高額年間外来合算療養費の支給

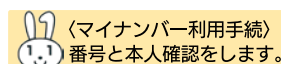


基準日(7月31日)時点で70歳～74歳の人のうち、高額療養費の自己負担区分が一般または低所得に該当する人は、1年間(前年8月～基準日)の外来の自己負担額合計が年間上限額を超えたときは、その超えた部分が支給されます。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 世帯主の振込口座がわかるもの(通帳等)
- ☐ 自己負担額証明書(期間中に保険の異動があった人に限る。)

## 限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

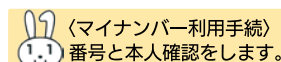


医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」(同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証の場合、入院時の食事代が減額されます。(過去12カ月の減額認定期間内の入院日数が90日を超える場合、さらに食事代が減額されます。)必要な人は申請をしてください。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 国民健康保険被保険者番号がわかるもの
- ☐ 来庁者の本人確認ができるもの

## 特定疾病療養受療証の申請

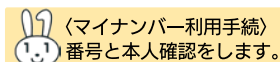


厚生労働大臣指定の特定疾病(人工透析を実施している慢性腎不全、血友病等)で治療を受ける場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。対象の人は申請をしてください。

#### 【手続きに必要なもの】

- ☐ 国民健康保険被保険者番号がわかるもの
- ☐ 医師の証明書(または前保険者で交付された特定疾病療養受療証)
- ☐ 来庁者の本人確認ができるもの





## 第三者行為(交通事故等)によって 負傷したときの届出

HPID 43383

第三者行為(交通事故・他人のペットに咬まれた・傷害行為・食中毒など)によって受けたけがなどにより保険診療を受けて治療するときは、必ず保険年金課(または支所)に届出が必要です。本来、このような場合の医療費は加害者が支払い義務を負うものです。尾道市国保が負担した医療費は後日加害者へ請求することになります。届出がないまま治療を受けたり示談をしたりすると、保険診療が受けられなくなります。交通事故で被保険者の過失割合が高い場合でも届け出てください。(損保会社からの代行ができる場合もあります。)

## 特定健康診査・特定保健指導

HPID 31586

### 【対象者】

年度中に満40歳～75歳未満の国保加入者

対象者に「特定健診」を実施します。特定健診は、生活習慣病の早期発見を目的として行われ、結果ごとに対象者を分け、それぞれの人に情報提供や効果的な保健指導を行い、生活習慣の改善を支援していきます。

## 若年健康診査

HPID 62499

### 【対象者】

年度中に18歳～39歳の国保加入者

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、年1回無料で健康診査を受けることができます。

## 人間ドック・人間ドック+脳MRI検査 の受診助成

HPID 49779

### 【対象者】

申請時及び受診時に尾道市国保に加入している満20歳以上の人で、保険料完納などの条件を満たす人  
※脳MRI検査の助成は、該当年度の誕生日で40歳以上かつ偶数年齢に達する人

### 【助成対象医療機関】

- 尾道市立市民病院
- 公立みつぎ総合病院
- JA 尾道総合病院
- 村上記念病院
- 松本病院
- 中国労働衛生協会
- 因島医師会病院

## 保険料

HPID 41937

国民健康保険の保険料のお知らせは、納付義務者である世帯主あてに送られます。  
保険料は、加入者の所得や人数等に応じて計算します。

### ○保険料の納め方

#### 特別徴収(年金からの差し引き)

### 【対象者】

次の条件にすべて該当する世帯

- ・世帯主が国民健康保険加入者
- ・加入者全員が65～74歳
- ・世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- ・国保と介護の保険料の合計額が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下

#### 普通徴収(納付書または口座振替により納付)

### 【対象者】

- ・特別徴収の事由に該当しない世帯

## 「オンライン資格確認」が導入されている医療機関等では限度額適用認定証の提示は不要です。

医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入により、医療機関を受診するときに本人が同意し、システムで適用区分が確認できれば、「限度額適用認定証」(非課税世帯の人は「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」)の提示は不要です。認定証が無くても窓口での支払い時の負担が所得区分に応じた限度額までになります。

※ただし、非課税世帯で長期入院(適用区分の認定後に12か月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)に該当する人はこれまでどおり申請により入院の食事代が更に減額になります。

また、受診にはマイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」が便利です。利用するには事前登録の手続きが必要です。

## 令和6年12月2日以降、制度改革によりマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、紙の保険証の発行が終了しました。

マイナ保険証(健康保険証を利用登録したマイナンバーカード)の保有の有無によって、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかを発行します。

### マイナ保険証を持っている人:

#### 「資格情報のお知らせ」(A4サイズの用紙)

マイナ保険証を持っている人がご自身で加入状況などを把握できるよう、新規加入時や負担割合の変更時などに交付します。

このお知らせのみで受診はできません。

マイナ保険証の読み取りができない場合などにはマイナ保険証とあわせて医療機関に提示してください。

### マイナ保険証を持っていない人:

#### 「資格確認書」(保険証と同じ色・サイズのカードタイプ)

次のような人には申請によって資格確認書を交付します。

- 有効期限内の保険証を紛失した人・マイナンバーカードの更新手続き中の人
- マイナンバーカードを紛失・返納した人
- マイナ保険証の登録をしているがマイナ保険証での受診が困難な人・マイナンバーカードの管理が困難な人
- マイナ保険証の利用登録を解除申請した人にも資格確認書を交付します。(交付申請不要)

## マイナンバーカードの保険証利用の登録方法

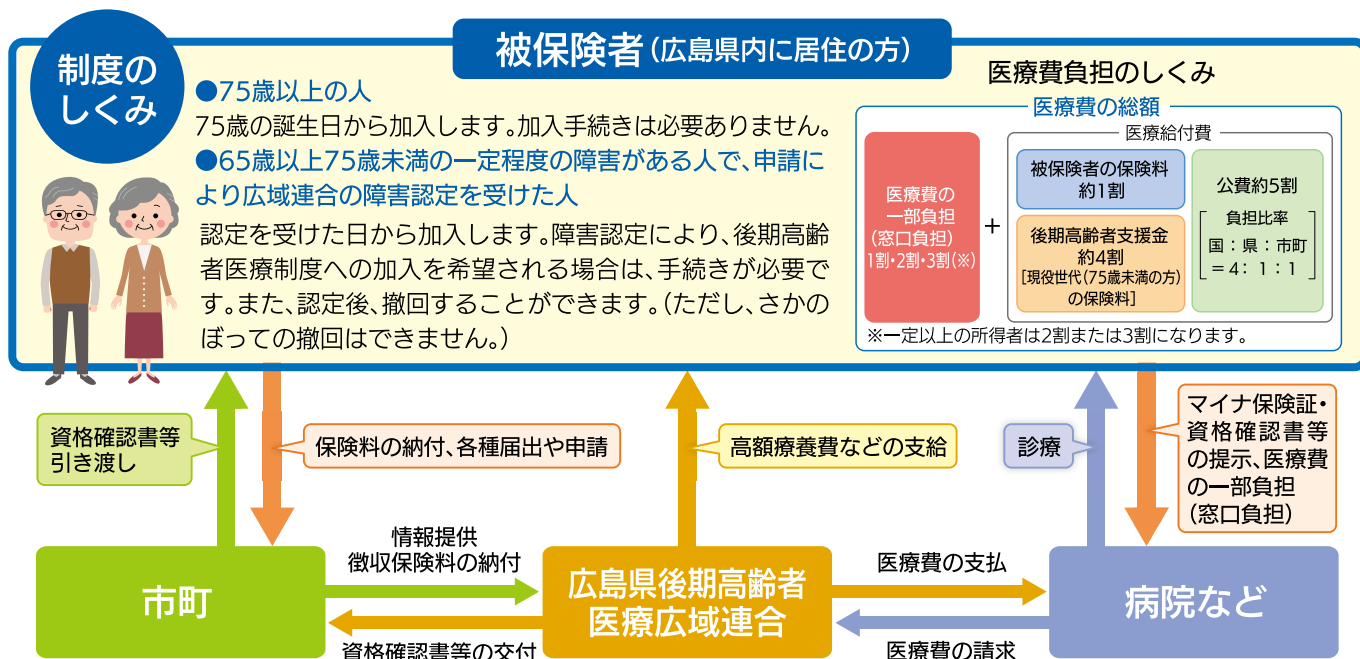
- ①医療機関・薬局の受付に設置のカードリーダーで行う。  
顔認証で簡単登録できます。【オススメ】
- ②ご自身のスマートフォンなどを使用した「マイナポータルアプリ」を使う。
- ③コンビニエンスストア・セブン銀行のATMから行う。
- ④市役所保険年金課(本庁1階13番窓口)設置の端末機器、各支所でも対応します。

# 後期高齢者医療

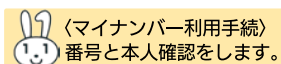
HPID 39635

<b>問</b>	<b>資格・給付</b>	保険年金課(本庁舎1階) 因島総合支所 因島福祉課 御調保健福祉センター 向島支所 しまおこし課	☎ 0848-38-9135 ☎ 0845-26-6218 ☎ 0848-76-2235 ☎ 0848-44-0111	瀬戸田支所 住民福祉課 百島支所 浦崎支所	☎ 0845-27-2209 ☎ 0848-73-2701 ☎ 0848-73-2001
	<b>保険料</b>	市民税課(本庁舎1階) 保険料係	☎ 0848-38-9145		
	<b>納付相談</b>	収納課(本庁舎2階) 収納係	☎ 0848-38-9210	☎ 0848-38-9174	☎ 0848-38-9411

後期高齢者医療制度の運営は、広島県内のすべての市町が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」が行います。県内各市町は保険料の徴収事務および住所変更や給付申請などの窓口事務を行います。

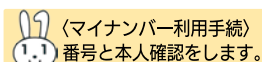


## 高額療養費の支給



1カ月に自己負担限度額を超える一部負担金を支払った場合、申請により超えた額が払い戻されます。

## 高額介護合算療養費の支給



1年間(前年8月～7月)の医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

## 療養費の支給

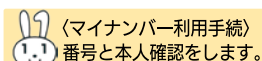
次のような場合、申請によりかかった費用の一部が支給されます。

- 緊急やむを得ない理由で、保険医以外で受診したり、マイナ保険証・資格確認書等を持たずに受診したりした場合
- コルセット等の治療用装具を購入、重病人を移送した場合(※医師が必要と認めた場合のみ)  
※移送費の申請はマイナンバー利用手続きです。
- 柔道整復師の施術を受けた場合、または保険医の同意を得てあんま・はり灸等の治療を受けた場合

## 葬祭費の支給

被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対して葬祭費として3万円を支給します。

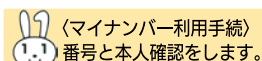
## 高額年間外来合算療養費の支給



1年間(前年8月～基準日)の外来の自己負担額合計が144,000円を超えたときは、その超えた額が高額療養費として支給されます。

※基準日(7月31日または後期高齢者医療の加入期間終了日)時点で現役並み所得者の人は除きます。

## 特定疾病療養受療証の申請



厚生労働大臣指定の特定疾病(人工透析を実施している慢性腎不全、血友病等)で治療を受ける場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。対象の人は申請をしてください。

### 【手続きに必要なもの】

- ☒ 後期健康保険被保険者番号がわかるもの
- ☒ 委任状(代理人による申請の場合)
- ☒ 医師の証明書(または前保険者で交付された特定疾病療養受療証か証明書)
- ☒ 来庁者の本人確認ができるもの

## 後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見と早期治療により病気の重症化を予防するための健康診査が市内医療機関で受診できます。

### 保険料

HPID 41566

後期高齢者医療の保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料の額は、被保険者の所得に応じて負担いただく部分(所得割)と被保険者に等しく負担いただく部分(均等割)の合計額になります。

所得割 + 均等割 → 年間保険料

### ○保険料の納め方

#### 特別徴収(年金からの差し引き)

##### 【対象者】

- ・介護保険料特別徴収対象者
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下の人

#### 普通徴収(納付書または口座振替により納付)

##### 【対象者】

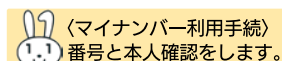
- ・特別徴収の事由に該当しない人
- ・75歳になったばかりの人や、他市区町村から転入したばかりの人

##### 【納付書による納付】

納期限までに尾道市に本店・支店のある金融機関(三井住友銀行は除く)、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアで納めてください。便利な口座振替をご利用ください。口座振替は尾道市に本店・支店がある金融機関または全国のゆうちょ銀行・郵便局で利用できます。ご希望の市内の金融機関へ通帳、通帳印および決定通知書・納付書等をお持ちのうえお申し込みください。

## こんなときは届出を

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 広島県外から転入された場合は負担区分等証明書
他の市町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証または資格確認書
市内で転居をしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証または資格確認書
65歳以上で一定以上の障害の状態にあるとの認定を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証または資格確認書 <input checked="" type="checkbox"/> 障害の程度が確認できるもの(身体障害者手帳など)
生活保護が開始されたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証または資格確認書 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護決定通知書
生活保護が廃止されたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止通知書
死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証または資格確認書
被保険者証をなくしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人を確認できるもの(免許証など)



## 第三者行為(交通事故等)によって負傷したときの届出

HPID 43383

第三者行為(交通事故・他人のペットに咬まれた・傷害行為・食中毒など)によって受けたけがなどにより保険診療を受けて治療するときは、必ず保険年金課(または支所)に届出が必要です。本来、このような場合の医療費は加害者が支払い義務を負うものです。後期高齢者医療広域連合が負担した医療費は後日加害者へ請求することになります。届出がないまま治療を受けたり示談をしたりすると、保険診療が受けられなくなります。(交通事故の場合、損保会社からの代行ができる場合があります。)



## 福祉

## 介護保険

HPID 18971

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

問

給付

高齢者福祉課(本庁舎1階)介護保険係  
介護認定申請・給付等 ☎0848-38-9118  
事業所の指定・指導等 ☎0848-38-9440  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6221

御調保健福祉センター ☎0848-76-2235  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209

保険料

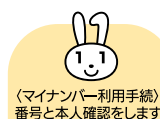
市民税課(本庁舎1階)保険料係 ☎0848-38-9145

納付相談

収納課(本庁舎2階)収納係 ☎0848-38-9210 ☎0848-38-9174 ☎0848-38-9411

## ■介護サービスが利用できるまでの流れ

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



介護保険は、40歳以上の人が加入します。

## 介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、  
介護保険のサービスが利用できます。

第1号被保険者  
65歳以上の人

第1号被保険者は、介護や日常生活の  
支援が必要になったとき、市区町村の  
認定を受け、サービスを利用できます。

第2号被保険者  
40歳以上65歳未満の人  
医療保険に加入している人

第2号被保険者は、加齢に伴って生じ  
る心身の変化が原因とされる病気（特  
定疾病）により介護や支援が必要と  
なったとき、市区町村の認定を受け、  
サービスを利用できます。

## 市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行  
います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 保険証の交付
- サービスの確保と整備

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

## 介護サービスを利用するには、まず「申請」から

認定の  
申請

高齢者福祉課（または上記の給  
付窓口）に認定の申請をしてくだ  
さい。申請は、本人または家族の  
ほか、成年後見人、地域包括支援  
センター、またはケアマネジャー  
などに代行してもらうこともでき  
ます。

## 【申請に必要なもの】

- ☒ 要介護・要支援認定申請書
- ☒ 介護保険被保険者証
- ☒ マイナ保険証等（第2号被保険者の場合）

申請書には医療機関名、主治医の  
氏名などを記入します。主治医がい  
ない場合は窓口にご相談ください。

要介護  
申請

## 訪問調査

認定調査員が本人のいるところへ訪問し調査します。

## 主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見  
書を作成します。

## 【審査・判定】

医療・保健・福祉の専門家により審査・判定  
します。

認定  
結果

要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1 要支援2 要支援1 非該当

要介護度は7段階に  
わかれます。「要介護」  
の方は「介護サービス」  
を、「要支援」の方は  
「介護予防サービス」  
等を受けられます。

※基本チェックリスト  
該当者に限る

介護サービス  
（介護給付）

居宅介護支援  
事務所に依頼

介護予防サービス（予防給付）  
介護予防・生活支援サービス（総合事業）

地域包括支援センター等に依頼

一般介護予防事業……65歳以上の全ての人が利用できます。

地域包括支援センター…P35

## ■居宅サービス

HPID 41698

サービス費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)を自己負担

### 居宅で利用するサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 福祉用具の貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修
- 居宅療養管理指導

### 施設に通う、または短期間入所するサービス

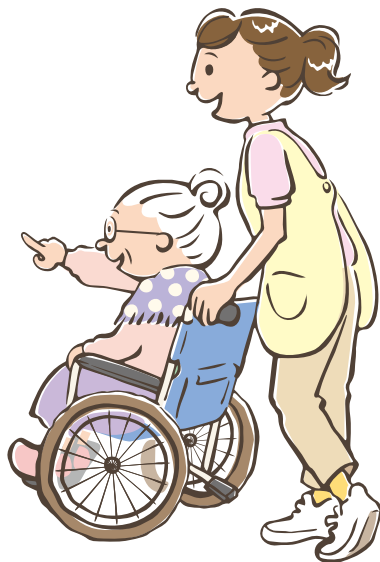
- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリ(デイケア)
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護

### 入所先を居宅とみなすサービス

- 特定施設入居者生活介護

### 地域での生活支援サービス

- グループホーム
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



## ■施設サービス

HPID 40513

サービス費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)と居住費・食費等を自己負担

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

### 保険料

介護保険の保険料は、40歳以上の人に納めていただきます。

#### 【40歳から64歳までの人】

加入している健康保険料と一緒に納めていただきます。

#### 【65歳以上の人】

所得に応じて13段階の保険料に分かれています。納め方については、老齢(退職)・遺族・障害年金の額によって「特別徴収(年金からの差し引き)」か「普通徴収」に分かれます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満

#### 特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が差し引きされます。

#### 普通徴収

納付書または口座振替で納めます。

ただし、次のような場合は、年金額が18万円以上でも普通徴収となります。

- ・年度途中で65歳になった人
- ・年度途中で他の市区町村から転入した人
- ・年度途中で保険料額や年金額が変更になった人
- ・年度初め(4月1日)に年金を受給していなかった人など

特別徴収(年金からの差し引き)が開始される時期は、年金保険者からの連絡に基づき、事前にお知らせします。特別徴収されるまでの保険料は、納付書または口座振替により納めてください。

### 負担を軽減するために



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

- ・施設入所等の居住費・食費等については、低所得者に対する負担軽減制度があります。
- ・1割、2割または3割の自己負担が高額になり、一定額を超えたときは、高額介護サービス費として後から支給されます。(該当者には勧奨通知をお届けします。)

※いずれも申請が必要です。

## 高齢者福祉

<b>問</b>	高齢者福祉課(本庁舎1階)
	高齢者福祉係 ☎0848-38-9137
	因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6210
	御調保健福祉センター ☎0848-76-2235
	向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111
	瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209

### ■在宅生活の支援

いつまでも住み慣れた地域で住み続けたい、そんな願いが叶えられるよう、高齢者の在宅生活を支援します。

#### 寝具乾燥消毒サービス HPID 45548

専用車で自宅を訪問して、寝具を乾燥消毒します。

【利用条件】月1回(寝具4枚)まで

【対象者】在宅高齢者で虚弱または疾病等により寝具の衛生管理が困難な人で①概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみおよびこれに準ずる世帯②高齢者以外の家族と同居する世帯

【利用料】一回当たり ①450円 ②1,250円

#### 緊急通報装置貸与 HPID 45546

高齢者の急病や緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置(電話に取り付け)を貸与します。装置は、緊急・相談ボタンを押すと受信センターに接続され、オペレーターが24時間体制で相談を受け付けます。

【対象者】緊急通報装置が必要と思われる概ね65歳以上の一人暮らし、およびこれに準ずる世帯の高齢者

【利用料】一月当たり 660円

#### 配食サービス

「食」に関するサービスのアセスメントを行い、必要と認められた人に対して、栄養が偏らないように調理された弁当を昼前にお届けし、安否の確認も行います。

【利用回数】週に2回まで(昼食のみ)

【対象者】※以下の条件にすべて当てはまる人  
 ●概ね65歳以上の一人暮らし高齢者またはこれに準ずる世帯  
 ●市民税非課税世帯  
 ●要支援1以上の人および事業対象者

【利用料】1食当たり 460円～650円  
 ただし、介護保険の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの人は340円～480円  
 ※特別食には別途費用がかかります。

#### 家族介護用品購入助成券交付

HPID 45048

介護用品(紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋、ドライシャンプー、その他消耗品的な介護用品)の購入助成券を交付します。

【交付枚数】●要介護4・5  
 額面 1,250円の券5枚(1カ月)  
 ●要介護3  
 額面 1,250円の券3枚(1カ月)

【対象者】市民税非課税世帯で要介護3・4・5の在宅高齢者等を介護する家族または本人

【利用料】有効期間のみ利用可能  
 額面額以上の購入には自己負担あり

#### 家族介護者慰労金

HPID 45047

要介護4または5の認定を受けた後、過去1年間介護保険サービスを受けず、概ね3カ月以上の長期入院をしなかった市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族

【対象者】市民税非課税世帯で要介護3・4・5の在宅高齢者等を介護する家族または本人

#### 認知症高齢者見守り(やすらぎ支援) 無料

家族が在宅で認知症高齢者を介護していくことを支援する目的で、専門的な知識を持つボランティアが認知症高齢者の話し相手や見守り、家族の相談相手として訪問します。

【利用回数】概ね月2回(1回2時間程度)

【対象者】●認知症高齢者とその家族  
 ●その他、訪問が必要な人

#### 介護予防普及啓発 無料

地域包括支援センターが、高齢者や一般市民にむけて認知症や介護予防に関する知識の普及啓発・出前講座などを行います。

【対象者】市民

#### おのみち見守りネットワーク

HPID 45197

地域の見守りネットワーク強化のために、認知症高齢者等を見守り支援する協力団体を募集します。  
 事業登録した高齢者が行方不明になった際、行方不明SOS情報をメールやFAXで協力団体等へ配信し、早期発見につなげます。

【事業登録対象者】

行方不明になる可能性のある概ね65歳以上の高齢者等

## 敬老優待乗車証等の交付

HPID 25324

その年度(4月1日～翌年3月31日)に75歳以上になる人に、毎年6月から敬老優待乗車証等を交付します。おのみちバス敬老優待乗車証もしくは敬老優待共通券(バス・船・タクシー・入浴・あん摩)のどちらかを選ぶことができます。

## 敬老祝金

毎年9月の老人保健福祉月間に長寿をお祝いし、敬老祝金(20,000円)を贈ります。

【対象者】当該年度内に100歳に到達する人

## ■地域包括支援センター

HPID 25338

地域で暮らす高齢者を医療・介護・福祉・権利擁護などさまざまな面からサポートするため尾道市が設置している総合相談窓口です。

市内7カ所に設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが相談に応じています。

### 【対象者】

- 在宅の高齢者とその家族
- 在宅生活を継続するために支援が必要な人
- 介護予防が必要な人など

### ●尾道市地域包括支援センター (尾道市立市民病院内)

☎ 0848-56-1212

山波・尾崎・尾崎本・久保・久保1～3・防地・東久保・西久保・新高山1～3・十四日・長江1～3・東御所・西御所・三軒家・天満・潮見・日比崎・十四日元・土堂1・2・東土堂・西土堂

### ●尾道市北部地域包括支援センター (御調保健福祉センター内)

☎ 0848-76-2495

御調・美ノ郷・木ノ庄・原田

### ●尾道市西部地域包括支援センター (尾道市社会福祉協議会内)

☎ 0848-21-1262

新浜1・2・吉浦・古浜・手崎・正徳・東元・吉和西元・福地・沖側・神田・吉和・栗原東1・2・栗原西1・2・栗原・東則末・西則末・桜・門田・平原1～4・久山田

### ●尾道市東部地域包括支援センター (バイタウン尾道組合会館内)

☎ 0848-56-0345

高須・西藤・東尾道・長者原・百島・浦崎

### ●尾道市向島地域包括支援センター (向島福祉支援センター「愛あいセンター」内)

☎ 0848-41-9240

向東・向島

### ●尾道市南部地域包括支援センター (介護老人保健施設ビロードの丘内)

☎ 0845-24-1248

因島土生・因島田熊・因島三庄・因島中庄・因島大浜・因島重井・因島鏡浦・因島外浦・因島棕浦

### ●南部地域包括支援センター瀬戸田支所 (瀬戸田福祉保健センター内)

☎ 0845-27-3847

因島原・因島洲江・瀬戸田

## 住民主体の介護予防・フレイル予防 シルバーリハビリ体操事業 HPID 49504

問い合わせ先／高齢者福祉課

☎ 0848-38-9137 FAX 0848-37-7260

市では、ボランティアで地域の高齢者に体操を指導し、市や関係機関等と連携しながら介護予防を行う指導士を養成し、あわせて自助・互助・共助の地域づくりを推進しています。



尾道市HP ⇒





## 問

社会福祉課(本庁舎1階)  
因島総合支所 因島福祉課  
御調保健福祉センター

☎ 0848-38-9125  
☎ 0845-26-6209  
☎ 0848-76-2235

向島支所 しまおこし課  
瀬戸田支所 住民福祉課

☎ 0848-44-0111  
☎ 0845-27-2209



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

## 身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

## 【申請に必要なもの】

- ☒ 申請書
- ☒ 指定医師の身体障害者診断書、意見書
- ☒ 写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

## 療育手帳

知的な障害があり、県の機関(こども家庭センター)において判定を受けた人で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。

## 【申請に必要なもの】

- ☒ 申請書
- ☒ 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

## 【申請に必要なもの】

- ☒ 申請書 ☒ 診断書
- ☒ 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
- ※必要な人のみ

手帳交付後に右記事項が生じたときは届出が必要です

- ・住所、氏名、保護者が変わったとき
- ・手帳を紛失、破損したとき
- ・障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- ・本人が死亡したとき

## ■自立支援医療

## 更生医療

HPID 36700



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が、手帳に記載の障害を軽減したり取り除くために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

【対象者】肢体、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそ  
しゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能  
に障害があり、判定により治療が必要な人

## 育成医療

HPID 1314



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

身体に障害のある18歳未満の児童に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療を指定医療機関で受ける場合に医療費の自己負担が1割に軽減されます。

【対象者】肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそ  
しゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能等  
に障害があり、治療によって確実に効果が期待できる人

## 精神通院

HPID 1323



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

精神疾患(「てんかん」を含む)の通院治療を受ける場合は、医療費の自己負担が1割に軽減されます。デイケアや訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬代についても適用されます。(有効期間は1年)

【対象者】統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有し、その精神障害のため継続的な通院が必要な人

重度心身障害者  
医療費助成

HPID 36701



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

保険診療の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額は除きます。

【対象者】身体障害者手帳1級、2級、3級または療育手帳④、A、⑥の交付を受けている人。精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人(自立支援医療「精神通院」所持者に限る)。本人と扶養義務者等に所得制限があります。

## 補装具

HPID 43909



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

身体上の障害を補うための用具(補装具)の購入・修理のための費用の支給を行っています。

【対象者】身体障害者または難病等の人で、かつ判定等により補装具が必要と認められる人

## 【補装具の種類】

- 義肢・装具
- 車椅子
- 補聴器
- 眼鏡
- 視覚障害者安全つえ等

## 日常生活用具

HPID 1324

重度障害者の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付を行っています。

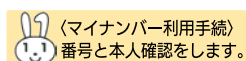
【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または難病等の人(品目ごとに障害名および程度に制限があります。)

## 【日常生活用具の種類】

- 特殊寝台
- 入浴補助用具
- 電気式たん吸引器
- 頭部保護帽
- パルスオキシメーター
- 人工喉頭
- 特殊マット
- 移動・移乗支援用具
- 聴覚障害者用通信装置
- 透析液加温器
- 拡大読書器
- ストマ用装具等

## 自立支援給付(自立支援医療・補装具除く)・地域生活支援事業(日常生活用具除く)

## 【対象者】



身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等(ただし、サービスの種類によって対象者が異なる場合があります。)

【相談窓口】●尾道市障害者サポートセンターはな・はな  
☎0848-29-5002

●尾道市障害者サポートセンターはな・はな  
因島・瀬戸田相談センター  
☎0845-23-7020  
においても相談を受け付けています。

【利用負担】原則サービス費用の1割(世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。)

## 自立支援給付

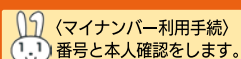
サービスの種類	内 容
介護給付	居宅介護、短期入所、施設入所支援など
訓練等給付	自立訓練、就労継続支援、就労移行支援など

## 地域生活支援事業

サービスの種類	内 容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および社会参加のための外出支援
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、家族の就労支援もしくは日常的に介護している人の一時的に休息するための支援

## 生活保護

HPID 31929



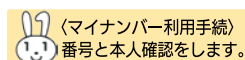
生活の中心になる人を亡くした、失業や病気、ケガで世帯の収入が少なくなったなどの理由で、生活や医療に困り、活用できる資産もない場合は、その程度に応じて、生活保護法による援助が受けられます。これには本人、その扶養義務者またはそのほかの同居の親族の申請が必要です。



社会福祉課(本庁舎1階) ☎0848-38-9126  
因島総合支所因島福祉課 ☎0845-26-6214

## 障害児通所給付費

HPID 31720



身近な地域で、専門施設へ通所する障害児に対して療育的支援を行うサービスです。

【対象者】発達障害を含む障害児または難病等の児童

サービスの種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練などの療育を行う また、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に治療を行う
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や長期休暇時に生活能力の向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問支援員が出向き、障害児が集団生活へ適応できるよう支援を行う

## 重度心身障害者福祉年金

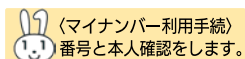
HPID 1318

身体および知的に重度の障害がある人やその養護者に支給されます。

【対象者】●身体障害者手帳1・2・3級で、かつ療育手帳  
④、A、⑤の人  
●身体障害者手帳1・2級で、20歳未満の人  
●療育手帳④、Aで20歳未満の人  
※このほかにも住所要件などがあります。

## 特別障害者手当

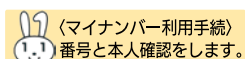
HPID 31565



【対象者】身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人  
※このほかにも所得制限などがあります。

## 障害児福祉手当

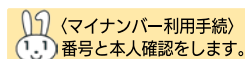
HPID 31566



【対象者】重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人  
※このほかにも所得制限などがあります。

## 特別児童扶養手当

HPID 31567



身体、知的または精神に中度・重度の障害がある20歳未満の障害児を養育している人に支給されます。

【対象者】●身体に中度以上の障害または長期の安静を必要とする状態(身体障害者手帳のおおむね1級～3級)にある児童  
●療育手帳のおおむね④、A、⑤の児童  
●精神障害など(統合失調症、てんかんなど)によって日常生活において著しい制限を受ける状態にある児童  
※このほかにも所得制限などがあります。

## 障害者優待乗車証等の交付

HPID 31566

障害のある人におのみちバス障害者優待乗車証等を交付します。

- 【対象者】●身体障害者手帳の1級または1種の人  
 ●療育手帳を持っている人  
 ●精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている人  
 ※ただし、福祉タクシーチケットについては別途交付要件等あります。

種 類		交付内容
障害者優待乗車証等	おのみちバス 障害者優待乗車証	全市域対象(因島線向島BS停留所と土生港前停留所、瀬戸田線向島BS停留所と瀬戸田港停留所および松永線下西消防屯所前停留所と松永の区間を除く)本人と介護者1名無料
	乗車(船券等)	バス共通券 12,000円分 (療育手帳⑥、B所持者は18,000円分)
		船共通券 10,000円分 (療育手帳⑥、B所持者は15,000円分)
		タクシーチケット 11,200円分 (560円×20枚)(御調町) 6,720円分 (560円×12枚)(因島各町)

障害者優待乗車証等の交付を受ける資格がある人で、その交付を受けていない人には、希望により次のいずれかを交付します。

## 入浴料助成券

年間250円券を40枚

## 保険外あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術

料助成券年間1,000円券を10枚

- 【交付窓口】●社会福祉課  
 ●各支所(ただし、御調町は御調保健福祉センター)  
 ●向東連絡所(サンボル尾道内)

## 障害者施設通所交通費助成事業

HPID 48693

障害福祉サービス提供事業所に通所する障害のある人に対し、経済的負担を軽減し、障害者の福祉の増進をはかることを目的に、通所に要した交通費の一部を助成します。

対象となる人	次のいずれにも該当する人 1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型に通所している 2) 市の交付している優待乗車証等交付事業の、バス共通券、船共通券、公営渡船乗船券のいずれかの交付を受けている人
助成額	交通費に相当する額(限度額:月額20,000円)

## 住宅改修費の助成

HPID 23968

住環境の改修(範囲限定)を行う場合は、改修に要する額の一部(限度額200,000円)を助成します。

- 【対象者】下肢・体幹または運動機能障害(移動機能障害)のある身体障害者手帳(1級・2級・3級)の所持者(特殊便器については上肢1級・2級)、または難病等の人

- 【改修の範囲】●手すりの取り付け  
 ●床段差の解消  
 ●滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更  
 ●引き戸等への扉の取り替え  
 ●洋式便器等への便器の取り替え  
 ●その他、これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 心身障害者扶養共済制度

HPID 36704

公的年金とは別に、心身障害児(者)の保護者(加入者)が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、加入者が死亡または重度障害者になった場合、残された障害児(者)に終身一定額の年金を支給し、障害児(者)の生活の安定と福祉の増進を図る任意加入の制度です。

- 【対象者】次のいずれかに該当する心身障害児(者)で、将来独立自活することが困難であると認められる人  
 ①身体障害者手帳所持者で、1級・2級・3級に該当する人  
 ②知的障害者  
 ③精神または身体に永続的な障害を有する人で、①または②と同程度の障害と認められる人

【年金額】支給事由が生じたその月から、生涯にわたり年金が支給されます。

- 1口加入者  
 月額20,000円(年額240,000円)  
 ●2口加入者  
 月額40,000円(年額480,000円)

## NHK放送受信料の減免

HPID 1321

障害者手帳を持っている人がいる世帯で次に該当する場合に、NHK放送受信料が全額免除または、半額免除されます。

## 【全額免除対象者】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯全員が、市県民税非課税の場合

## 【半額免除対象者】

- 身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で契約者の場合  
 ●重度の身体障害者手帳(1級・2級)療育手帳(④・A)精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持する人が世帯主で契約者の場合

## 自動車運転免許取得費の助成

HPID 1326

身体障害者が自動車運転免許（第一種普通免許）を取得するための教習を受けた場合は、運転免許取得に要した教習費用の2/3（限度額100,000円）を助成します。

【対象者】身体障害者手帳の所持者で、運転免許の交付を受けた人であって、障害の程度が1級・2級・3級・4級の人（視覚障害者を除く）

## 有料道路通行料金の割引

HPID 1357

障害者が自ら運転する場合、または介護者が運転し障害者が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

【対象者】●障害者自らが運転する場合  
身体障害者手帳を持っている人  
●介護者が運転する場合  
身体障害者手帳（各等級の第1種）または療育手帳（㊤・A）を所持する障害者を同乗させている人

## 自動車改造費の助成

HPID 1327

身体障害者が自動車を自らの運転に適合するよう改造する場合は、その改造に要する経費（限度額100,000円）を助成します。

【対象者】次のすべての要件を満たす人  
●上肢・下肢・体幹機能障害者で、その障害の程度が1級・2級・3級・4級の人  
●過去2年間改造費の給付を受けていない人  
●障害者または障害者と生計を一にする人が所有する自動車を障害者自ら運転するために改造する必要がある人  
※このほかにも所得制限があります。

## 軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費等の助成

HPID 43163

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入・修理に要する費用の一部を助成します。

【対象者】次の3つの要件全てに該当する18歳未満の人  
●尾道市に居住していること  
●両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること  
●聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと

## 身体障害者訪問入浴サービス

在宅の身体障害者または難病等の人、浴槽を持参して入浴のサービスを提供します。

【対象者】重度の身体上の障害のため入浴が困難な人

【自己負担】原則として1割負担（1回 1,266円）  
※世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

## 「思いやり駐車場」利用証の交付

HPID 1322

障害者や高齢者など歩行が困難な人などに対し、利用証を交付し、対象駐車場に駐車する場合に、車に利用証を掲示することで対象車両であることを明らかにし、安心して駐車できるようにするものです。

【対象者】身体障害者（障害種別により等級制限あり）、知的障害者（療育手帳㊤・A）、精神障害者（1級）、難病患者、高齢者（要介護度1以上）、妊産婦、けが人など。

## 尾道市民生委員・児童委員

HPID 44542

民生委員児童委員は、あなたの相談相手です。地域の皆さまの立場に立って秘密を守り地域生活支援のお手伝いをしています。安心してお気軽にご相談ください。

- ・高齢者家庭の見守り支援
- ・子どもや子育て家庭の相談支援
- ・各地域の子育てサロンやふれあいサロンでの交流
- ・その他生活上の悩みごと

担当の委員がそれぞれの地域で見守り活動を行っています。

民生委員児童委員がお訪ねした場合は、活動にご協力をお願いします。



社会福祉課

（尾道市連合民生委員児童委員協議会事務局）

☎ 0848-38-9122



## 健康・医療

## 健康

## 成人健康診査

HPID 50077

集団健診または医療機関で受診できます。事前に申し込みが必要です。

## がん検診

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん、腹部エコー

## B型・C型肝炎検査

※対象者・場所・受診方法などは「広報おのみち」「市ホームページ」でお知らせします。

## 歯ぐき一検診(歯周疾患検診)

【対象者】20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳になる人  
対象者に個別に通知します。

問 健康推進課 ☎ 0848-24-1962

## 高齢者の予防接種費用助成



〈マイナンバー利用手続〉  
番号と本人確認をします。

予防接種費用の一部または全部を助成します。

## 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン

【対象者】65歳以上の人または60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する人

【実施時期】接種時期・料金など詳細は「広報おのみち」「市ホームページ」でお知らせします。

## 高齢者肺炎球菌・带状疱疹ワクチン

【対象者】対象者には通知します。  
転入者はお問い合わせください。  
※法改正などにより制度が変更になることがあります。

問 健康推進課 ☎ 0848-24-1961

## 健康相談

保健師・栄養士が健診結果の説明、健康づくり・疾病予防・食生活・運動などの相談を行います。

※実施日程などは「広報おのみち」「市ホームページ」でお知らせします。

問 健康推進課 ☎ 0848-24-1962

## こころの相談

HPID 50288

本人および家族のこころの健康に関する相談に応じます。  
(治療中でない人)

※予約が必要です。

※実施日程などは「広報おのみち」「市ホームページ」でお知らせします。

【実施場所】●総合福祉センター  
●因島総合支所  
●瀬戸田福祉保健センター  
●御調保健福祉センター

問 健康推進課(総合福祉センター内)

☎ 0848-24-1962

健康推進課(因島総合支所内)

☎ 0845-22-0123

御調保健福祉センター

☎ 0845-76-2235

## 献血～命が救える身近なボランティア～

市内の各献血会場では、400ml献血のみ受け付けしています(一部学域会場を除く)。

現在、全国的に10代～30代の若年層の献血者が減少しています。一人でも多くの方のご理解とご協力をお願いします。

【実施場所】実施日程・場所などは「広報おのみち」でお知らせします。

【対象者】

<男性> 17歳～69歳以下の体重50kg以上の人で、前回との献血間隔が12週間以上開いていること

<女性> 18歳～69歳以下の体重50kg以上の人で、前回との献血間隔が16週間以上開いていること

※65歳以上の人の献血については、60歳～64歳の間に献血経験がある人に限ります。

## 健康づくり推進事業

# おのみち^{けんこう}健幸チャレンジ+10^{プラステン}

運動不足と思っている方、健康のため何か始めたいと思っている方、「おのみち健幸チャレンジ+10」を始めませんか？  
ウォーキングや朝食でたんぱく質を摂取するなどのチャレンジを通して、健康的な生活習慣と素敵な賞品（抽選）をゲットできるチャンスです。



**問** 健康推進課 ☎ 0848-24-1962 FAX 0848-24-1966

## 尾道市ひきこもり支援ステーション みらサポ

みらサポでは、ひきこもりに関する相談（電話・メール・来所・訪問）に対応しています。ご本人のペースを大切にしながら、一緒に考えていきます。抱え込まずに、気兼ねなくご相談ください。ご本人または、ご家族のみのご相談もお待ちしております（匿名での相談も可）。

**問** 門田町22-5 尾道市総合福祉センター内  
☎ 0848-22-2010 FAX 0848-22-9111  
✉ [mirasapo@onomichi-shakyo.jp](mailto:mirasapo@onomichi-shakyo.jp)

### このようなことで、悩んでいませんか？

- 人と会うのが苦手で外に出られない。
- ひきこもりから抜け出すために、どうしたらよいかわからない。
- 考えすぎてどう動いて良いかわからない。
- 子どもがひきこもりかもしれない。
- 社会とのつながりが無い状況で将来のことが不安。

社会福祉法人  
尾道市社会福祉協議会HP



## お役立ち情報集 出たもん勝ち

HPID 39356

シニア世代の方を対象とした市内のお出かけ先・イベント情報を紹介しています。  
現役の第一線を退いた“プラチナ世代”の皆様、これからの人生をもっと豊かに過ごすために、お出かけ先を探して外に出かけてみませんか？

冊子  
配布場所

- 健康推進課1階窓口（総合福祉センター内）
- 瀬戸田福祉保健センター
- 御調保健福祉センター
- 各支所 国保加入窓口
- 市役所ロビー

「広報おのみち」内でもお勤めのお出かけ先に「出たもん勝ち」マークをつけて毎月紹介しています。



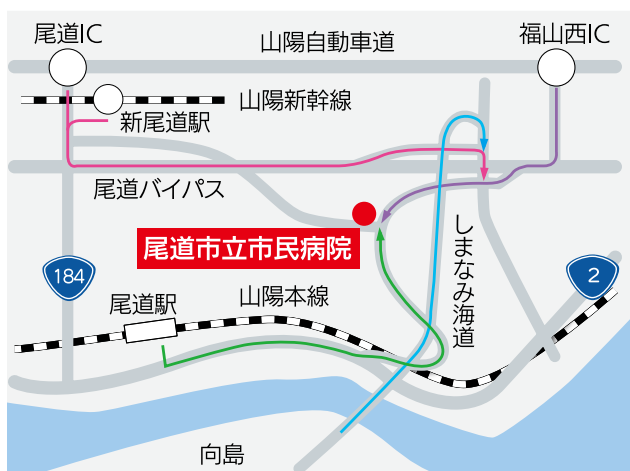
**問** 健康推進課 ☎ 0848-24-1962 FAX 0848-24-1966

# 公立病院

## 尾道市立市民病院

HPID 1274

新高山三丁目1170-177 ☎ 0848-47-1155



【病床数】一般病床282床

【診療科目】内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、泌尿器科、脳神経外科、外科、乳腺甲状腺外科、麻酔科、整形外科、血管外科、皮膚科、形成外科、歯科口腔外科、耳鼻いんこう科、眼科、産婦人科、小児科、救急科（禁煙外来、ペースメーカー外来 他）

【受付時間】（初診）8:30～11:00  
（再診）8:00～11:00（再来受付機にて）

【休診日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



## 尾道市立市民病院附属 瀬戸田診療所

瀬戸田町中野400 ☎ 0845-27-2161



【病床数】一般病床19床

【診療科目】内科、リハビリテーション科

【受付時間】（初診）（再診）ともに8:30～11:00

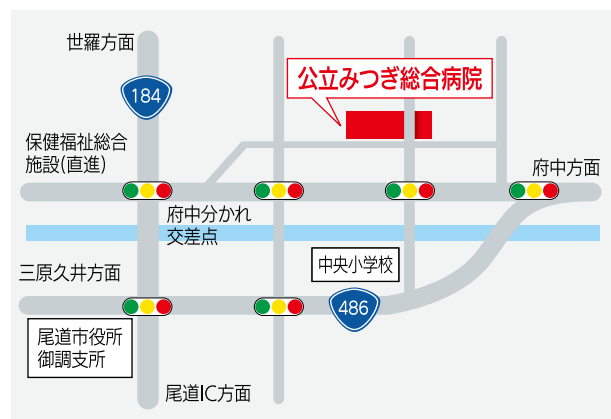
【休診日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



## 公立みつぎ総合病院

HPID 3475

御調町市124 ☎ 0848-76-1111



【病床数】240床

一般病床145床（一般病棟84床、地域包括ケア病棟55床、緩和ケア病棟6床）、療養病床95床（回復期リハビリ病棟72床、医療療養病棟23床/休止中）

【診療科目】

内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、透析科、緩和ケア科、（禁煙外来、栄養サポート・ステーション）

【受付時間】（初診）8:00～11:30  
（再診）7:30～11:30（再来受付機にて）

【休診日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）





## 併設施設

- 保健福祉総合施設
  - ・介護老人保健施設「みつぎの苑」(入所150人・通所40人)
  - ・特別養護老人ホーム「ふれあい」(入所(広域型80人・地域密着型20人))
  - ・ケアハウス「さつき」(入居30人)
  - ・グループホーム「かえで」(入居18人)
- 福祉人材研修センター
- 保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター(病床数19床/休止中)
- デイサービスセンター(通所20人/休止中)
- 老人性認知症センター
- 訪問看護ステーション「みつぎ」
- ホームヘルパーステーション
- 介護予防センター(通所15人)
- ケアプランセンター「みつぎ」(居宅介護支援事業所)
- 尾道市北部地域包括支援センター
- 広島県地域リハビリテーション広域支援センター(受託業務)
- 広島県高次脳機能地域支援センター(受託業務)

## ■尾道市立夜間救急診療所

HPID 31918

門田町22-5 ☎ 0848-38-9099(夜)

【診療科目】内科、外科

【受付時間】20:00～23:00(毎日:土・日・祝日を含む)

尾道市立  
夜間救急診療所

? 病院へ行く?



迷ったときは

シャープ  
#7119

救急相談センター

救急車を呼ぶ? ?



救急車の出動件数は高齢者の急病や転倒などにより年々増加しています。「病院が分からない」「すぐ病院に行くべきか分からない」という理由で安易に救急車を呼んでしまうと、生命に危険のある傷病者のところに救急車が到着するのが遅くなってしまい、救われない恐れがあります。

一方で救急車の出動要請をためらい、結果的に病状が悪化してしまうケースもあります。

急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶか、すぐに病院に行ったほうが良いかなど、判断に迷ったときは「救急相談センター」にご相談ください。

問

救急相談センター  
(24時間365日対応)

☎ #7119

つながらないときは

☎ 082-246-2000

こどもの救急電話相談  
平日(19:00～翌8:00)

☎ #8000

土・日・祝・年末年始(17:00～翌8:00)

つながらないときは

☎ 082-555-8870

看護師等がアドバイスします

- 救急車を呼ぶべきか
- 応急手当の方法
- 医療機関の案内

※相談は無料ですが、通話料は相談者の負担です。

※医療機関を案内された場合、受診前に必ず医療機関に電話で直接確認してください。

急患対応中などで、受診できない場合があります。



「救急相談センター」は、利用者が緊急性の判断に迷った際に、ご自身による判断の一助として利用していただくための電話相談窓口です。そのため、ご自身の責任のもとご利用ください。

こんな時は迷わず

☎ 119

- 急な息切れ、呼吸困難・呼吸がない
- 突然、片方の手足に力が入らなくなった
- ろれつがまわらない
- 胸が締め付けられる

✕ 対応できない相談

- ・健康相談
- ・セカンドオピニオンに関すること
- ・医薬品情報に関すること
- ・育児・介護の相談



# 子育て・教育

## 妊娠・出産

### 問

#### 健康推進課

(総合福祉センター2階) ☎ 0848-24-1960

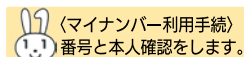
(因島総合支所) ☎ 0845-22-0123

(瀬戸田福祉保健センター内) ☎ 0845-27-3849

御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

### ■親子(母子)健康手帳

HPID 45548



次の窓口で手続きができます。

●健康推進課(総合福祉センター2階)

●因島総合支所 健康推進課(1階)

●瀬戸田福祉保健センター(要予約)

●御調保健福祉センター

#### 【転入した人へ】

親子(母子)健康手帳別冊の受診券が残っている場合、交換を行ってください。

●健康推進課(総合福祉センター2階)

●因島総合支所 健康推進課(1階)

●瀬戸田福祉保健センター

●御調保健福祉センター

●子育て支援課(本庁舎1階)

#### 【国民年金第1号被保険者の人へ】

産前産後期間の国民年金保険料免除制度があります。

※詳しくはP25をご覧ください。

### ■赤ちゃん訪問

HPID 772

生後4カ月までの赤ちゃんのいる全家庭を対象に保健師、看護師などが訪問しています。出生後、親子(母子)健康手帳別冊についている「新生児出生連絡届」のハガキをなるべく早く出してください。

### ■乳幼児健康診査

小児科健診、歯科健診(幼児健診のみ)等を実施し、子どもの健やかな成長を支援するとともに、保護者への育児支援を行います。対象者には、個別に通知します。

### ■離乳食講習会

HPID 69723

乳児のいる家族を対象に、離乳食の進め方の話、だしのとり方等のデモンストレーション、調理実習、試食等を行います。

### ■パパ★ママ準備スクール

HPID 48689

妊娠・出産・育児に関する具体的な知識の学習や模擬体験を行い、安心して出産・育児ができるよう支援します。

### ■乳児健康相談

HPID 63957

乳児の身体測定や相談を行い、子どもの健やかな成長を支援するとともに、保護者への育児支援を行います。

### ■不妊治療費等助成事業

HPID 43325・51073

不育症治療、一般不妊又は特定不妊治療を受けたご夫婦に対して、治療費の一部を助成します。

### 子育て世代包括支援センター

#### ぽかぽか☀

HPID 49548

妊娠・出産から子育てまで切れ目なくサポートする相談場所です。妊娠・出産・子育てについてお気軽にご相談ください。

妊娠中・産後のからだやこころのこと、赤ちゃんのお世話のこと、きょうだいや家族のこと、子育てのことなど、助産師、保健師、栄養士、保育士、心理士が皆さんの心配事にお答えします。

#### 【例】

「初めての出産、子育てはわからないことばかり。誰に聞いたらいいの?」「母乳・ミルクは足りてるのかな?」「保育所の申し込みはいつごろ、どこに行けばいいの?」「子どもの発達が気になるんだけど」その他子育てに関すること何でもお気軽にご相談ください。

・ぽかぽか☀(総合福祉センター2階)

☎ 0848-36-5003

・ぽかぽか☀おのみち(キッズ★ステーション尾道内)

☎ 0848-37-2409

・ぽかぽか☀ひがしおのみち(ベイトウン尾道組合会館内)

☎ 0848-55-7117

・ぽかぽか☀いんのしま(芸予文化情報センター内)

☎ 0845-22-1545

・ぽかぽか☀せとだ(瀬戸田福祉保健センター内)

☎ 0845-27-3849

・ぽかぽか☀みつぎ(御調保健福祉センター内)

☎ 0848-76-2235

・ぽかぽか☀むかいしま(向東認定こども園内)

☎ 0848-29-9021

## ■オンライン子育てサービス キッズWeb☆尾道

**問** 子育て支援課 ☎0848-38-9219



子育て支援センターとぽかぽか☀の保育士や保健師、助産師が、子育ての相談や子育て支援講座をオンラインで子育て世帯に直接提供するサービスです。ビデオ通話アプリを使って、個別相談やイベント参加などができ、リアルタイムでコミュニケーションをとることができます。

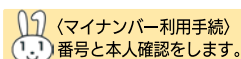
LINE登録はこちら



## 子どもの健康

### ■子ども医療費助成

HPID 40507



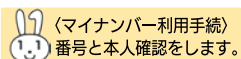
**問** 子育て支援課(本庁舎1階) ☎0848-38-9112  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6209  
御調支所 まちおこし課 ☎0848-76-2111  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209  
百島支所 ☎0848-73-2701  
浦崎支所 ☎0848-73-2001

【対象者】0歳から18歳年度末(18歳到達後最初の3月31日)までの子ども

【助成内容】保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を助成します。(保険対象とならない費用は助成対象外)

### ■ひとり親家庭等 医療費助成

HPID 40254



**問** 子育て支援課(本庁舎1階) ☎0848-38-9205  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6209  
御調支所 まちおこし課 ☎0848-76-2111  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209

【対象者】18歳年度末(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を扶養している配偶者のない人とその児童および父母のない児童

### ■ぽかぽか☀おむつ定期便

HPID 65753

**問** 子育て支援課 ☎0848-38-9205  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6209  
御調支所 まちおこし課 ☎0848-76-2111  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209  
百島支所 ☎0848-73-2701  
浦崎支所 ☎0848-73-2001

子育て経験のある配達員が、定期的に無償で紙おむつ等の子育て用品を配達し、乳児と保護者の継続的な見守り等を行います。窓口での申請手続きが必要です。※申請月の翌々月からの配達となります。

【対象者】市内在住の生後2カ月から満1歳に達するまでの子どもと、その子を養育する子育て家庭

【届出に必要なもの】親子(母子)健康手帳の写し(出生届出済証明のページ)

※ひとり親家庭およびそれと生計を同一にする扶養義務者にも前年または前々年の所得税が課税されていない(*)場合です。(※所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の規定による改正前の規定により年少扶養控除等があるものとして再計算し、判定します。)

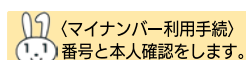
※生活保護世帯を除きます。

※生計を同一にするとは同じ家に住んでいる者をいいます。

【助成内容】保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額(保険対象とならない費用については、助成対象となりません。)

### ■養育医療

HPID 44814

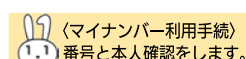


**問** 健康推進課 ☎0848-24-1960

身体の発育が未熟なまま生まれ入院が必要な場合、医療費の一部を公費負担する制度です。

### ■予防接種

HPID 39009



**問** 健康推進課 ☎0848-24-1960

県内の予防接種委託医療機関で受けられますが、市外で受ける場合は事前に健康推進課への連絡が必要です。

#### ●予防接種が完了していない人

予防接種を受けるには、「予防接種ID番号」が必要です。転入者は予防接種IDカードを発行しますので、申請してください。

## 児童福祉

### ■児童手当

HPID 45433



〈マイナンバー利用手続き〉  
番号と本人確認をします。

【対象者】所得の額にかかわらず、18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している方

#### 【支給額】

児童の年齢	児童手当の額(1人)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上 高校生年代まで	10,000円	30,000円

※「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降の子をいいます。

【支給月】2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回

問 子育て支援課(本庁舎1階) ☎0848-38-9112  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6209  
御調支所 まちおこし課 ☎0848-76-2111  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209  
百島支所 ☎0848-73-2701  
浦崎支所 ☎0848-73-2001

### ■児童扶養手当

HPID 49440



〈マイナンバー利用手続き〉  
番号と本人確認をします。

【対象者】18歳年度末(18歳到達後最初の3月31日)までの児童(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父・母または養育者(所得により支給制限があります。)

【支給額】●児童一人の場合1カ月46,690円  
(一部支給の場合11,010円~46,680円)  
●第2子以降加算額5,520~11,030円)  
●物価スライドによる改定あり

【支給時期】1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回

問 子育て支援課(本庁舎1階) ☎0848-38-9205  
因島総合支所 因島福祉課 ☎0845-26-6209  
御調支所 まちおこし課 ☎0848-76-2111  
向島支所 しまおこし課 ☎0848-44-0111  
瀬戸田支所 住民福祉課 ☎0845-27-2209

### ■家庭児童相談

子どもと家庭に関するさまざまな問題の相談・支援を行っています。児童虐待の相談や通報なども受け付けています。

子育て支援課へお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎0848-38-9219

### ■ひとり親家庭等相談

HPID 43533

就業支援専門員等が母子・父子・寡婦の生活や自立のための相談支援を行います。

子育て支援課へお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎0848-38-9205

### ■地域子育て支援センター

育児相談などの総合的支援を行っています。

問 おのみち子育て支援センター ☎0848-37-2409  
いのしま子育て支援センター ☎0845-22-1545  
東尾道子育て支援センター ☎0848-47-5585  
みつぎ子育て支援センター ☎0848-76-0888  
生口島子育て支援センター ☎0845-28-1345  
向島子育て支援センター ☎0848-45-1305

### ■尾道版こども誰でも通園

HPID 79111

就労要件を問わず、認定こども園や子育て支援センターなどで、月一定時間までの利用が可能です。

対象児童・利用料金・利用条件・利用可能施設等については、ホームページでご確認ください。



▲ 利用登録

問 子育て支援課 ☎0848-38-9207



# 保育所(園)・認定こども園

HPID 49775

**問・申** 子育て支援課 ☎ 0848-38-9114

保育所(園)・認定こども園の保育認定への入所は、日々保護者の就労などの理由で、家庭での保育ができない状態にある児童が対象になります。認定こども園の教育認定への入園は家庭での保育ができる、できないなどの基準はありません。認定こども園とは、日々家庭での保育ができる、できないにかかわらず同一カリキュラムによる幼児教育・保育を一体的に行うことができる施設です。(各保育所(園)については、133ページをご覧ください。)

## ■保育料第2子以降無料化

尾道市に住民票のある児童(第2子以降)のうち、0～2歳児クラスの保育料と満3歳児の預かり保育料を無償化します。(金額上限あり)

## ■延長保育

実施保育所(園)・認定こども園に在園している児童で、保護者の仕事の都合や勤務時間などにより保育時間までにお迎えができない場合、延長して保育します。

**【実施施設】** 北保育園・認定こども園スミレ幼稚園・認定こども園新高山めぐみ幼稚園を除く市内の各保育所(園)・認定こども園

**【実施時間】** 最長19:00まで

**【利用料金】** 300円/日(最高3,000円/月)

**【申請窓口】** 各実施保育所(園)

## ■休日保育

HPID 68011

保護者が就労により休日に家庭で保育できない場合、保育所で保育します。

**【実施施設】** どうえん尾道中央認定こども園

**【申請窓口】** 各認可保育所(園)・認定こども園、子育て支援課

## ■一時保育

HPID 68033

保護者の仕事や病気、里帰り出産など急な用事で保育に困ったときに、保育所(園)・認定こども園で一時的に保育します。

**【実施施設】**

**【保育所(園)】**

西藤、御調中央、栗原和気、友愛、あゆみ、あいはうす、すいみい、たんばぽ、よつば、高須たんばぽ、こぞくら、北

**【認定こども園】**

浦崎、向東、因島南、どうえん吉和、尾道めぐみ、すばる、たんばぽ、ひまわり、ゆめはうす、どうえん尾道中央、門田、尾道清心、どうえん向島、因島北、田熊、大慈、スミレ、山波、新高山めぐみ

**【対象児童】** 利用日において満1歳以上から就学前まで

**【利用料金】** 3歳未満児 2,000円/日  
3歳以上児 1,700円/日  
(3歳以上児のみ主食代別途必要)

**【申請窓口】** 各実施保育所(園)・認定こども園

## ■病児・病後児保育

HPID 68043

医療機関に併設された病児保育室で、保護者が仕事の都合や事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情で家庭での保育が困難な期間、病気の状態のお子さんを一時的に保育します。利用には事前登録・予約などが必要です。

**【実施施設】** 尾道市立市民病院  
因島総合病院

**【対象疾患】** かぜ・下痢等の日常かかる疾患や骨折等のけがなど

**【対象年齢】** 生後6カ月～小学校6年生

**【定 員】** 尾道市立市民病院:6名  
因島総合病院:4名

**【保育時間】** 月曜日～金曜日8:30～17:30

**【利用料金】** 1回2,000円(減免制度あり)

**【その他】** 病状に応じたお弁当、おやつ、飲み物を持参してください。(実施施設にご相談ください。)

**問・申** 尾道市立市民病院 ☎ 0848-47-1155  
因島総合病院事務所 ☎ 0845-22-2552

## ■病後児保育

HPID 68022

市内の保育所(園)・認定こども園に通っている児童等で、病気の回復期にあるが、集団保育をするにはまだ体調面で不安があり、保護者も仕事を休めないときに次の実施施設で保育します。

**【実施施設】** どうえん尾道中央認定こども園

**【利用料金】** 1回 2,000円(減免制度あり)

**問・申** どうえん尾道中央認定こども園  
☎ 0848-37-0600

## ■尾道版こども誰でも通園

就労要件を問わず、認定こども園や子育て支援センターなどで、月一定時間までの利用が可能です。詳細はP46をご確認ください。





## 幼稚園

HPID 480051

**問** 教育委員会 庶務課(教育会館2階) ☎ 0848-20-7238

尾道市立幼稚園の入園の手続きは、各幼稚園(134ページをご覧ください。)で行っています。

預かり保育については、実施している幼稚園にご相談ください。

詳しくは、ご希望の幼稚園または教育委員会庶務課へお問い合わせください。

**新年度の入園申込** _____

毎年11月後半に、各幼稚園で受け付けます。

**年度中途の入園申込** _____

各幼稚園で随時受け付けます。ただし、定員などにより入園できない場合もあります。

※私立幼稚園については、個別に各幼稚園へお問い合わせください。

### 幼児教育・保育の無償化

国公立幼稚園を利用する3歳から5歳までの園児の保育料が無償化されます(上限あり)。また、保育の必要性が認められると、預かり保育料についても規定の上限額まで無償化の対象になります。

詳しくは、教育委員会庶務課へお問い合わせください。



## 小・中学校

HPID 10770

**問** 教育委員会 教育指導課(教育会館1階)  
☎ 0848-20-7474  
因島総合支所 因島瀬戸田地域教育課  
☎ 0845-26-6204

### ■入学するとき

原則、住所の属する通学区域の学校へ入学することとなります(学校選択制度利用者除く)。就学年齢に達する児童生徒の保護者に、毎年1月末までに「入学通知書」を送ります。特別な事由によって通学区域以外の学校を希望する場合は、教育指導課へご相談ください。

### ■転入(出)学するとき

市外から転入した場合は住民異動届の後に、上記窓口で転入学の手続きをしてください。市外へ転出するときは、在学していた学校で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」の交付を受けて、転出先の市区町村の教育委員会で転校の手続きをしてください。

### ■学校選択制度 HPID 10769

小・中学校の新一年生を対象に学校選択制度を実施しています。保護者および児童生徒が各学校の特色を理解したうえで、希望により入学する学校を選ぶことができます。ただし、各学校の受入可能人数の範囲内とします。

### ■学校でケガをしたとき

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、学校での事故(登下校時を含む)については、災害給付(医療費・見舞金)が受けられます。掛け金は市と保護者が負担します。災害を受けたときは、学校へご相談ください。

### ■就学費用のことで困っているとき HPID 10770

小・中学生がいる家庭で経済的に困っている場合は、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助が受けられる場合があります。通学している学校または教育指導課へご相談ください。

※新入学学用品費(新小・中学校1年生対象)については、入学前支給を行っています。

### おのみちファミリー・サポート・センター事業

HPID 47574

子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)と子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)が会員となり、1時間あたり600円で依頼会員の子どもの送迎や一時的な預かりなど子育てに関する様々な援助活動を行って、子育てを支援していくボランティア会員組織です。対象は0歳～小学6年生までです。

※利用するにはあらかじめ会員登録が必要です。(依頼会員のみ 年会費600円)

**問** おのみちファミリー・サポート・センター  
(キッズ★ステーション尾道内)  
☎・FAX 0848-37-2415

### 児童館

18歳までの児童を対象に遊び場の提供、イベントの開催などを行っています。就学前の児童の利用は、保護者の同伴が必要です。

・北久保児童館(キッズ★ステーション尾道内)

☎ 0848-20-7192

・児童センター(尾道市総合福祉センター2階)

☎ 0848-22-8385

※尾道市社会福祉協議会に運営委託

# 放課後児童クラブ

HPID 48977

問

子育て支援課(本庁1階)

☎ 0848-38-9215

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後などに学校施設などで集団遊びなどを通して、児童の健全育成を行っています。

【対象者】市内の小学校または特別支援学校に在学または、市内在住で市外の小学校に在学し、家庭で保育できない世帯の児童

【開設時間】月曜日から金曜日の学校登校日は、授業終了後(放課後)から18:30まで(一部のクラブは19:00)  
長期休業日・学校行事振替休業日は、8:00~18:30(一部のクラブは7:30~19:00)  
土曜日(一部のクラブ)は8:00~18:00

【休会日】日曜日、祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日、市長が特に必要と認めた日

【申請窓口】子育て支援課、因島福祉課、各放課後児童クラブ

## [開催場所]

放課後児童クラブ名	所在地	電話・FAX番号
吉和放課後児童クラブ	旧吉和幼稚園(東元町26-3)	0848-23-5301
栗原放課後児童クラブ	栗原小学校 北校舎1階(西則末町11-16)	0848-23-3932
栗原北放課後児童クラブ	栗原北小学校 1階(栗原町11750)	0848-23-9230
山波放課後児童クラブ	山波小学校 北校舎1階(山波町1630)	0848-37-3170
日比崎第1放課後児童クラブ	平原台コミュニティセンター(平原4丁目2-37)	0848-23-3953
日比崎第2放課後児童クラブ	栗原西1丁目4-38	0848-22-2822
日比崎第3放課後児童クラブ	日比崎小学校 新館2階(日比崎町12-1)	0848-23-3453
三成放課後児童クラブ	美ノ郷町三成1111-4	0848-48-0201
三成第2放課後児童クラブ	美ノ郷町三成1185-1	0848-48-2662
尾道みなと放課後児童クラブ	尾道みなと小学校 特別教室棟1階(長江3丁目10-4)	0848-37-3930
高須放課後児童クラブ	ベイトウン尾道組合会館内(東尾道4-4)	0848-47-6630
高須第2放課後児童クラブ	東部公民館高須南分館内(高須町4750-2)	0848-46-3151
西藤放課後児童クラブ	西藤小学校敷地内(西藤町1500)	0848-55-2050
御調中央放課後児童クラブ	市公民館 2階(御調町市1110-1)	0848-76-2370
御調西放課後児童クラブ	河内公民館 2階(御調町丸河南90-1)	0848-76-1985
美木原放課後児童クラブ	美木原小学校敷地内(美ノ郷町本郷604)	0848-48-3811
向島中央放課後児童クラブ	向島中央小学校 1階(向島町5979)	0848-20-6287
向東放課後児童クラブ	向東小学校 南校舎2階(向東町8670)	0848-45-3321
浦崎放課後児童クラブ	浦崎小学校 1階(浦崎町甲2246)	0848-73-2022
因島南放課後児童クラブ	因島南小学校隣接(因島土生町1321-1)	0845-22-2141
因北放課後児童クラブ	因北小学校 1階(因島中庄町3322)	0845-24-0388
重井放課後児童クラブ	重井小学校 1階(因島重井町3309-1)	0845-25-0161
瀬戸田放課後児童クラブ	瀬戸田市民会館 1階(瀬戸田町瀬戸田535-1)	0845-27-2454

## 放課後子ども教室

HPID 41100

**問** 教育委員会 生涯学習課（教育会館3階） ☎ 0848-20-8324

- 小学校の余裕教室等を活用して、放課後や長期休業日などに、子どもたちが有意義で安全・安心に過ごすことのできる活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動（学習活動・文化活動・スポーツ活動等）や地域の人との交流活動などを実施しています。
- 地域・家庭・学校が連携して、子どもたちの自主性、創造性、社会性を養い、心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育む環境づくりを目指しています。

**【活動場所】** 小学校内、公民館など

**【参加対象者】** 実施小学校に在学中の小学生  
※対象学年は各子ども教室で異なります。

**【開設日】** 週1日～3日  
（※各子ども教室で異なります。年に数回開催の教室もあります。）

**【開設時間】** 放課後～16:30（※各子ども教室で異なります。長期休業中や土曜日の教室は午前中に開設します。）

**【休講日（実施しない日）】**  
日曜・学校休業日・学校行事のある日・お盆・年末年始など（※各子ども教室で異なります。）

## 【参加の募集・申込受付】

学校を通じて募集し、申し込みを受け付けます。

## 【実施教室】

教室名	実施場所
尾道みなと放課後子ども教室	尾道みなと小学校校舎内
三成放課後子ども教室	三成小学校内
西藤放課後子ども教室	西藤小学校内
浦崎放課後子ども教室	浦崎小学校内
向島中央放課後子ども教室	向島中央小学校内
重井放課後子ども教室	重井公民館内
御調西放課後子ども教室	御調西小学校内
因島南放課後子ども教室	因島南小学校敷地内
山波放課後子ども教室	山波公民館内
美木原放課後子ども教室	美木原小学校内
栗原北放課後子ども教室	栗原北小学校内

## 子どもの居場所づくり事業 広がれ！子どもの居場所

生まれ育った環境に左右されことなくすべての子どもが夢と希望をもって成長することができるよう、学習機会が整わない家庭の子どもに対しての学習支援事業や、地域の中で子育て世代が孤立することなく安心して生活できることにつながる子ども食堂などの事業を支援するための助成などを行います。

### 子ども食堂

安心して楽しめる「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりが地域で始まっています。

**問** 子ども居場所づくりネットワーク ☎ 0848-22-2114

※尾道市社会福祉協議会に運営委託



## 図書館

### ■尾道市立中央図書館

【所在地】東久保町4-1 ☎0848-37-4946

【利用案内】図書館資料の貸出は、「利用者カード」で行いますので、住所・名前・生年月日が確認できるものを持参して、登録の申請をしてください。

【開館時間】10:00～21:00

【休館日】毎週月曜日（この日が祝日の場合は、その直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間（年間10日以内）

#### 【集会室の利用】

営利活動を行っていない団体が、図書館活動・文化活動・生涯学習活動を行う場合に限り利用できます。利用をご希望の方は、「尾道市立図書館集会室等利用承認申請書」によりお申し込みください。

### ■尾道市立因島図書館 （芸予文化情報センター内）

【所在地】因島土生町100-4 ☎0845-22-8660

【利用案内】図書館資料の貸出は、「利用者カード」で行いますので、住所・名前・生年月日が確認できるものを持参して、登録の申請をしてください。

【開館時間】●因島図書館 10:00～18:00  
●芸予文化情報センター 9:00～22:00

【休館日】毎週月曜日（この日が祝日の場合は、その直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間（年間10日以内）。多目的ホールは、毎週月曜日（この日が祝日の場合は、その直後の平日）および年末年始（12月29日～1月3日）

#### 【集会室の利用】

芸予文化情報センター（多目的ホール）が利用できます。利用希望の方は、「芸予文化情報センター利用許可申請書」によりお申し込みください。使用料については、ホームページをご覧ください。

### ■尾道市立みつぎ子ども図書館「すくすく」

【所在地】御調町大田33 ☎0848-76-3111

【利用案内】図書館資料の貸出は、「利用者カード」で行いますので、住所・名前・生年月日が確認できるものを持参して、登録の申請をしてください。

【開館時間】9:00～19:00

【休館日】毎週月曜日（この日が祝日の場合は、その直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間（年間7日以内）

#### 【集会室の利用】

プレイルームが利用できます。個人での利用は自由です。団体での利用は事前に申請が必要です。利用をご希望の方は、「尾道市立図書館集会室等利用承認申請書」によりお申し込みください。

### ■尾道市立瀬戸田図書館

【所在地】瀬戸田町瀬戸田535-1 ☎0845-27-1877

【利用案内】図書館資料の貸出は、「利用者カード」で行いますので、住所・名前・生年月日が確認できるものを持参して、登録の申請をしてください。

【開館時間】10:00～18:00

【休館日】毎週月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間（年間7日以内）

### ■尾道市立向島子ども図書館「わくわく」

【所在地】向島町5531-1 ☎0848-44-0114

【利用案内】図書館資料の貸出は、「利用者カード」で行いますので、住所・名前・生年月日が確認できるものを持参して、登録の申請をしてください。

【開館時間】10:00～18:00

【休館日】毎週月曜日（この日が祝日の場合は、その直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間（年間7日以内）





## 暮らし・環境

## 住まい・土地・建物

## ■市営住宅

HPID 66483

**問** 市営住宅管理センター(新浜一丁目14-11)

☎ 0848-21-1266

まちづくり推進課(本庁舎3階)

☎ 0848-38-9247

公営住宅(改良住宅含む)と特定公共賃貸住宅の2種類の市営住宅があります。入居を希望する場合は、所定の手続きが必要です。入居の募集は、「広報おのみち」や市ホームページなどでお知らせします。詳しい申込方法、申込資格については、市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

## 【入居申込資格】

## 公営住宅(改良住宅含む)

- ・現に同居し、または同居しようとする親族がある人(単身の人は別に申込資格や条件があります。)
  - ・市町村税等の滞納が無い人
  - ・現在、住宅に困っていることが明らかな人
  - ・一般世帯は、収入(政令月収)が158,000円(改良住宅の場合は114,000円)以下の人
- ※高齢者・子育て世帯等は上限額が高くなります。  
詳細はお問い合わせください。

## 特定公共賃貸住宅

- ・現に同居し、または同居しようとする親族がある人(ただし、2室の住宅は単身入居可)
- ・市町村税等の滞納が無い人
- ・世帯の収入(政令月収)が158,000円以上487,000円以下の人

## ■建物を新築・解体するとき

**問** 建築課(本庁舎3階)

☎ 0848-38-9245

- 建築物・工作物を新築や増築・用途変更(宿泊所・飲食店等への用途変更)または解体をするときは、「建築確認申請」や「建設リサイクル法の届出」などの手続きが必要になります。
- 市街化調整区域内では、都市計画法の定めにより、原則として建築物の建築や用途の変更ができません。(プレハブ倉庫・カーポートなども建築物となります。)ただし、一定の要件に適合すれば、許可申請などを行い建築可能な場合があります。
- また、宅地造成工事規制区域内で宅地等を造成する場合は許可が必要な場合があります。届出・許可の申請など、詳しくは上記窓口へお問い合わせください。

## ■都市計画

HPID 18754

**問** まちづくり推進課(本庁舎3階)

☎ 0848-38-9223

## 市街化区域と市街化調整区域、用途地域

無秩序な市街化の拡大を防止するために都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。(御調町、因島各町および瀬戸田町は区分されていません。)

## 【市街化区域】

すでに市街地を形成している区域と市街地として積極的に開発・整備する区域です。

## 【市街化調整区域】

市街化を抑制する区域で、農林漁業用の建築物や公共施設である建築物のほかは原則として建築できません。

## 【用途地域】

市街化区域と市街化調整区域に区分している区域のうち、市街化区域内においては12種類の用途地域が指定されています。因島各町および瀬戸田町においては、区域の区分をしていませんが、7種類の用途地域が指定されています。この用途地域内では各々の用途に適した建築物しか建築することはできません。(御調町は指定されていません。)

## 【景観】

建築物や工作物の新築・増築・改築や外観を変更するような修繕をするときは、市の景観計画および景観条例による市長への届出、都市計画に定めた景観地区においては市長の認定が必要になります。対象となる地域や規模等については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

## 【屋外広告物】

立看板・広告塔・壁面広告・はり紙などの屋外広告物は、無秩序に氾濫すると、まちの景観や風情を損ないます。また、不適切な管理により、落下や倒壊の事故を引き起こしたり、通行の妨げになることがあります。このため、屋外広告物を掲出するときのルールが条例などで定められています。

自己の敷地・店舗・作業場に掲出する場合でも、表示面積により許可または届出が必要です。また、許可申請の際には、広告物の種類や表示面積に応じて申請手数料が必要です。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

**問** まちづくり推進課(本庁舎3階)

☎ 0848-38-9223

因島総合支所(施設管理課)

☎ 0845-26-6202

瀬戸田支所 しまおこし課

☎ 0845-27-2213

## ■空き家に関する補助

HPID 26512

**問** まちづくり推進課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9347

## ●特定空家等及び不良空家除却支援事業

市内全域の老朽化し危険な空家(※)の解体等にかかる経費の3分の2(最大60万円)を補助します。

※尾道市により判定されたものに限る。

## ●空家等改修支援事業

空家バンクに登録している空家の改修にかかる経費の3分の2(最大30万円)を補助します。

## ●空き家家財道具等処分支援事業

空家バンクに登録している空家の家財道具等の処分や清掃等にかかる費用の2分の1(最大20万円)を補助します。

上記の他に、尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内において、修景整備事業等の補助制度があります。詳しくは、同課(☎0848-38-9223)までお問い合わせください。

## ■道路・河川など

## 道路や河川の使用・境界確認

**問** 用地課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9286  
因島総合支所 施設管理課  
☎0845-26-6202  
瀬戸田支所 しまおこし課  
☎0845-27-2213

市が管理する道路・河川の一部を使用(占有)や改築をするとき個人でやむを得ず市が管理する道路・河川を使用(占有)や改築をしなければならないときは、申請書を提出し、許可を受けてから工事または使用(占有)してください。

- 水道管、下水管、ガスパイプ、その他のこれらに類する管類
- 工事用足場、工事用車両等
- 個人の土地への進入のための河川や道路側溝等へ蓋架けや橋架け

## 道路・河川の破損を見つけたとき

**問** 維持修繕課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9225  
因島総合支所 施設管理課  
☎0845-26-6203  
御調支所 まちおこし課  
☎0848-76-2922  
向島支所 しまおこし課  
☎0848-44-0112  
瀬戸田支所 しまおこし課  
☎0845-27-2213

道路・橋梁・河川・溝渠の破損を見つけたときは、上記窓口までご連絡ください。

## ■都市公園など

**問** 維持修繕課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9225  
因島総合支所 施設管理課  
☎0845-26-6202  
御調支所 まちおこし課  
☎0848-76-2922  
瀬戸田支所 しまおこし課  
☎0845-27-2213

都市公園・児童遊園地の破損などを見つけたときは、上記窓口までご連絡ください。

## ■公共土木工事の問い合わせ

**問** 土木課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9254  
因島総合支所 施設管理課  
☎0845-26-6203  
御調支所 まちおこし課  
☎0848-76-2922  
向島支所 しまおこし課  
☎0848-44-0112  
瀬戸田支所 しまおこし課  
☎0845-27-2213

次の事業の要望などについては、上記窓口へお問い合わせください。

- 市道の新設改良
- 河川および排水路の改修
- 橋の架替
- 砂防事業(急傾斜地、地すべり危険渓流、土砂災害警戒区域)
- 道路、橋梁、河川等の災害復旧工事

## ■農林土木工事の問い合わせ

**問** 土木課(本庁舎3階)  
☎0848-38-9494  
因島総合支所 施設管理課  
☎0845-26-6203  
御調支所 まちおこし課  
☎0848-76-2922  
向島支所 しまおこし課  
☎0848-44-0112  
瀬戸田支所 しまおこし課  
☎0845-27-2213

次の事業の要望などについては、上記窓口へお問い合わせください。

- 農業用施設の新設改良(農道・林道・ため池・堰・用排水路)
- 農道、林道、治山、農業用施設(ため池・堰・用排水路)、農地等の災害復旧工事

## 上下水道の利用

### 問 尾道市上下水道局(お客様料金センター)

☎ 0848-37-9300

因島瀬戸田営業所(お客様料金センター)

☎ 0845-22-0499

尾道市上下水道局経営総務課

☎ 0848-29-3411

### ■こんなときは届け出を

- 使用を開始するとき(3日前までにご連絡ください。)
- 使用を中止するとき(3日前までにご連絡ください。)
- 使用者の名義を変えるとき
- 水道の用途が変わるとき

### ■上下水道料金の支払い方法 HPID 45117

- 上下水道料金は、2カ月に1回(一部地域は毎月)メーターを検針して、その水量を基礎に計算し、翌月と翌々月で納めていただくこととなります。
- 下水道を使用されている場合は、下水道使用料を水道料金と合わせてお支払いいただきます。
- 上下水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。口座振替依頼書は市内の金融機関窓口にあります。
- 納付書払いの場合は、尾道市に本店・支店のある金融機関(三井住友銀行・ゆうちょ銀行を除く)、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ(PayB、PayPay)、上下水道局及び因島瀬戸田営業所の窓口でお支払いいただけます。(振込手数料は不要です。)

※御調町の特定環境保全公共下水道、瀬戸田町の農業集落排水処理施設、向東町の漁業集落排水処理施設の使用料は、世帯の人数により認定するなど別に定めており、水道料金とは別にお支払いいただきます。

### ■水道を新設・変更・撤去するとき

尾道市指定給水装置工事事業者へ直接依頼してください。(尾道市ホームページで尾道市指定給水装置工事事業者を検索できます。)

水道を新設するときは、分岐負担金、各種手数料が必要です。変更・撤去の場合も手数料が必要です。

#### 水漏れ・修繕工事

道路上やメーターまでの水漏れは、修繕専用ダイヤル☎0848-47-3503、家庭での水漏れ・蛇口の故障時は、お近くの尾道市指定給水装置工事事業者に連絡してください。

### ■排水設備(水洗化)工事をするとき HPID 51950

尾道市公共下水道排水設備指定工事店へ直接依頼してください。

※指定工事店は尾道市ホームページでご確認いただけます。

### ■受益者負担金

下水道の整備のほとんどは税金でまかなわれています。受益者負担金は、公共下水道の整備区域により利益を受ける人に、その建設費用の一部を負担してもらうことによって、負担の公平を図るとともに、整備を促進するための制度です。

#### 【負担金額】

##### ●尾道市公共下水道

対象土地面積1㎡当たり 500円

##### ●尾道市住宅団地污水处理

対象土地面積1㎡当たり 500円

##### ●尾道市御調町特定環境保全公共下水道

家屋1戸につき 32万円

##### ●尾道市農業集落排水処理

1使用当たり30万円

##### ●尾道市漁業集落排水処理

1戸につき 28万1000円

### ■融資あっせん制度 HPID 49365

排水設備の改造(水洗化)工事に必要な資金をあっせんして利子を補給する制度です。

【融資額】改造工事1件につき5万円以上100万円以下

【償還期間】60カ月以内

【償還方法】1回の償還金は、5,000円以上

【利子補給】市が融資金の利子を補給します。

### ■公共下水道接続推進事業補助金 HPID 49743

公共下水道の処理区域において、排水設備を設置して公共下水道に接続するとき、設置費用の一部を補助します。

対象者	排水設備工事を施工しようとする人 ※次の場合等は、補助金交付の対象になりません。 ・市税および市の各種徴収金を滞納している場合 ・当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合 ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合 ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築および増築工事を施工する場合	
	区分	限度額
補助額	供用開始日から1年以内に排水設備工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	100,000円
	供用開始日から1年経過後2年以内に排水設備工事を完了したとき	65,000円
	供用開始日から2年経過後3年以内に排水設備工事を完了したとき	50,000円
	生活扶助世帯	255,000円

備考:供用開始日から3年以内にくみ取り便所を撤去して排水設備工事を完了した者については、10万円を限度として上記の限度額に上乗せする。

## 小型浄化槽設置整備事業補助金

HPID 51992

問

上下水道局 下水道課 ☎ 0848-29-7010

因島総合支所(2階) 市民生活課 ☎ 0845-26-6200

瀬戸田支所 住民福祉課 ☎ 0845-27-2211

小型浄化槽を設置するとき、設置費用の一部を補助します。(下水道事業計画区域、集落排水区域及び団地等で共同で生活排水を処理している区域は除く)

## し尿処理

HPID 1994

問

清掃事務所(尾道市クリーンセンター)(長者原一丁目220-75) ☎ 0848-48-2900

南部清掃事務所(因島重井町5308-1) ☎ 0845-24-0432

南部清掃事務所 瀬戸田分所(瀬戸田町名荷2221) ☎ 0845-27-0454

し尿のくみ取りを希望する方は、次のし尿くみ取り許可業者にお申し込みください。

### ■し尿のくみ取りの申込

#### ① 尾道地域

業者名	所在地	電話番号
(有)二葉衛生社	栗原町7766	0848-23-3288
(有)栗尾衛生社	栗原東二丁目11-16	0848-22-7960
(有)新田衛生社	向島町6595-24	0848-44-1344
(株)山本衛生	福地町15-5	0848-22-5048
(有)馬原衛生社	向東町1836-2	0848-44-1591
(有)尾道環境センター	高須町4887-6	0848-46-4900
(株)オカモトクリーン	栗原町甲7683	0848-22-6380
(有)尾道クリーンサービス	原田町梶山田1890-5	0848-20-4050

#### ② 御調町

業者名	所在地	電話番号
(株)オガワエコノス	府中市高木町502-10	0570-002-998

#### ③ 向島町

業者名	所在地	電話番号
(有)新田衛生社	向島町6595-24	0848-44-1344
(有)馬原衛生社	向東町1836-2	0848-44-1591

#### ④ 因島原町・因島洲江町、瀬戸田町

業者名	所在地	電話番号
瀬戸田衛生(株)	瀬戸田町福田1158-1	0845-27-0619

#### ⑤ 因島地域

●新規申込・変更は、南部清掃事務所

☎ 0845-24-0432に連絡してください。

●料金は「口座振替」または「し尿収集券」でないと支払いができません。口座振替は事前に手続きしてください。

「し尿収集券」は事前に購入してください。また、各公民館、南部清掃事務所、因島総合支所(1階)市民生活課住民係での支払も可能です。

●土・日曜日・祝日のし尿収集は休みです。



## ごみの出し方

HPID 44213

問	清掃事務所(尾道市クリーンセンター)(長者原一丁目220-75)	☎ 0848-48-2900
	南部清掃事務所(因島重井町5308-1)	☎ 0845-24-0432
	南部清掃事務所 瀬戸田分所(瀬戸田町名荷2221)	☎ 0845-27-0454

### ■家庭ごみの分け方・出し方

- 家庭ごみの分け方・出し方(資源物回収を含む。)は、尾道各町、因島各町、御調町、向島町、瀬戸田町の地域ごとに少し異なります。各地域の「ごみ分別ガイドブック」により出してください。
  - 祝日のごみ収集は休みですが、祝日が「もやせるごみ(可燃)」を収集する地域では、次のとおり収集します。(年末年始を除く)
- ※祝日等の収集日は「広報おのみち」に掲載します。

尾道各町	「もやせるごみ(可燃)」のみ収集します。
御調町	「もやせるごみ(可燃)」のみ収集します。
向島町	「もやせるごみ(可燃)」のみ収集します。
因島各町	「もやせるごみ(可燃)」のみ収集します。 (5月3日～5日は除く)
瀬戸田町	「もやせるごみ(可燃)」のみ収集します。 (5月3日～5日は除く)

### ■粗大ごみの収集

粗大ごみについては、申込制の収集をします。

【方式】	① 電話で申込(上記窓口)・受付 住所、氏名、電話番号、出される品物や数量をうかがいます。手数料、収集日等をお知らせします。
	② 指定した収集日に収集 収集時に手数料を納付していただきます。

※粗大ごみ収集手数料は、品目別に料金設定されています。  
※地域や都合によっては手数料を事前に納付していただく場合がありますので電話での申込時に確認してください。  
※条件によっては収集できないことがあります。

### ■家庭ごみの持ち込み

家庭ごみの持ち込みを次の施設で受け付けます。休日の受付日は「広報おのみち」「市ホームページ」に掲載します。  
※粗大ごみの持ち込みは、処理手数料を納付していただきます。  
※家庭ごみの分け方・出し方と同じように分別して持ち込んでください。

施設	受付日
尾道市クリーンセンター ☎ 0848-48-2900	・平日(8:30～12:00 13:00～16:00) ・休日 毎月第4日曜日(8:30～12:00)
御調清掃センター ☎ 0848-76-3277	・平日(10:00～12:00 13:00～16:00) ・休日 毎月第4土曜日(8:30～11:00)
向島クリーンセンター ☎ 0848-44-2492	・平日のみ (8:30～12:00 13:00～16:00)
因瀬クリーンセンター (もやせるごみ[可燃]) ☎ 0845-24-0432	・平日(8:30～12:00 13:00～16:30) ・休日 毎月第4日曜日(8:30～12:00)
因島リサイクルセンター (粗大・もやせないごみ[不燃]) ☎ 0845-24-4711	・平日のみ (8:30～12:00 13:00～16:00)
瀬戸田名荷埋立処分地 ☎ 0845-27-0454	・平日(9:00～12:00 13:00～16:00) ・休日 毎月第4日曜日(8:30～12:00)

## 犬の登録および犬鑑札等の交付

HPID 49249

問	環境政策課(本庁舎1階)	☎ 0848-38-9434	御調支所 まちおこし課	☎ 0848-76-2111
	向島支所 しまおこし課	☎ 0848-44-0110	百島支所	☎ 0848-73-2701
	因島総合支所(2階) 市民生活課	☎ 0845-26-6200	浦崎支所	☎ 0848-73-2001
	瀬戸田支所 住民福祉課	☎ 0845-27-2211	向東連絡所(サンボル尾道内)	☎ 0848-44-0210

犬を飼う場合は一生に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けなければなりません。  
また、転入した時、住所や飼い主を変更した時は変更届が、犬が死亡した時は死亡届が必要です。  
狂犬病予防注射は、市内の動物病院や毎年春に市が各地区で実施する狂犬病予防集合注射時でも受けられます。

### 犬の登録・狂犬病予防接種

登録申請 > 犬鑑札の交付

犬を飼う場合、飼い主は一生に一度の登録が必要です。

【登録手数料】3,000円



犬が生後91日以上になったら

狂犬病予防注射 > 狂犬病予防注射済票交付の手続き

年に1回

予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票の交付手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。

【交付手数料】550円

死亡届を提出

飼っていた犬が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。

【必要なもの】犬鑑札

## 産業・商工

## 農業

問	農林水産課(本庁舎2階)	☎0848-38-9212
	因島総合支所 しまおこし課	☎0845-26-6212
	御調支所 まちおこし課	☎0848-76-2922
	向島支所 しまおこし課	☎0848-44-0112
	瀬戸田支所 しまおこし課	☎0845-27-2210

## ■農用地区域からの除外手続き HPID 26784

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、市では、県が指定した農業振興地域内において、特に農業振興を図っていく農用地(田、畑、樹園地)を「農用地区域」に定めています。農用地区域内の農用地は、原則として宅地などへの転用はできないことになっていますが、やむを得ず転用する場合は、まず農用地区域からの除外手続きを行う必要があります。農用地区域からの除外申出の受付は、年2回(6月1日～6月30日及び11月1日～11月30日(土日閉庁の場合は翌平日))です。なお、除外申出を行うにあたっては、除外できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

農振除外に関するお問い合わせやご相談の受付は随時行っていますので、農林水産課へお問い合わせください。

## ■農地の賃借・農地転用などの手続き

問	農業委員会事務局(本庁舎2階)	☎0848-38-9491
	因島総合支所 農業委員会事務局因島出張所	☎0845-26-6217
	御調支所 農業委員会事務局御調出張所	☎0848-76-2929
	向島支所 農業委員会事務局向島出張所	☎0848-44-0641
	瀬戸田支所 農業委員会事務局瀬戸田出張所	☎0845-27-2212

## 農地の権利移動(3条申請)

農地を耕作する目的で売買、賃借などを行う場合には農地法第3条許可申請が必要です。

## 農地の転用(4・5条申請)

農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条許可申請または農地法第5条許可申請が必要です。

- 4条申請 所有者自身が転用するとき
- 5条申請 所有者以外の方が売買や賃借などにより転用するとき

市街化区域内の農地については、農業委員会への届出により転用できます。

## 農業中間管理事業の推進に関する法律による農地の賃借

広島県農地中間管理機構を介した農地の賃借です。この法律による申出をすると、農地法第3条の許可は不要となります。

賃貸借期間の満了後は、離作料などの心配もなく地主に返還されますし、お互いの話し合いで期間の更新もできます。

なお、市街化区域内は除きます。

## 各種証明 HPID 43137

農家・農地に関連する各種の証明を行っています。

※申請用紙は、窓口にあります。

(尾道市ホームページからダウンロードもできます。)

■野菜を育ててみませんか？  
～市民農園利用者募集～

問	農林水産課(本庁舎2階)	☎0848-38-9212
	因島総合支所 しまおこし課	☎0845-26-6211

尾道市では、野菜や花の栽培を通じて自然と農業に親しんでいただくため、市民農園を市内4カ所に開設しています。農業体験を通して心身をリフレッシュしたり、地域との交流の場としてご活用ください。

お申込みや空き区画等の情報については、上記窓口へお問い合わせください。

【利用条件】市内在住で、農地を所有していない方が対象、1世帯につき1区画

【利用料】1区画年間2,550円

【貸付期間】契約の日から翌年3月31日まで(更新有)

【駐車場】有

【場所】

- ふれあい市民農園にしふじ (西藤町 1309-2)
- 向島ふれあい農園田ノ頭 (向島町 4916)
- 向東ふれあい農園松ヶ峠 (向東町 5320)
- 因島ふれあい農園三庄 (因島三庄町 1633)

## 商工

## ■中小企業振興

問	商工課(本庁舎1階)	☎0848-38-9182
---	------------	---------------

中小企業者の経営安定や育成振興のための金融支援をはじめ、販路開拓支援、創業支援などを行っています。

また、一定の条件を満たす工場等を市内に新・増設する場合に助成する制度も設けていますので、上記窓口へご相談ください。

# スポーツ

## 施設利用について



教育委員会生涯学習課 スポーツ振興係（教育会館3階）  
因島総合支所 因島瀬戸田地域教育課（因島総合支所2階）

☎ 0848-20-7499

☎ 0845-26-6204

### ■スポーツ施設 HPID 28817

市民のみなさんに体力向上と健康の維持増進を図っていただくために、次のスポーツ施設がありますので、ご利用ください。  
※使用料金などは各施設により異なります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

名称	概要	申込・問い合わせ先
長者原スポーツセンター	アリーナ、会議室、研修室、トレーニング室、テニスコート（人工芝7面）	☎ 0848-48-5677
御調体育センター	アリーナ	御調支所まちおこし課 ☎ 0848-76-2111
向島運動公園	体育館、プール（夏季のみ）、多目的グラウンド、テニスコート（人工芝8面）、グラウンド・ゴルフ場、スケートパーク、多目的芝広場、会議室、トレーニング室	☎ 0848-44-6700
御調グラウンド・ゴルフ場	グラウンド・ゴルフ専用4コース（天然芝32ホール）	☎ 0848-76-3025
御調ソフトボール球場	ソフトボール専用 5面（A～E）	御調支所まちおこし課 ☎ 0848-76-2111
マリン・ユース・センター	アリーナ、海浜キャンプ場、舟艇	☎ 0848-44-6707
東尾道多目的競技場	グラウンド（用途：ソフトボール、サッカーなど） 多目的芝広場（用途：サッカー、グラウンド・ゴルフなど）	生涯学習課（スポーツ振興係） ☎ 0848-20-7499
長者原市民スポーツ広場	グラウンド（用途：軟式野球、ソフトボールなど）	生涯学習課（スポーツ振興係） ☎ 0848-20-7499
河内市民スポーツ広場	グラウンド（用途：ソフトボール、グラウンド・ゴルフなど）	御調支所まちおこし課 ☎ 0848-76-2111
江奥市民スポーツ広場	グラウンド（用途：ソフトボール、サッカーなど）	中央公民館 ☎ 0848-38-1243
立花市民スポーツ広場	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、ペタンクなど）	中央公民館 ☎ 0848-38-1243
因島運動公園	多目的球技場（野球場）、多目的競技場（天然芝）、テニスコート（人工芝12面）、会議室	☎ 0845-24-3216
因島体育センター	アリーナ、会議室、研修室、軽運動室	☎ 0845-24-1228
市民スポーツ広場 （棕浦・外浦・鏡浦・西浦・外堀・東生口）	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
土生市民スポーツ広場	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、サッカーなど） 体育館（用途：バレーボール、バドミントンなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
市民スポーツ広場 （名荷・北・高根）	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
田熊西市民スポーツ広場 瀬戸田市民スポーツ広場	体育館（用途：バレーボール、バドミントンなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
田熊市民スポーツ広場 瀬戸田西市民スポーツ広場	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなど） 体育館（用途：バレーボール、バドミントンなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
生口市民スポーツ広場	グラウンド（用途：グラウンド・ゴルフ、サッカーなど） 多目的芝広場（用途：グラウンド・ゴルフ、サッカーなど）	因島瀬戸田地域教育課 ☎ 0845-26-6204
瀬戸田町B&G海洋センター	体育館、プール（夏季のみ）、舟艇、トレーニング室	☎ 0845-27-3735

※学校施設・夜間照明施設をご利用の場合は、次ページをご覧ください。

※グラウンドは基本、使用料無料です。ただし、夜間照明は有料です。

因島・瀬戸田地区については使用する施設の地区の公民館に申込してください。

## 尾道市スポーツフェスティバル（尾道市体育協会主催事業）

子どもから高齢者まで幅広く親しんでいただくため、次の大会を開催していますので、ご参加ください。  
（7月頃から順次開催）

### 市民の部

- ① 市民男女バレーボール大会
- ② 市民ソフトボール大会
- ③ 壮年ソフトボール大会
- ④ 市民硬式卓球大会
- ⑤ 市民ソフトバレーボール大会
- ⑥ 市民グラウンド・ゴルフ親善大会

### スポーツ 少年団の部

- ⑦ 小中学生バレーボール親善大会
- ⑧ 小学生ソフトボール大会
- ⑨ 西郷四郎スポーツ少年団交歓柔道大会
- ⑩ 小中学生サッカー親善大会
- ⑪ 小学生ミニバスケットボール親善大会



尾道市体育協会

☎ 0848-44-6700

## ■学校施設を使用したいとき



教育委員会庶務課（教育会館2階）

☎ 0848-20-7400

因島瀬戸田地域教育課（因島総合支所2階）

☎ 0845-26-6204

御調支所 まちおこし課

☎ 0848-76-2111

瀬戸田公民館

☎ 0845-27-1878

各小・中学校、因島地区各公民館

### 【利用方法】

- ① 使用者の団体登録
- ② 使用許可申請書の提出
- ③ 使用許可書および納付書の送付
- ④ 使用料納付
- ⑤ 鍵管理者から鍵の受けとり
- ⑥ 使用后、施設の原状回復
- ⑦ 鍵管理者へ鍵の返却

### 【申込先】

使用する小・中学校の窓口へ申請書（団体登録を含む。）を提出してください。

ただし、次の地域については各支所等へ提出してください。

- 御調町の旧小学校…御調支所まちおこし課
- 旧久保小学校、旧長江小学校、旧土堂小学校、旧木ノ庄西小学校…教育委員会庶務課
- 旧原田小学校、旧原田中学校…原田芸術文化交流館（旧原田中学校）

- 因島各町…使用する地区の公民館

- 瀬戸田町…瀬戸田公民館

※使用許可の申請は、原則、使用日の属する月の前月の初日から使用日の5日前まで受け付けます。

### 【使用料】

- 運動場…無料
- 屋内運動場…有料（施設により使用料金が異なります。）
- 瀬戸田中学校テニスコート…有料

## ■学校運動場夜間照明施設を利用したいとき



教育委員会生涯学習課 スポーツ振興係（教育会館3階）

☎ 0848-20-7499

因島瀬戸田地域教育課（因島総合支所2階）

☎ 0845-26-6204

瀬戸田公民館

☎ 0845-27-1878

### 【利用方法】

- ① 使用者の団体登録  
※学校施設使用の団体登録・申請とは別に必要です。
- ② 使用許可申請書の提出
- ③ 使用許可書の交付
- ④ 使用料納付
- ⑤ 鍵管理者から鍵の受けとり
- ⑥ 使用后、施設の原状回復
- ⑦ 鍵管理者へ鍵の返却

### 【申込先】

生涯学習課で団体登録後次の窓口へ申請書を提出してください。

※下記以外の地域…鍵管理者

- 因島各町…使用する地区の公民館
- 瀬戸田町…瀬戸田公民館

### 【使用料】

※施設により使用できる期間や使用料金が異なります。

### 【夜間照明施設】

- 小学校(10) … 西藤、山波、高須、栗原北、三幸、高見、因島南、因北、重井、瀬戸田
- 中学校(10) … 美木、日比崎、栗原、向東、尾道みなと、吉和、浦崎、向島、因島南、瀬戸田
- その他(4) … 旧大浜小、旧三庄中、旧原田中、木ノ庄東幼



# 相談

## 各種相談

日時・場所等変更のある場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。

### ■法律相談(弁護士)

日時については、毎月の広報おのみちをご確認ください。

【内容】 法律問題全般

【場所】 ●市役所市民相談室

●因島総合支所

●瀬戸田支所

●御調支所

●向島支所

【担当】 弁護士

【窓口】 秘書広報課 ☎0848-38-9395

(注)要予約(予約の受付は原則前月の17日以降から)

### ■法律相談(司法書士)

日時については、毎月の広報おのみちをご確認ください。

【内容】 土地・建物の登記(相続・贈与・売買など)、  
会社の登記など司法書士業務全般

【場所】 ●市役所市民相談室

●因島総合支所

●瀬戸田支所

●御調支所

●向島支所

【担当】 司法書士

【窓口】 秘書広報課 ☎0848-38-9395

(注)要予約

### ■行政相談

日時については、毎月の広報おのみちをご確認ください。

【内容】 国の行政機関等への意見、要望

【場所】 ●市役所市民相談室

●因島総合支所

●瀬戸田支所

●御調支所

●向島支所

【担当】 行政相談委員

【窓口】 秘書広報課 ☎0848-38-9395

### ■人権相談

日時については、毎月の広報おのみちをご確認ください。

【内容】 差別などの人権問題ほか。人権擁護委員が対応。

【場所】 ●市役所市民相談室

●因島総合支所

●瀬戸田支所

●御調支所

●向島支所

【担当】 人権擁護委員

【窓口】 広島法務局尾道支局 ☎0848-23-2883

### ■広聴・市民相談

【内容】 各種相談窓口のご案内など

【日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

【場所】 ●市役所市民相談室など

【担当】 秘書広報課 ☎0848-38-9395

### ■児童・生徒に関わる相談

【内容】 子どもに関するさまざまな問題について  
(いじめ・非行・不登校など)

【場所  
日時】 ●尾道市教育支援センター 月～金曜日  
9:00～14:00 (祝日、年末年始を除く)

●教育相談コーナー 月～金曜日  
9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

●青少年センター相談室 月～金曜日  
9:00～15:30 (祝日、年末年始を除く)

【担当】 教育支援センター相談員、指導主事  
青少年センター相談員

【窓口】 教育支援センター  
(千光寺さくら) ☎0848-24-1825  
(因島はっさく) ☎0845-24-0071  
教育相談コーナー ☎0848-37-2983  
青少年センター相談室 ☎0848-37-9459

## ■消費生活相談(尾道市消費生活センター)

- 【内容】 消費生活に関する相談・悪質商法・多重債務など  
(商品やサービスの契約などでお困りのとき)
- 【日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
9:00～12:00、13:00～17:00
- 【場所】 ●尾道市消費生活センター(本庁舎1階商工課内)
- 【担当】 尾道市消費生活センター ☎0848-37-4848

## ■女性相談

- 【内容】 DVや女性に関わる問題について
- 【日時】 月～金曜日  
9:30～12:00、13:00～16:00  
(祝日・年末年始を除く)
- 【場所】 ●市役所社会福祉課  
●因島総合支所因島福祉課
- 【担当】 女性相談員
- 【窓口】 社会福祉課 ☎0848-38-9350  
因島福祉課 ☎0845-26-6209

## ■就職に関する相談(尾道しごと館)

- 【内容】 仕事や就職に関するお悩みについて  
(就職活動中の方、働き方を見つけない方など)
- 【場所】 ●尾道会場(本庁舎1階)  
原則毎月第1木曜日  
13:30～16:20(尾道しごと館)  
原則毎月第3木曜日  
16:30～19:20(尾道しごと館)
- 因島会場(因島総合支所2階)  
原則毎月第3水曜日  
10:30～12:20(尾道しごと館)
- ※日時については、広報等でご確認いただき、  
お電話で予約のうえ、お越しください
- 【担当】 専門のキャリアカウンセラー
- 【窓口】 尾道会場 商工課 ☎0848-38-9183  
因島会場 因島総合支所 しまおこし課  
☎0845-26-6212

## (因島一日職業相談会)

- 【内容】 職業相談、職業紹介
- 【日時】 原則毎月第3水曜の10:00～14:00  
(12:00～13:00は閲覧のみ)  
※日時については、広報等でご確認ください。
- 【場所】 ●因島総合支所2階
- 【担当】 ハローワーク職員
- 【窓口】 ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609

## ■市税・保険料の夜間納付相談

- 【日時】 第3木曜の17:15～20:00  
※祝日の場合は原則第4木曜
- 【場所】 ●収納課(市役所本庁舎2階)  
※休日・時間外受付からお入りください。  
※事前連絡が必要です。電話相談も承ります。
- 【窓口】 収納課 ☎0848-38-9210  
☎0848-38-9174  
☎0848-38-9411

※その他の各種相談については、「広報おのみち」に掲載しています。市役所各種業種に関するご相談は、各担当部署へお問い合わせください。



# 市政・市民参加・広報

## 議会

### 問

議会事務局（本庁舎4階）

☎0848-38-9371

### ■本会議・委員会の傍聴

HPID 40834

本会議や委員会は傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議会事務局で傍聴券の申請をしてください。傍聴席は通常、本会議場49席（※これとは別に車いす用スペースとお子様連れで傍聴できる個室傍聴席があります。）、委員会室15席程度（車いす利用可）です。

本会議は、過去5年分の録画中継を尾道市のホームページから見るすることができます。また、令和6年9月からは、尾道市議会公式YouTubeチャンネルでの本会議の生配信を行っています。常任委員会については、録画配信をしています。

### ■会議録の閲覧

HPID 15876

本会議の会議録は議会事務局で閲覧できます。平成18年以降の会議録については、因島総合支所、御調・向島・瀬戸田の各支所でも閲覧できます。

（※閲覧に準備が必要な会議録もありますので、事前にお問い合わせください。）

委員会の会議録（平成18年～）は、議会事務局で閲覧できます。また、市議会のホームページでは、本会議（平成9年～）と委員会（平成18年～）の会議録を公開しています。

### ■請願・陳情

HPID 39410

請願・陳情は市政に対する意見や要望を市議会に提出するものです。請願は、議会で審議し、採択、不採択を決定し、採択した請願は執行機関に送付するなどして、その実現に努めます。

また、議長と面談の上、提出された陳情は、議長により議会に報告されます。市議会へ請願・陳情する場合は次の要領で提出してください。

●件名、要旨、提出年月日、住所を記載し、署名または記名押印してください。

団体等の場合は、所在地、団体等の名称を記載し、代表者の署名または記名押印してください。

●請願の場合は1人以上の紹介議員が必要です。

### 【受付期間】

請願は各定例会の開会日の3日前（土・日を除く）までに、陳情は閉会日の前日までに提出してください。

## 選挙

### 問

選挙管理委員会事務局（本庁舎2階）

☎0848-38-9258

因島総合支所（2階）市民生活課

☎0845-26-6200

御調支所 まちおこし課

☎0848-76-2111

向島支所 しまおこし課

☎0848-44-0110

瀬戸田支所 住民福祉課

☎0845-27-2211

### 【投票区】

尾道市の投票区は、全84投票区です。

### 【投票方法】

選挙は、投票日に投票所で投票するという「投票日当日投票所投票主義」を原則としていますが、例外として次の投票制度を利用することができます。

### 期日前投票制度

投票日に仕事などの理由で、投票所に行くことができない人が、選挙の公示・告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票できる制度です。

### 不在者投票制度

投票日に仕事などの理由で、他の市区町村に滞在する人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設において不在者投票をすることができます。（都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。）投票の手続きについては、選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 郵便などによる不在者投票制度

身体に重い障がいなどがあって、投票所に行くことができない人が郵便などにより、自宅で投票できる制度です。国の定める要件に該当する人が対象で、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。くわしくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

# 広報

問

秘書広報 広報広聴係（本庁舎4階）

☎0848-38-9377

## ■広報紙

HPID 3283



広報おのみち

「広報おのみち」は原則、毎月10日（10日が土・日・祝日にあたる月は、翌平日）に発行しており、各自治組織等を通じて各家庭に配布しています。  
市役所・各支所・公民館などの公共施設のほか、市内の農協・漁協などに配置しています。

※市ホームページ・電子書籍でも「広報おのみち」をご覧いただけます。

## ■LINE(ライン)公式アカウント

市の公式LINEアカウントで、観光やイベントなどのお知らせに加え、市政や防災等の情報を発信します。  
定時の情報発信は毎週金曜日です。

### 【登録方法】

スマートフォン等のアプリ「LINE」のメニューから「友だち追加」→「ID検索」にて「@onomichi1898」と入力、または公式アカウントから「尾道市」を検索し、登録してください。右のQRコードをスマートフォン等で読み込んでいただいても登録は可能です。



## ■パブリックコメント

HPID 10327

市政への市民参画を推進し、市民との協働による市政を推進することを目的として、パブリックコメント（市民意見募集）を導入しています。

この制度は、市の基本的な計画等の立案過程においてその案を公表し、広く意見を政策決定に反映させるものです。

対象（下記のいずれかに該当する場合）

- 市内に住所・所在地を有する人・団体
- 市内の事業所・学校等に通勤・通学している人
- 市に対する納税義務を有する人・団体
- 策定案に利害関係を有する人・団体

## ■情報公開制度

HPID 16711

問

総務課（本庁舎3階）

☎0848-38-9333

市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を推進することを目的としています。

## ■市政情報番組

### ●ちゅピCOMおのみち テレビ

HPID 42124

※放映・放送時間につきましては、変更になる場合があります。

「ピックアップ情報おのみち」		(放映時間／8分間)		
月～金曜	1日7回リピート	7:50～	8:50～	12:50～
		18:50～	20:50～	21:20～
土曜	1日4回リピート	8:50～	10:50～	12:50～
		20:50～		
日曜	1日3回リピート	10:50～	12:50～	20:50～

※ホームページからもご覧になれます。

### ●エフエムおのみち ラジオ

「エフエムおのみち」で放送中の市政・防災情報番組等

インフォメーションおのみち		(放送時間／7分間)
行政情報や市イベント等に関する情報		
月～金曜		8:00～、11:15～、18:50～
土曜		9:50～、19:00～
日曜		9:50～、18:00～

おのみちライフ		(放送時間／5分間)
健診やごみ収集関連など市民生活に関する情報		
月～金曜		10:00～、13:00～
土曜		7:55～、13:55～
日曜		7:55～、9:45～

防災ステーション79.4		(放送時間／5分間)
防災啓発に関する情報		
月曜		8:10～
火曜		11:25～
水曜		8:10～
木曜		11:25～
金曜		8:10～
土曜		9:45～
日曜		18:10～

防災情報ボックス		(放送時間／5分間)
市民の生活安全に関する情報		
月曜	14:10頃～	生放送番組「潮風スタジオ79.4」内でコーナー放送

※その他、災害時の気象情報や避難に関する情報などの緊急防災情報を、パソコン、スマートフォン、タブレット端末向けのサイマル配信（同時並行配信／インターネット経由）で聴くこともできます。詳しくは、市ホームページのサイト内で「市政情報番組サイマル」と入力・検索してください。



# 市民参加と協働のまちづくり

HPID 1982

**問** 政策企画課（本庁舎3階） ☎0848-38-9435

## ■市民参加って何だろう

歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな自然に恵まれた尾道には、随所に地域固有の魅力的な資源があります。これらを活かした個性豊かなまちの実現には、地域を良く知る市民の皆さんと市（行政）が協力し合うことが大切です。皆さんの「こんなまちにしたい」という想いを実現していくために、市民と市が、必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担により、協力してこれからのまちづくりを考えていきましょう。

### ●市民参加

市政に市民の意思や提案を直接示すことができる、審議会委員の公募や直接請求等があります。また、市民のニーズや意見から市政の課題を抽出するために行う、パブリック・コメントやアンケート調査等も含まれます。

### ●市民活動

市民が地域社会の一員として、自主的・主体的に取り組む自治会活動をはじめ、健康福祉、公衆衛生、防災防犯といった地域の様々な団体による活動があります。この他にも、個性や特徴を活かしたボランティア活動、NPOによる活動等があります。

## ■協働のまちづくりに取り組んでいます

「この作業は〇〇さんとの“きょうどう”です」ということがあります。この場合の“きょうどう”は「共同」や「協同」のことをいいます。このような単に作業を「一緒にやる」、「協力してやる」ことに対して、「協働」には双方の出会いによって生まれる新しい相乗効果、創造性を期待する意味も込められています。性格の異なる集まりが共通の目的を達成するために、対等な立場で必要な情報を共有しながら行動していくことが「協働」の考え方です。

本市においては、市民と市の信頼関係のもと協力してまちづくりを進めることで、市民が主役の住みやすいまちの実現を図るため、平成21年度に「尾道市協働のまちづくり指針」を、さらに平成23年度には「尾道市協働のまちづくり行動計画」を策定し、協働のまちづくりを進めていくうえで、市（行政）が行うべき役割を明確にしています。

### ●行政の事業を全て協働するの？

多くの事業において、協働の視点による見直しが必要かもしれません。しかし、全ての事業で協働しなければならないということではありません。

どうしたら市民と行政の特性や能力を最大限に生かすことができるのかを話し合い、その時々状況により柔軟に対応できる、しなやかな関係を築くことが大切です。

## ●協働のパートナーって

市民1人ひとりをはじめ、NPOやボランティア団体などの市民活動団体、住民自治組織や企業、学校など多様な主体が協働のパートナーです。

## ■住民自治組織でまちづくり

安全で安心して、心も体も健康に暮らしたいと思う気持ちは、誰にでもあると思います。そしてそのために、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方が昔からありました。「遠くの親戚より近くの他人」と言われているように、「いざ」というときには、お隣さんや近所の人たちを一番の頼りにしてきたものです。

町内会や区長会といった住民自治組織は、こうした人の繋がりをさらに深めていくことで、より住みやすい地域を築くことを大きな目的として組織されています。つまり、住民自治組織は、「住みやすいまちにしたい」という共通の想いをもって、一定の地域を単位として住民自ら設置し、みんなで力を合わせて活動していくための組織なのです。

人口減少や少子高齢化の進展、単身世帯の増加や核家族化等、社会構造の変化によってニーズや課題が多様化・複雑化する中で、地域で生活する全ての人々がそれぞれの想いを話し合い、尊重し合いながら取り組んでいくことが求められています。

### 町内会・区長会への加入について

まずは町内会・区長会に加入して、力を合わせて助け合いの輪を広げていきましょう。

加入の方法は、地域によって異なります。

ご近所で尋ねられるか、お住まいの地域の役員の方にご相談ください。

## ■まちづくりの取組を応援しています。

### 尾道市市民活動支援事業

将来にわたって安心して暮らせる地域づくりに貢献する公共性・公益性の高い活動を最長3年間支援する制度です。

申請団体の申請内容を審査会で審査し、適正と認められた事業の全体経費のうち、3分の2以内の金額を助成します。申請には要件があるため、ご相談ください。

# 施設・交通案内

## 公共施設など

部署名	電話番号	場所
企画財政部		
政策企画課		
政策企画係	(0848)38-9316	本庁舎3階
協働統計係	(0848)38-9314	
	(0848)38-9435	
文化振興課		
文化振興係	(0848)20-7514	本庁舎2階
文化財係	(0848)20-7425	
市史編さん委員会事務局	(0848)38-9359	栗原町1268-1
文化施設係	(0848)25-4073	東御所町10-1 しまなみ交流館内
財政課		
財政係	(0848)38-9323	本庁舎3階
用度係	(0848)38-9324	
財産管理係	(0848)38-9285	
市民税課		
市民税係	(0848)38-9154	本庁舎2階
保険料係	(0848)38-9145	本庁舎1階
因島瀬戸田市民税係	(0845)26-6227	因島総合支所1階
資産税課		
土地係	(0848)38-9162	本庁舎2階
家屋係	(0848)38-9164	
因島瀬戸田資産税係	(0845)26-6228	因島総合支所1階
収納課		
収納管理係	(0848)38-9172	本庁舎2階
収納係	(0848)38-9210	
	(0848)38-9174	
	(0848)38-9411	

部署名	電話番号	場所
総務部		
総務課		
庶務係	(0848)38-9332	本庁舎3階
法規文書係	(0848)38-9333	
生活安全係	(0848)38-9216	
秘書広報課		
秘書係	(0848)38-9250	本庁舎3階
広報広聴係	(0848)38-9377	本庁舎4階
情報システム課		
情報システム係	(0848)38-9308	本庁舎4階
職員課		
人事研修係	(0848)38-9342	本庁舎3階
給与厚生係	(0848)38-9344	
行政経営係	(0848)38-9461	

<b>市民生活部</b>		
<b>人権男女共同参画課</b>		
人権男女共同参画係	(0848) 37-2631	防地町26-24 尾道市人権文化センター
因島ふれあいセンター	(0845) 24-2160	因島中庄町2089-1
<b>市民課</b>		
住民係	(0848) 38-9102	本庁舎1階
	(0848) 38-9160	
戸籍係	(0848) 38-9104	
<b>環境政策課</b>		
環境政策係	(0848) 38-9434	本庁舎1階
<b>清掃事務所</b>		
清掃係	(0848) 48-2900	長者原一丁目220-75 尾道市クリーンセンター

部署名	電話番号	場所
<b>市民生活部</b>		
<b>衛生施設センター</b>		
施設管理係	(0848) 48-2900	長者原一丁目220-75 尾道市クリーンセンター
<b>南部清掃事務所</b>		
収集係	(0845) 24-0432	因島重井町5308-1
処理係		
瀬戸田分所	(0845) 27-0454	瀬戸田町名荷2221

福祉保健部		
健康推進課		
元気づくり係	(0848) 24-1962	門田町22-5 尾道市総合福祉 センター内
医療政策係	(0848) 24-1961	
すこやか親子係	(0848) 24-1960	因島総合支所1階
	(0845) 22-0123	
	(0845) 27-3849	瀬戸田福祉保健 センター内
保険年金課		
申請給付係	(0848) 38-9144	本庁舎1階
事業推進係	(0848) 38-9107	
社会福祉課		
庶務係	(0848) 38-9122	本庁舎1階
障害福祉係	(0848) 38-9125	
保護係	(0848) 38-9126	
高齢者福祉課		
高齢者福祉係	(0848) 38-9137	本庁舎1階
介護保険係	(0848) 38-9118	
子育て支援課		
児童保育係	(0848) 38-9114	本庁舎1階
子育て支援係	(0848) 38-9219	
	(0848) 38-9205	
保育施設企画係	(0848) 38-9414	
因島福祉課		
福祉係	(0845) 26-6210	因島総合支所1階
保険年金係	(0845) 26-6218	
生活保護係	(0845) 26-6214	

部署名	電話番号	場所
産業部		
農林水産課		
企画調整係	(0848)38-9212	本庁舎2階
農林振興係	(0848)38-9473	
水産振興係	(0848)38-9478	
商工課		
商政係	(0848)38-9183	本庁舎1階
商工振興係	(0848)38-9182	
観光課		
観光係	(0848)38-9184	本庁舎2階
	(0848)38-9185	
港湾振興課		
企画調査係	(0848)22-8158	東御所町9-1 尾道ウォーター フロントビル内
管理係		

建設部		
土木課		
土木係	(0848) 38-9275	本庁舎3階
農林土木係	(0848) 38-9494	
事業調整係	(0848) 38-9254	
維持修繕課		
維持修繕一係	(0848) 38-9273	本庁舎3階
維持修繕二係	(0848) 38-9278	
維持管理係	(0848) 38-9225	
契約課		
契約係	(0848) 38-9282	本庁舎3階
工事検査係	(0848) 38-9458	
用地課		
用地係	(0848) 38-9286	本庁舎3階
まちづくり推進課		
まちづくり推進係	(0848) 38-9223	本庁舎3階
住宅政策係	(0848) 38-9247	
建築課		
建築係	(0848) 38-9242	本庁舎3階
指導係	(0848) 38-9245	

部署名	電話番号	場所
<b>因島総合支所</b> (0845) 22-1311 (代表) 〒722-2392 因島土生町7-4		
<b>市民生活課</b>		
総務係	(0845) 26-6200	因島総合支所2階
住民係	(0845) 26-6208	因島総合支所1階
<b>しまおこし課</b>		
しまおこし係	(0845) 26-6212	因島総合支所2階
<b>施設管理課</b>		
施設維持係	(0845) 26-6203	因島総合支所2階
監理係	(0845) 26-6202	

御調支所			(0848) 76-2111 (代表) 〒722-0392 御調町市245	
まちおこし課				
住民生活係		(0848)76-2111		
まちおこし係		(0848)76-2922		
御調保健福祉センター				
健康福祉係		(0848)76-2235		御調町市107-1
地域ケア係				

<b>向島支所</b> (0848) 44-0110 (代表) 〒722-8510 向島町5531-1		
<b>しまおこし課</b>		
住民生活係	(0848) 44-0110	
福祉保険係	(0848) 44-0111	
しまおこし係	(0848) 44-0112	

瀬戸田支所			(0845) 27-2211 (代表) 〒722-2492 瀬戸田町鹿田原1-9
住民福祉課			
住民生活係	(0845)27-2211		
福祉保険係	(0845)27-2209		
しまおこし課			
しまおこし係	(0845)27-2210		
施設管理係	(0845)27-2213		

部署名	電話番号	場所
<b>百島支所</b> (0848) 73-270 〒722-0061 百島町154-1		

<b>浦崎支所</b> (0848) 73-2001 〒720-0551 浦崎町2102-5		
---------------------------------------------------	--	--

<b>向東連絡所</b> (0848) 44-0210 〒722-0062 向東町8670-2		
----------------------------------------------------	--	--

<b>会計課</b>		
会計係	(0848) 38-9148	本庁舎2階

<b>議会事務局</b>		
庶務係	(0848) 38-9371	本庁舎4階
議事調査係		

<b>監査事務局</b>		
監査係	(0848) 38-9188	本庁舎2階

<b>選挙管理委員会事務局</b>		
選挙係	(0848) 38-9258	本庁舎2階

<b>農業委員会事務局</b>		
農地係	(0848) 38-9491	本庁舎2階
御調出張所 (まちおこし課)	(0848) 76-2929	御調支所
向島出張所 (しまおこし課)	(0848) 44-0641	向島支所
因島出張所 (しまおこし課)	(0845) 26-6217	因島総合支所2階
瀬戸田出張所 (しまおこし課)	(0845) 27-2212	瀬戸田支所

<b>教育委員会教育総務部</b>		
<b>庶務課</b>		
庶務係	(0848) 20-7470	教育会館2階
管理係	(0848) 20-7400	
学校給食係	(0848) 20-7463	



部署名	電話番号	場所
<b>教育委員会教育総務部</b>		
<b>生涯学習課</b>		
生涯学習係	(0848) 20-7444	教育会館3階
スポーツ振興係	(0848) 20-7499	
青少年健全育成係 (青少年センター)	(0848) 37-8744	東久保町20-14
中央公民館	(0848) 38-1243	向島町5531-1
<b>因島瀬戸田地域教育課</b>		
地域教育係	(0845) 26-6204	因島総合支所2階
市立美術館	(0848) 23-2281	西土堂町17-19

教育委員会学校教育部		
学校経営企画課		
学校経営支援室	(0848) 20-7453	教育会館1階
企画振興係	(0848) 20-7523	
教育指導課		
確かな学力育成係	(0848) 20-7455	教育会館1階
豊かな心と体育育成係	(0848) 20-7454	
学事係	(0848) 20-7474	

上下水道局		
経営総務課		
総務係	(0848)37-8700	長江三丁目6-52
経営企画係	(0848)37-8701	
営業管理係	(0848)29-3411	
お客様料金センター	(0848)37-9300	
因島瀬戸田営業所	(0845)22-0499	因島総合支所2階
水道工務課		
給水係	(0848)37-9302	長江三丁目6-52
水道維持係	(0848)37-9301	
水道整備係	(0848)37-8702	
浄水課		
浄水係	(0848)46-1488	高須町1132-2
水質管理係	(0848)46-1489	
因島瀬戸田管理係	(0845)22-0492	因島総合支所2階

部署名	電話番号	場所
<b>下水道課</b>		
下水道工務係	(0848) 29-6250	長江三丁目6-52
下水道施設係	(0848) 47-5111	東尾道19-1

<b>病院事業局病院管理部</b>		
病院管理課	(0848) 47-1155	市民病院内

<b>尾道市立市民病院</b>		
尾道市立市民病院	(0848) 47-1155	新高山三丁目1170-177
附属瀬戸田診療所	(0845) 27-2161	瀬戸田町中野400

<b>公立みつぎ総合病院</b>	(0848) 76-1111 御調町市124
------------------	---------------------------

<b>尾道市立夜間救急診療所</b>	(0848) 38-9099 門田町22-5
--------------------	---------------------------

<b>消防局</b>		(0848) 55-9120 東尾道18-2
総務課	(0848) 55-9121	東尾道18-2
警防課	(0848) 55-9122	
予防課	(0848) 55-9123	
通信指令課	(0848) 55-9120	
尾道消防署	(0848) 55-9124	向島町5931
向島分署	(0848) 44-7119	
御調分署	(0848) 76-3119	
北出張所	(0848) 48-6119	美ノ郷町白江507-1
尾道西消防署	(0848) 22-0119	新浜一丁目5-3
因島消防署	(0845) 24-0119	因島中庄町1347-1
瀬戸田分署	(0845) 27-4119	瀬戸田町鹿田原1-29

## ■その他の施設

医療・保健・福祉・介護サービス関係施設			
名称		所在地	電話番号
病院	市立市民病院	新高山三丁目1170-177	0848-47-1155
	附属瀬戸田診療所	瀬戸田町中野400	0845-27-2161
	公立みつぎ総合病院	御調町市124	0848-76-1111
	広島県地域リハビリテーション広域支援センター		
	広島県高次脳機能地域支援センター		
	訪問看護ステーション「みつぎ」	御調町市107-1	0848-76-2811
	ホームヘルパーステーション		0848-76-2235
	介護予防センター		0848-76-2821
	ケアプランセンター「みつぎ」		0848-76-2821
	北部地域包括支援センター		0848-76-2495
公立みつぎ総合病院 保健福祉総合施設	介護老人保健施設「みつぎの苑」	御調町高尾1348-6	0848-76-0373
	特別養護老人ホーム「ふれあい」		0848-76-2415
	ケアハウス「さつき」		0848-76-3060
	グループホーム「かえで」		0848-76-2569
	福祉人材研修センター		0848-76-2415
	リハビリテーションセンター（休止中）		0848-76-2418
	デイサービスセンター（休止中）		0848-76-2415
夜間救急診療所		門田町22-5	0848-38-9099
総合福祉センター		門田町22-5	0848-22-8343
生きがい活動推進センター		久保町1701-1	0848-37-0300
御調保健福祉センター		御調町市107-1	0848-76-2235
みつぎいきいきセンター		御調町市107-1	0848-76-3536
向島福祉支援センター（愛あいセンター）		向島町5888-1	0848-45-2113
向島中央老人福祉会館（やすらぎ荘）		向島町16054-4	0848-45-2396

名称	所在地	電話番号
因島総合福祉保健センター	因島田熊町1315-1	0845-22-6562
瀬戸田福祉保健センター	瀬戸田町林1288-7	0845-27-3849
尾道市人権文化センター	防地町26-24	0848-37-2631
大田ふれあい館	高須町1519-1	0848-46-1056
福田ふれあい館	西藤町1566-1	0848-55-0047
向島ふれあい館	向島町6194-1	0848-44-1250
因島ふれあいセンター	因島中庄町2089-1	0845-24-2160
因島三庄ふれあいセンター	因島三庄町2195-1	0845-22-9006

暮らしの関係		
尾道市クリーンセンター	長者原一丁目220-75	0848-48-2900
尾道市浄化センター	東尾道19-1	0848-47-5111
御調清掃センター	御調町綾目1308	0848-76-3277
向島クリーンセンター	向島町11098-151	0848-44-2492
おのみち地区し尿処理場	東尾道19-5	0848-48-2900
因瀬クリーンセンター	因島重井町5334	0845-24-0432
因島リサイクルセンター	因島大浜町1217-1	0845-24-4711
因島クリーンセンター	因島重井町5292-2	0845-24-0432
瀬戸田分所	瀬戸田町名荷2221	0845-27-0454
瀬戸田名荷埋立処分地	瀬戸田町名荷2221	0845-27-4810
環境資源リサイクルセンター	長者原一丁目220-8	0848-48-2212
市営住宅管理センター	新浜一丁目14-11	0848-21-1266
向東連絡所	向東町8670-2	0848-44-0210
尾道市防災センター	東尾道18-2	0848-55-3113
尾道市・三原市消防指令センター	東尾道18-2	0848-55-0119

保育所(園)・認定こども園・学校				
保育所(園)等	公立	西藤保育所	西藤町1584-1	0848-55-6920
		御調中央保育所	御調町花尻94	0848-76-0044
		御調西保育所	御調町丸門田1484-1	0848-76-1980
		江奥保育所	向島町1744-6	0848-44-0444
		みゆき保育所	向島町11231-1	0848-44-0846
		西浦保育所	因島中庄町2077-5	0845-24-2581
	私立	栗原和気保育園	栗原東二丁目4-32	0848-22-2566

保育所(園)・認定こども園・学校				
名称			所在地	電話番号
保育所(園)等	私立	あゆみ保育園	栗原町8261-1	0848-25-2885
		友愛保育園	手崎町1-28	0848-22-8646
		たんぼぼ保育園	向東町1339-1	0848-45-0257
		あいはうす	平原三丁目21-17	0848-23-8819
		めぐみ保育園	御調町本750-1	0848-76-040
		北保育園	瀬戸田町林1556-2	0845-27-0651
		こざくら保育園	瀬戸田町沢8	0845-27-1788
		よつば保育園	美ノ郷町三成2716	0848-38-2548
		高須たんぼぼ保育園	高須町4836-20	0848-36-6612
		認定こども園	公立	浦崎認定こども園
向東認定こども園	向東町3504-4			0848-29-9020
因島南認定こども園	因島三庄町2096-2			0845-22-0386
私立	どうえん吉和認定こども園		沖側町5-9	0848-22-5538
	尾道めぐみ認定こども園		栗原町9629-1	0848-22-6433
	たんぼぼ認定こども園		高須町4837-10	0848-46-6926
	山波認定こども園		山波町1256	0848-37-5522
	すばる認定こども園		高須町4805-3	0848-31-2789
	ひまわり認定こども園		山波町122-2	0848-47-0029
	ゆめはうす認定こども園		高須町4814-3	0848-47-4188
	どうえん尾道中央認定こども園		久保町1754-1	0848-37-0600
	幼保連携型門田認定こども園		西則末町13-28	0848-23-8710
	認定こども園尾道清心幼稚園		栗原東一丁目12-1	0848-23-5395
	どうえん向島認定こども園		向島町5208-1	0848-20-6303
	認定こども園新高山めぐみ幼稚園		新高山二丁目2631-372	0848-46-4633
	因島北認定こども園		因島中庄町4604-3	0845-25-6122
	田熊幼保連携型認定こども園		因島田熊町1960	0845-22-0481
	大慈認定こども園		瀬戸田町宮原414	0845-28-0610
	認定こども園スミレ幼稚園		西藤町1748-1	0848-36-6865
	市民病院さくら保育所		新高山三丁目1170-177	0848-46-5774
	すいみい保育園		東尾道10-10	0848-38-2345
	地域事業型		おのみち子育て支援センター	
東尾道子育て支援センター		東尾道4-4	0848-47-5585	
みつぎ子育て支援センター		御調町大田71-1	0848-76-0888	
いのしま子育て支援センター		因島土生町100-4	0845-22-1545	

名称		所在地	電話番号	
生口島子育て支援センター		因島洲江町49-1	0845-28-1345	
向島子育て支援センター		向東町8743-2	0848-45-1305	
おのみちファミリー・サポート・センター		防地町26-24	0848-37-2415	
児童館	公立	北久保児童館	防地町26-24	0848-20-7192
	私立	児童センター	門田町22-5	0848-22-8385
幼稚園	公立	三成幼稚園	美ノ郷町三成1034	0848-48-1633
		木ノ庄東幼稚園	木ノ庄町木梨696	0848-48-1161
		高須幼稚園	高須町3493	0848-46-3864
		百島幼稚園	百島町498	0848-73-2811
	私立	尾道幼稚園	東土堂町16-1	0848-22-5480
		みくに幼稚園	日比崎町10-5	0848-22-4922
		御調みくに幼稚園	御調町神211-1	0848-76-1898
		重井幼稚園	因島重井町3055	0845-25-0134
		博愛幼稚園	瀬戸田町瀬戸田378-1	0845-27-0173
小学校	尾道みなと小学校		長江三丁目10-4	0848-37-3911
	栗原小学校		西則末町11-16	0848-23-3931
	吉和小学校		東元町26-3	0848-23-3941
	山波小学校		山波町1630	0848-37-3160
	日比崎小学校		日比崎町12-1	0848-23-3951
	三成小学校		美ノ郷町三成1042-2	0848-48-0029
	美木原小学校		美ノ郷町本郷604	0848-48-0039
	高須小学校		高須町3493	0848-46-0003
	西藤小学校		西藤町1500	0848-47-2274
	百島小学校		百島町489	0848-73-2711
	浦崎小学校		浦崎町甲2246	0848-73-2007
	向東小学校		向東町8670	0848-44-3014
	栗原北小学校		栗原町11750	0848-23-3923
	御調中央小学校		御調町市1113	0848-77-0491
	御調西小学校		御調町丸門田21	0848-76-0073
	高見小学校		向島町2116-3	0848-44-0983
	向島中央小学校		向島町5979	0848-44-0414
	三幸小学校		向島町12617	0848-44-0100
	因島南小学校		因島土生町1372-1	0845-25-6767
	因北小学校		因島中庄町3322	0845-24-0023
	重井小学校		因島重井町3309-1	0845-25-0034
	瀬戸田小学校		瀬戸田町沢200-1	0848-27-0009

保育所(園)・認定こども園・学校				
名称		所在地	電話番号	
中学校	公立	尾道みなと中学校	防地町22-40	0848-37-3961
		栗原中学校	東則末町9-53	0848-23-3811
		吉和中学校	吉和町4600	0848-23-3821
		日比崎中学校	日比崎町23-1	0848-22-6513
		美木中学校	美ノ郷町本郷2258	0848-48-0515
		高西中学校	高須町3467-1	0848-46-0205
		百島中学校	百島町489	0848-73-2709
		浦崎中学校	浦崎町2842	0848-73-2009
		向東中学校	向東町8885-21	0848-44-3016
		御調中学校	御調町高尾93	0848-76-0069
		向島中学校	向島町16058-20	0848-44-0416
		因島南中学校	因島土生町1172-1	0845-26-0373
		因北中学校	因島中庄町4405-1	0845-24-0029
		重井中学校	因島重井町651-2	0845-25-0012
	瀬戸田中学校	瀬戸田町中野404-3	0845-27-0014	
私立	尾道中学校	向島町5548-10	0848-20-6612	
共同調理場	栗原北学校 給食共同調理場		栗原町11750	0848-23-2331
	御調学校 給食センター		御調町高尾93	0848-76-0082
	因島学校 給食共同調理場		因島中庄町庄 4405-1	0845-24-2769
	瀬戸田学校 給食センター		瀬戸田町沢200-1	0845-27-3094
広島県尾道南高等学校		長江2丁目10-34	0848-37-4945	
尾道市立大学		久山田町1600-2	0848-22-8311	
観光・文化・生涯学習・スポーツ・レクリエーション施設など				
しまなみ交流館		東御所町10-1	0848-25-4073	
みつぎいこい会館		御調町大田71-1	0848-76-2111 (御調支所まち おこし課)	
尾道市民センター むかいしま文化ホール		東御所町10-1	0848-25-4073 (しまなみ交流館内)	
因島市民会館		因島土生町88-1	0845-22-6565	
瀬戸田市民会館		瀬戸田町瀬戸田535-1	0845-27-1878	

名称	所在地	電話番号
ベル・カントホール		0845-27-3848
市立中央図書館		0848-37-4946
市立みつぎ子ども図書館 「すくすく」	御調町大田33	0848-76-3111
市立向島子ども図書館 「わくわく」	向島町5531-1	0848-44-0114
市立因島図書館 (芸予文化情報センター内)	因島土生町100-4	0845-22-8660
市立瀬戸田図書館	瀬戸田町瀬戸田535-1	0845-27-1877
尾道市立美術館	西土堂町17-19	0848-23-2281
圓錐勝三彫刻美術館	御調町高尾220	0848-76-2888
平山郁夫美術館	瀬戸田町沢200-2	0845-27-3800
尾道市立大学美術館	久保三丁目4-11	0848-20-7831
なかた美術館	潮見町6-11	0848-20-1218
耕三寺博物館	瀬戸田町瀬戸田553-2	0845-27-0800
本因坊秀策囲碁記念館	因島外浦町121-1	0845-24-3715
尾道遺跡発掘調査研究所	栗原町1268-1	0848-38-9359
おのみち歴史博物館	久保一丁目14-1	0848-37-6555
爽籟軒庭園	久保二丁目6-6	0848-37-1234
まちなか文化交流館 (Bank)	土堂一丁目8-3	0848-38-1911
御調歴史民俗資料館	御調町丸河南86-1	0848-20-7425 (文化振興課)
御調本郷平廃寺跡 資料館	御調町丸河南90-1	0848-76-1981 (河内公民館)
おのみち映画資料館	久保一丁目14-10	0848-37-8141
多目的文化施設 (尾道迎賓館)	日比崎町1-11	0848-20-7514 (文化振興課)
千光寺山ロープウェイ	東土堂町20-1	0848-22-4900
道の駅「クロスロード みつぎ」	御調町大田33	0848-76-3115
因島棕の里ゆうあいランド	因島棕浦町1069	0845-26-6204 (因島瀬戸田地域 教育課)
因島細島ハウス	因島重井町7062	
大浜埼灯台記念館	因島大浜町231ほか	0845-26-6212



観光・文化・生涯学習・スポーツ・レクリエーション施設など			
名称	所在地	電話番号	
因島水軍城	因島中庄町3228-2	0845-24-0936	
因島アメニティ公園	因島大浜町57	0845-26-6212	
因島アメニティプール※	因島大浜町57	0845-24-3771	
大浜崎キャンプ場※	因島大浜町字室尾	0845-24-1243	
瀬戸田サンセットビーチ	瀬戸田町垂水1506-15	0845-27-1100	
東尾道多目的競技場	東尾道19-3	0848-20-7499 (生涯学習課)	
長者原スポーツセンター	高須町985-25	0848-48-5677	
御調グラウンド・ゴルフ場	御調町綾目1929-1	0848-76-3025	
御調ソフトボール球場	御調町高尾230	0848-76-2111 (御調支所まちおこし課)	
御調体育センター	御調町市1156		
向島運動公園	向島町11098-289	0848-44-6700	
尾道市マリノ・ユース・センター	向島町立花3035-3	0848-44-6707	
因島運動公園	因島重井町4749	0845-24-3216	
市民スポーツ広場	長者原市民スポーツ広場	長者原一丁目220-24	0848-20-7499 (生涯学習課)
	河内市民スポーツ広場	御調町丸門田1484	0848-76-2111 (御調支所まちおこし課)
	江奥市民スポーツ広場	向島町3983	0848-38-1243 (中央公民館)
	立花市民スポーツ広場	向島町立花2324-2	
	土生市民スポーツ広場	因島土生町1604-2	0845-26-6204 (因島瀬戸田地域教育課)
	田熊市民スポーツ広場	因島田熊町1022-4	
	田熊西市民スポーツ広場	因島田熊町1315-1	
	椋浦市民スポーツ広場	因島椋浦町500	
	鏡浦市民スポーツ広場	因島鏡浦町548-2	
	外浦市民スポーツ広場	因島外浦町62	
	西浦市民スポーツ広場	因島中庄町2252	
	外堀市民スポーツ広場	因島鏡浦町603	
	東生口市民スポーツ広場	因島原町1591-1	
	生口市民スポーツ広場	瀬戸田町御寺1209-24	
	名荷市民スポーツ広場	瀬戸田町名荷896	
	北市民スポーツ広場	瀬戸田町林1327-1	
	高根市民スポーツ広場	瀬戸田町高根595	
	瀬戸田西市民スポーツ広場	瀬戸田町福田577-4	0845-26-6204 (因島瀬戸田地域教育課)
	瀬戸田市民スポーツ広場	瀬戸田町瀬戸田535-1	

名称	所在地	電話番号
すぱーく因島 (ゲートボール場)	因島中庄町4601-1	0845-26-6210 (因島福祉課)
瀬戸田町B&G海洋センター	瀬戸田町林19-5	0845-27-3735
みつぎ遊々館	御調町高尾230	0848-76-3423
おのみち生涯学習センター	東久保町20-14	0848-37-9070
尾道市青少年センター	東久保町20-14	0848-37-8744
尾道市勤労青少年ホーム	西土堂町18-5	0848-22-5396
尾道市勤労者体育センター	西土堂町18-5	0848-25-4889
因島体育センター	因島重井町5800-36	0845-24-1228
サンボル尾道	向東町8670-2	0848-44-3988
農村環境改善センター	木ノ庄町木門田2907-7	0848-48-2373

※因島アメニティプール…プール期間中  
大浜崎キャンプ場…7・8月

公民館	中央公民館	向島町5531-1	0848-38-1243
	久山田分館	久山田町33-3	
	山方分館	木ノ庄町木梨山方215-4	
	木ノ庄東分館	木ノ庄町木梨163	0848-48-2622
	原田分館	原田町梶山田4073	
	栗原北公民館	美ノ郷町三成3158-2	0848-48-5868
	吉和公民館	神田町1-15-2	0848-22-4665
	福地分館	福地町9-19	
	藤井川公民館	美ノ郷町本郷2274-2	0848-48-0001
	東部公民館	高須町924-12	0848-46-0001
	高須南分館	高須町4750-2	
	向東公民館 (サンボル尾道内)	向東町8670-2	0848-44-3955
	日比崎公民	館栗原西一丁目3-4	0848-22-8732
	栗原公民館	西則末町11-32	0848-23-2107
	土堂公民館	西土堂町6-44	0848-23-9662
	長江公民館	長江二丁目10-34	0848-37-9656
	山波公民館	山波町1290	0848-37-8226
	浦崎公民館	浦崎町2102-5	0848-73-3626
	菅野公民館	御調町大塔490	0848-76-1899
	上川辺公民館	御調町大蔵148	0848-76-0301

名称	所在地	電話番号
市公民館	御調町市1110-1	0848-76-2323
河内公民館	御調町丸河南90-1	0848-76-1981
今津野公民館	御調町津蟹606-1	0848-78-0405
綾目公民館	御調町綾目959-2	0848-76-0050
大和公民館	御調町大山田1144	0848-76-0692
公民館	向島公民館	向島町5531-1
	川尻分館 (愛あいセンター内)	向島町5888-2
	土生公民館	因島土生町1724-1
	田熊公民館	因島田熊町1315-1
	三庄公民館	因島三庄町2257-3
	中庄公民館	因島中庄町547
	大浜公民館	因島大浜町426-15

名称	所在地	電話番号
公民館	重井公民館	因島重井町2978
	東生口公民館	因島原町1591-1
	瀬戸田公民館 (瀬戸田市民会館内)	瀬戸田町瀬戸田 535-1
	尾道ふれあいの里	御調町高尾1369
産業・その他施設		
尾道商業会議所記念館	土堂一丁目8-8	0848-20-0400
因島フラワーセンター	因島重井町伊浜 1182-1	0845-26-6212
向島洋らんセンター	向島町3090-1	0848-44-8808
県立びんご運動公園	栗原町997	0848-48-5446

## 交通機関

### ■バス・航路

**問** 政策企画課 ☎0848-38-9316

#### バス

路線・運賃は事業者にお問い合わせください。

- 因の島バス(株) ..... ☎0845-22-2171
- おのみちバス(株) ..... ☎0848-46-4301
- (株)中国バス(尾道営業所) ..... ☎0848-48-2211
- 鞆鉄道(株) ..... ☎084-952-3700
- 本四バス開発(株) ..... ☎0848-25-5571
- 尾道市(百島町定期輸送車) ..... ☎0848-38-9316
- 尾道市(因島定期輸送車) ..... ☎0848-38-9316

#### 航路

航路・運賃は事業者にお問い合わせください。

- 尾道～瀬戸田.....(株)瀬戸内クルージング ☎0848-36-6113
- 尾道～常石.....備後商船(株) ☎084-987-2711
- 尾道(駅前)～向島(富浜)・・・おのみち渡し船(株) ☎0848-38-7761
- 尾道(土堂)～向島(兼吉)・・・おのみち渡し船(株) ☎0848-38-7761
- 向東(歌)～浦崎(戸崎)・・・おのみち渡し船(株) ☎0848-38-7761
- 重井西～細島.....尾道市 ☎0845-26-6202
- 金山～赤崎.....三光汽船(株) ☎0845-28-0035
- 土生中央～三原.....土生商船(株) ☎0845-22-1337
- 土生中央～今治.....芸予汽船(株) ☎0898-32-6712
- 土生中央～魚島.....上島町 ☎0897-78-0011
- 土生長崎～立石.....上島町 ☎0897-76-2224
- 家老渡～上弓削.....(有)家老渡フェリー汽船 ☎0845-22-4463
- 洲江～小漕.....三光汽船(株) ☎0845-28-0035
- 沢～須波.....弓場汽船(株) ☎0848-64-8527
- 瀬戸田～三原.....弓場汽船(株) ☎0848-64-8527
- 瀬戸田～三原.....(有)マルト汽船 ☎090-2008-1777

# 市民の皆さんへお願い

- 安易な夜間及び休日の受診を控えましょう！
- かかりつけ医を持ちましょう！
- 適正受診に努めましょう！



## 家で様子を見ているのが心配なときは？ → 夜間・休日の救急

### 軽症の場合

自力で行くことができる

かかりつけ医に相談するか、下記の診療機関で受診してください。

- ・夜間救急診療所(内科・外科)
- ・休日当番医
- ・休日歯科当番医

※休日当番医、休日歯科当番医は広報おのみち・尾道市のホームページ参考

### 重症の場合

自力で行くのが難しい

自力で行くのが難しいこのような症状は救急車を！

- ・突然うまく話せなくなる
- ・胸が圧迫されるように痛む
- ・突然の激しい頭痛
- ・意識がない
- ・呼吸していない

## 子どもの急な病気の場合は？ → #8000

### 日曜・祝日の昼間

休日当番医をご利用ください。(広報おのみち・ホームページ参考)

### 夜間

JA尾道総合病院で行っている『小児夜間・休日診療』をご利用ください。診療をご希望の場合は、あらかじめ下記へお問い合わせください。

JA尾道総合病院[夜間休日救急お問い合わせ] ☎0848-22-8111(代表)

### 受診するか どうか迷ったら

「こどもの救急電話相談」にご相談ください。

#8000(毎日、午後7時～翌朝8時まで)

ダイヤル回線、IP電話、公衆電話からは ☎082-505-1399

判断の目安をホームページで提供しています。

こどもの救急(対象年齢/生後1ヶ月～6歳までのお子さん)

<http://kodomo-qq.jp/>

こどもの救急

検索

問い合わせ

尾道市健康推進課 〒722-0017 尾道市門田町22番5号

☎0848-24-1961 ☎0848-24-1966



**毎日診察  
しています!**

# 尾道市立 夜間救急診療所

夜間の急病やケガなどの応急的な診療を行います。

**診療時間** 20時～23時  
土・日・祝日を含む毎日

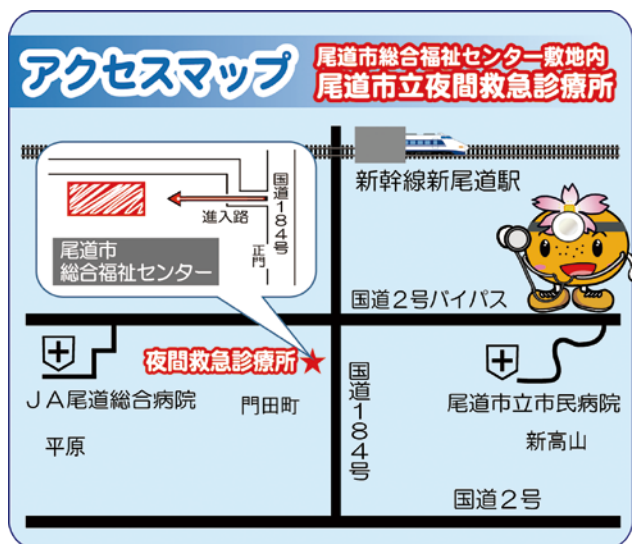
**診療科** 内科・外科

**電話番号** 0848-38-9099

**住所** 〒722-0017 尾道市門田町22番5号  
(尾道市総合福祉センター敷地内)

**用意するもの**

- 健康保険証、各種受給者証
- お金
- 普段飲んでいる薬(お薬手帳)



受診する前に必ずお電話でご連絡ください。



夜間の救急やケガなどにご利用ください

**子どもの  
急病は**

子どもの救急電話相談 **#8000** までお電話ください!



---

このたび、市役所の窓口や手続き等の行政情報を一冊に  
まとめた情報誌「尾道市民暮らしのガイドブック」を  
発刊いたしました。

本冊子に掲載の情報は、令和7年3月1日現在の情報を  
掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更さ  
れる場合があります。「広報おのみち」やホームページ  
等で個別にご確認ください。

---

## 尾道市民 暮らしのガイドブック

発 行

尾道市

〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1

TEL 0848-38-9111

FAX 0848-37-2740

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始は除く)



COCORONOMICHI  
Seaside Town Onomichi

## 尾道防災アプリ



避難所開設情報、危険な場所、  
避難ルートを確認でき、災害時  
に役立つ機能が備わっています。

## 尾道市 LINE



観光やイベントなどのお知らせ、  
市政や防災等の情報を発信して  
います。

## お問い合わせ

尾道市役所

〒722-8501

尾道市久保一丁目 15-1

TEL: **0848-38-9111**

FAX: 0848-37-2740

令和7年4月1日発行